

三浦郡

武山村須輕谷一〇一荒、煙、米、酒、菓子、雜  
 同 林一三二六菓子  
 同 一四四八 荒、菓子、果物  
 同 二〇四四 荒、金物  
 同 太田和一七九六荒、雜、米、酒、薪炭  
 同 一八一荒、酒、菓子  
 同 七九〇 雜、菓子  
 同 七五四 藥、荒、煙、文、洋  
 同 七三〇 (浴)  
 同 大矢部一八二 荒、雜、菓子  
 同 一〇〇六荒、煙、雜、酒  
 同 小矢部一五二 荒、雜、青物  
 同 一〇四四荒、雜、菓子、酒  
 同 一四二 藥、荒、雜

衣笠村

衣笠村小矢部一三九藥、荒、文、雜  
 同 三六〇 荒、農産物種子  
 同 五一三 (雜)荒、煙、文  
 同 五四三 荒、菓子  
 同 五四四 荒、金物

小林邦吉 粕谷米松 鈴木ヤス 井上玉五郎 今井彦太郎 小島トクワ 橋本トクニ 小泉クニ 赤司朝二 長島ナツラ 雜賀ハツツ 鈴木倉三 天野クハラ 工藤よし江 志村時次郎 渡邊福一 雜賀爲吉 西村キツ 茂木タツ 西村キツ

三浦浦

久里濱村

衣笠村小矢部三六五荒、菓子  
 同 一六〇三荒、酒  
 同 三五七 藥、荒  
 同 平作三六七六荒、煙  
 同 一八五六荒、煙  
 同 三九二六藥、荒、煙、文、洋、雜  
 同 三九七四藥、荒、煙、文、洋、雜  
 同 三九八六荒、雜  
 同 四〇三〇雜、酒、炭  
 同 三九七五雜  
 同 三九七六藥  
 同 衣笠二 荒、文、雜、酒  
 同 三六〇 藥  
 同 金谷二九九 藥、荒、煙、文、洋、雜  
 同 七五五 煙、雜、菓子  
 同 七二九 荒、菓子、果物  
 同 七四二 雜  
 同 七七九 雜、菓子  
 同 七五三 荒、煙、文

松永キサ 三富由藏 久保もとし 關口常次郎 芹澤チヨ 鈴木菊藏 二木きく 三木みつ 鈴木せい 鈴木タカ 川添ミヨ 二宮末吉 大塚惣之輔 竹本ヒデ 曾根ツル 神先秀雄 菅生光之助 村田サク 曾根サク

高級化粧用

ラベル石鹼

東京室町 三共株式會社

高級實用  
 おかめ髪洗粉  
 おふく石鹼

本舖 長尾長助商店

東京市牛込區岩戸町 電話三(四)一五番

三浦郡

久里濱村内川新田一五四六(浴) 米、酒、雜  
 同 米、酒、雜  
 同 二〇一一酒、菓子、果物、雜  
 同 米、薪炭、酒、雜  
 同 一五〇五文、雜、菓子、果物  
 同 一五〇六藥  
 同 一五四三荒、菓子  
 同 一四七〇藥、荒、煙、文、洋、雜  
 同 玩具  
 同 一五三五菓子、青物、雜  
 同 一六〇二煙、雜  
 同 同八幡久里濱六〇菓子  
 同 四五七 荒、煙  
 同 五〇七 荒、菓子  
 同 五〇八 油、雜  
 同 米、酒、雜  
 同 米、酒、雜  
 同 醬油、菓子、雜  
 同 米、酒、雜  
 同 一九六一荒、煙  
 同 一九七五煙、文、菓子、雜

小川廣次雄  
 橋本謙次  
 山田豊吉  
 鈴木春吉  
 犬川ツネ  
 石橋佐吉  
 梅澤松五郎  
 梅澤サト  
 梅澤ツメ  
 内田トメ  
 小清ヒサ  
 浅川常治  
 小川常治  
 長島忠造  
 長島キク  
 長島清松  
 鈴木福市  
 長島清吉  
 鈴木文吉  
 鈴木ミツ  
 石渡ヤ

三浦郡

南下浦上宮田三三三〇米、酒、雜

南下浦村

南下浦村長澤八七二菓子、果物、玩具  
 同 三〇七 菓子、雜  
 同 藥、文、菓子  
 同 同津久井一五四 煙、雜、菓子

北下浦村

久里濱村八幡久里濱一九一〇荒、菓子、果物、  
 同 一九二六藥、荒、煙、文、洋、酒  
 同 一九七八荒、菓子、果物、炭、酒  
 同 一九七四菓子、雜  
 同 一九九二荒、菓子、果物、乾  
 同 一九〇二雜、菓子、果物  
 同 一九九五(浴)  
 同 二〇二一(浴)  
 同 二三六七藥、文、醬  
 同 二〇三七菓子、果物  
 同 佐原七八六 荒、菓子、果物、酒

榎本イト  
 山本リセ  
 石渡エイ  
 福田初次郎  
 春木銀藏  
 山上キヨ  
 北村茂賢  
 松崎藤五郎  
 大住こよし  
 石渡ハツ  
 高橋ヤヌ  
 高橋仁助  
 山田カク  
 根岸克章  
 池上徳太郎  
 松原隆藏

煙草小賣店で賣る實質本位の

# たばこ屋石嶮

東京室町 三共株式会社

品質 實質 價實

キネマ 白マルセル石嶮



洗粉マ質化  
 潤ルセ駐  
 用末ル用  
 嶮石種各

所造製嶮石マネキ 五八四町山丸子磯市濱橋

三浦郡

南下浦上宮田五一〇糸、石油、紙  
 同 五三三 荒、玩具  
 同 一七四六薪炭、菓子、果物、酒、雜  
 同 五〇四 荒、米、酒  
 同 菊名四七 文、米、酒、雜  
 同 一一 米、酒、雜  
 同 一九三 玩具、菓子、雜  
 同 松輪一七一六煙、米、酒、雜  
 同 北下浦松輪二〇〇四雜、菓子  
 同 毘砂門六六九米、酒、雜

西浦村

西浦村秋谷二五四(雜)  
 同 三二六 荒、文、煙  
 同 三六二 文、雜、洋  
 同 五五五 (荒)  
 同 七二五二(文)  
 同 四二三〇(荒)  
 同 四二三五(藥)  
 同 四二六九(荒)  
 同 四三九五(荒)

西浦、五  
 西浦、六  
 西浦、元

長谷川カネ  
 荒井權次郎  
 富澤淺藏  
 新倉喜作  
 出口竹藏  
 三橋三郎  
 小笠原鬼一郎  
 藤平源兵衛  
 藤平作藏  
 渡邊龜太郎

西村肆一  
 若命ヒサ  
 村野モク  
 新倉トク  
 梶谷龜吉  
 關澤幸  
 吉川サヨ  
 大柿キヨ  
 梶谷初五郎

三浦郡

西浦村秋谷二一六(荒)  
 同 五三〇三 (雜)煙  
 同 四四一〇  
 同 二六三 (雜)吳服  
 同 二七三 (雜)  
 同 二七五 (雜)煙  
 同 四二七〇 (雜)煙  
 同 二六六 (雜)  
 同 二四九 (雜)文  
 同 四三九一 (雜)吳服  
 同 長坂 煙  
 同 佐島四五〇 (雜)  
 同 四六〇 (雜)  
 同 四六四 (荒)雜  
 同 四七一 (雜)  
 同 四九一 (雜)煙  
 同 五四六 (雜)煙  
 同 五三九 (雜)煙  
 同 五八五 (雜)  
 同 五九八(雜)  
 同 五七〇 (雜)

西浦、七  
 西浦、三  
 西浦、四  
 西浦、元  
 西浦、三  
 西浦、四  
 西浦、三

屋

細谷アキ  
 新倉丈八  
 新倉小太郎  
 根岸關造  
 細谷仁三郎  
 高橋信次郎  
 關澤勝五郎  
 細谷高次郎  
 新倉徳次郎  
 新倉徳次郎  
 一本助七郎  
 一本常吉  
 福山由次郎  
 米山勝次郎  
 岩崎勝次郎  
 安藤徳藏  
 福本光五郎  
 福本政司  
 青本喜十郎  
 福本喜十郎  
 藤田瀧次郎  
 細谷忠次郎

其他に匹敵する品の  
 入りのふ  
 料髪洗等高  
**あひさあ**  
 本舗太陽商會  
 印ひさあ  
 料髪洗等高  
 横濱市中区山町二ノ四  
 電話長者町二〇一

品質 質實 價實  
**キネマ**  
 高級洗濯石鹼  
  
 洗粉マ質化  
 濯ルセ 粧  
 用末ル用  
 鹼石種各  
 電話一四二一 東京 日本橋区山町二ノ四  
 電話一四二一 東京 日本橋区山町二ノ四

三浦郡

西浦村佐島六七三(雜)煙  
 同 五九七(雜)  
 同 六二七(雜)  
 同 荻名一六〇(文)  
 同 一八八(文)  
 同 二二七(文)  
 同 五六九(藥)  
 同 六八九(荒)  
 同 五六九(藥)文、雜  
 同 二六(煙)  
 同 七六(荒)  
 同 五七五(雜)  
 同 五五八(雜)吳服  
 同 荻野一四六(雜)煙

西浦、二  
 西浦、七

角

高橋榮吉  
 八木田萬藏  
 八木田澤藏  
 高橋イチ  
 守屋カツ  
 高橋ナカ  
 佐藤酒造藏  
 小森吉松  
 辻井恒三郎  
 辻倉寶治郎  
 片倉健太郎  
 片倉健太郎  
 高橋鹿之助  
 辻井八郎  
 濱田イナ

初聲村

初聲村三戸一〇三九  
 同 一一〇九  
 同 二五九〇  
 同 下宮田二七四(雜)  
 同 三二二〇(雜)

若宮堂  
 石渡徳次  
 猪熊億造  
 進藤音造  
 長谷川吉五郎  
 山崎善五郎

橘樹郡

日吉村

初聲村下宮田二七六二(雜)  
 同 三二四三(雜)  
 同 和田一七八五(雜)  
 同 二四五二(雜)  
 同 三二九三(雜)  
 同 三三二六(雜)  
 日吉村鹿島田四四八(煙)荒、文  
 同 一二九(荒)酒  
 同 一五八(荒)文、洋、吳服  
 同 九二八(荒)煙、文、洋  
 同 九六三(煙)荒、果物  
 同 九六九(荒)酒  
 同 一一〇八(乾)藥、荒、文  
 同 小倉二七二(藥)荒、煙、文、洋  
 同 三五一(荒)文、酒  
 同 一二七二(荒)菓子

橘樹郡

堀越七之助  
 深瀬キク  
 長澤元藏  
 瀧川鉄太郎  
 古山留藏  
 川名七太郎  
 小島力藏  
 飯山吉藏  
 榎本元三郎  
 梶惣藏  
 梶清藏  
 沼田萬次郎  
 和田忠治郎  
 小澤三木藏  
 齋木半四郎  
 三橋龜五郎  
 和田寅吉

價實質實

キネマ高級粉末石鹼 (石油鹼入)



洗粉マ質化  
 濯ルセ粧  
 用末ル用  
 鹼石種各

番二二七一四部電 所造製鹼石マネキ 五八四町山屯區子磯市濱橋  
 番二三一一四京口屋口橋

價實質實

キネマ高級洗濯石鹼



洗粉マ質化  
 濯ルセ粧  
 用末ル用  
 鹼石種各

番二二七一四部電 所造製鹼石マネキ 五八四町山屯區子磯市濱橋  
 番二三一一四京口屋口橋

橘樹郡

日吉村小倉一七〇一(煙)荒, 陶器  
 同 一一〇三(荒)酒, 鹽  
 同 南加瀬五五 (煙)文, 荒  
 同 六四 (荒)煙, 文, 洋  
 同 六六五 (荒)煙, 文, 酒, 菓子  
 同 一七二七(荒)煙, 文, 洋  
 同 北加瀬九一七(酒)荒, 煙  
 同 一四三三(藥)荒, 煙, 文, 洋  
 同 一一二一三(荒)  
 同 矢上二二〇(藥)荒, 煙, 文  
 同 一〇四六(煙)荒, 酒  
 同 (鹽)荒  
 同 二〇五〇(荒)煙, 文, 洋  
 同 箕輪四七二(酒)荒, 洋  
 同 五七七 (荒)藥, 文, 砂糖  
 同 駒林六七〇(酒)荒  
 同 九一八 (荒)煙, 洋, 酒, 菓子  
 同 二三一 (荒)酒  
 同 一九五七(煙)荒, 文, 菓子, 果  
 同 二二五九(煙)荒, 文, 酒  
 同 二二七五石鹼

小林慶次郎  
 小峰紋吉  
 藤田百太郎  
 澤淺宇之吉  
 藤田浪藏  
 新堀濱之助  
 竹間市五郎  
 高橋清作  
 鈴木信太郎  
 加藤テツ  
 井上國太郎  
 足立松之助  
 佐相淺五郎  
 飯山林次郎  
 石川菊藏  
 大戸好道  
 新堀伊之助  
 西山宇之吉  
 小泉竹松  
 小島孫吉  
 廣田力藏

橘樹郡

同 同 同 同 同 同 同 同 同  
 八二四 (藥)雜  
 四六 (荒)雜  
 七四九 (荒)雜  
 一一六二 (荒)雜  
 五七 (荒)  
 同 長尾八〇二 (荒)雜  
 同 一二五九 (荒)雜  
 同 一五〇二 (荒)  
 同 一二六一 (荒)  
 同 向丘村菅生 四 (藥)雜

向丘村、生田村

萬 關 橋 森 田 三 朝 田  
 本 本 本 本 代 吉 日 澤  
 屋 屋 屋 屋 屋 屋 屋 屋  
 鈴 關 中 森 杉 杉 杉 矢  
 木 口 野 田 田 田 田 澤  
 均 福 源 辰 仲 吉 信  
 二 太 治 五 次 好 次

同 同 同 同 同 同  
 同 下作延 (雜)  
 同 二子 (雜)  
 同 (雜)  
 同 (雜)  
 同 (雜)  
 同 高津村溝ノ口 【卸】

高津村

電、吾 丸 屋 鈴木 新平  
 電、五 江 戶 屋 川 田 金 作  
 電、五 東 屋 内 藤 要  
 東屋支店 黒川 九兵衛  
 電、六 太 田 屋 日 比 野 太 郎 右 衛 門  
 越 水 正 次

商卸貨雜品粧化  
 店商雄房大  
 町松若市賀須横  
 番五五九話電

キネマ高級粉末石鹼 價實質實



キネマ高級粉末石鹼 (石油鹼入)

洗粉マ實化  
濯ルセ粧  
用末ル用  
鹼石種各

番二二七二一國話電 所造製鹼石マネキ 番三三一一四京市産口替換 五八四町山屯區子磯市須横

橘樹郡

向丘村菅生一七八〇(荒)雜、藥  
同 平 三五  
同 長尾 二二一  
生田村高石  
同 榎戸

かみや

井上藏造  
井上春吉  
飯島サダ  
石井染吉  
飯島商店

中原町

中原町小杉九三六  
同 九二九 藥  
同 九二四 (荒)  
同 三三八 荒  
同 一〇二 (洋)雜  
同 二五六 (荒)  
同 小田中一七二五  
同 一六六六 荒  
同 一三八八 荒  
同 一三二五 荒  
同 一三九二  
同 一七五四(文)  
同 下小田中二九五(荒)  
同 上丸子五六二 (荒)

電、五  
電、三  
電、六

鈴木久藏  
小山安繼  
鈴木新太郎  
池上七右衛門  
猪股銀藏  
大野松五郎  
山崎てる  
島田新太郎  
藤田増五郎  
島田萬太郎  
朝山吉右衛門  
朝山憲治  
井上安次  
山本銀次郎

鎌倉郡

戸塚町

戸塚町戸塚七三 (煙)文、藥、荒  
同 六 荒、文  
同 四〇七八(煙)荒、文  
同 吉田一八 (煙)荒  
同 戸塚一ノ四〇八二(藥)  
同 四〇九一 文  
同 二ノ四一〇五(藥) 電、二、三  
同 四ノ三九二九文、荒、煙  
同 四一八六藥、文  
同 五ノ三八七六荒、文  
同 三八七〇文、荒  
同 二ノ四〇二八荒  
同 四〇(煙)荒、文

電、二、六 合資會社紀久商店  
平林小間物化粧品店  
トツカ薬局

白井作藏  
山本留吉  
野村文五郎

神保鎌太郎  
山口佐一郎  
吉原ヤス  
栗原濱五郎  
加藤孝三  
鈴木儀兵衛  
渡邊又治  
渡邊清一  
高村治義  
津田五一郎  
廣田文太郎  
内田國五郎  
島田フサ

鎌倉郡

價實質實

キネマ高級粉末石鹼



洗粉マ實化  
濯ルセ用  
用末ル用  
鹼石種各

電話一七二二番  
電話一三二二番

所造製鹼石マネキ

五八八町山丸富子橋市濱横

價實質實

キネマ高級粉末石鹼



洗粉マ實化  
濯ルセ用  
用末ル用  
鹼石種各

電話一七二二番  
電話一三二二番

所造製鹼石マネキ

五八八町山丸富子橋市濱横

(176)

鎌倉郡

戸塚町戸塚二ノ五二荒  
同 彌部八九 (荒) 煙  
同 矢部七一 (雜)  
同 二六 (雜)

電、二五 清

助

渡邊山太郎  
中出善作  
寺村ケイ  
石井萬藏

### 大船町

大船町 一 文、荒、藥、煙  
同 二 (藥) 荒  
同 田園一四八一(荒)  
同 一二一三(煙) 荒  
同 一二七五文、荒  
同 一九八一(荒) 文  
同 一四六一(煙)  
同 一四六六(荒) 文  
同 一二五九(荒)  
同 一二七五(荒)

山本常壽  
大野郁三郎  
横川新次郎  
永島庄藏  
杉澤マサキ  
宗田サキ  
三浦モシキ  
石井安太郎  
石井貞藏  
富岡貞吉

### 腰越津村

腰越津村八〇九 (煙) 荒  
同 三〇〇 (煙)

井上熊次郎  
岩田萬藏

(177)

鎌倉郡

川口村片瀬二七二五(煙) 荒

### 川口村

腰越津村三五 (荒)  
同 三七 (荒)  
同 六二 (荒)  
同 四八六 (荒)  
同 一五〇 (荒)  
同 一〇〇 (煙) 荒  
同 九六 (荒)  
同 一三七 (荒)  
同 九二 荒  
同 六五 (煙)  
同 一四五 (荒)  
同 六〇一 (文) 荒  
同 二〇 (煙)  
同 三〇一 (煙) 荒  
同 一五三 (荒)  
同 三四八 荒  
同 二〇五 (煙)  
同 二二〇 (荒) 煙

岩田モト  
入内島繁松  
細谷庄太郎  
渡邊福太郎  
金子平藏  
田二見重吉  
中丸カステ  
中丸カツ  
松岡七五郎  
小島徳藏  
坂卷レシ  
佐藤キシ  
湯浅豊吉  
清水進次郎  
平岩清太郎  
岡田トミ  
岩田音松  
和田キシ  
田中萬藏

## 紙類雜貨化粧品

卸 商

### 新野春之助

横須賀市中原里二百二十七番地

### キネマ石鹼

實質 實價



化粧用 實用 洗粉用 各種石鹼

高等キネマ石鹼

電話一七二二番 東京市東區山崎八五番 所造製鹼石マネキ

鎌倉郡

川口村片瀬二七三九(煙)荒  
 同 二八五六(煙)荒、文、洋  
 同 二六〇八(煙)荒、文、洋  
 同 二八四八(煙)荒  
 同 二八五〇(藥)  
 同 文  
 同 一八〇六(煙)  
 同 二〇八二(文)  
 同 二二八六(荒)煙  
 同 (文)  
 同 二四二九(荒)文  
 同 江ノ島三二一(荒)  
 同 (荒)  
 同 一五 (荒)  
 同 九四 (荒)  
 同 一三八 (藥)荒  
 同 下ノ谷二八八八(煙)  
 同 二八二九(煙)  
 同 二六二七  
 同 二八三三(文)  
 同 二五六〇(煙)

電、英  
松 全快堂  
屋

鈴木柳平  
 甘粕久兵衛  
 濱野平次郎  
 秋元己之助  
 重久申太郎  
 福本章七  
 山下清市  
 小池儀八  
 鈴木カネ  
 大橋キク  
 近藤マブ  
 進藤ノブ  
 湯淺益惠  
 山岸長太郎  
 安平吉五郎  
 和田丑太郎  
 和田己喜之助  
 鈴木茂藏  
 山本ヒサ  
 内藤政一  
 土屋龜之助

### 丸善ベールム

特大瓶 700cc 定價 ¥2.60  
 大瓶 350cc 同 ¥1.50  
 小瓶 175cc 同 ¥0.85

發賣元 東京 丸善株式會社

鎌倉郡

川口村下ノ谷二五九三(荒)文  
 同 二八六〇(荒)文  
 同 二八八八(荒)  
 同 二八三三(藥)荒  
 同 二八二九(洋)  
 同 二八二九  
 同 (煙)荒  
 同 (煙)荒  
 同 (煙)荒  
 同 東口二四九二(藥)  
 同 二五四〇(煙)  
 同 二七二二(荒)  
 同 二五六〇(荒)文  
 同 西方一六二〇(煙)荒、文  
 同 二四九二(煙)荒、文  
 同 二四九二荒  
 同 (煙)荒  
 同 深澤村梶原  
 同 山崎  
 同 (煙)

### 深澤村

光和堂

鈴木壽賀  
 小島治三郎  
 山崎龜吉  
 甘粕助次郎  
 山本林太郎  
 岡崎平太郎  
 鈴木幾藏  
 甘粕寅之助  
 鈴木タヨ  
 清水芳作  
 甘粕高太郎  
 鈴木イチ  
 金子トシ  
 濱野ヨネ  
 五島淺五郎  
 岡崎ハル  
 旗野勇助  
 岩壁八郎  
 高井辰五郎

### 丸善ベールム

特大瓶 700cc 定價 ¥2.60  
 大瓶 350cc 定價 ¥1.50  
 小瓶 175cc 定價 ¥0.85

發賣元 東京 丸善株式會社



鎌倉郡

堀澤村平廣 (煙)  
同 留田 (煙) 雜  
同 常盤 (煙) 雜

吉田利三郎  
德増退次  
德増スギ  
大塚武雄

鎌倉町

鎌倉町長谷二〇八(荒)煙、文  
同 坂下一〇六(藥)文、荒  
同 五二(煙)  
同 同山比ヶ濱七四三(荒)文  
同 一〇六(藥)  
同 一〇〇(藥)  
同 二二九 荒、文、酒  
同 二二〇 (文) 洋  
同 二二三 荒、煙、米、酒  
同 二五二 (洋)  
同 二二〇 茶  
同 石同一一七 (かもじ)  
同 一一八  
同 長谷一四二六(煙)荒

電、二〇

金物屋 早川兼吉  
人形屋 三橋卯之助  
湘南堂 竹内芳次  
浦野市藏  
伊藤太三郎  
誠信堂 奥津君太郎  
榮屋 安齋エイ  
金田商店 金田作藏  
笹屋 木村兼吉  
テポリ洋品店 大場文藏  
高砂園 伊藤矢藤次  
島屋 今田松五郎  
石黒シゲ  
遠藤竹次郎

鎌倉郡

鎌倉町長谷一四二五(藥)  
同 一四一 (煙) 荒、文  
同 二五〇 文  
同 一三六 (藥)  
同 二六八 (煙) 荒  
同 二九一 (煙) 荒、文  
同 二七〇 荒  
同 二九 藥  
同 五一九 (煙) 荒  
同 同坂ノ下二九 (煙) 荒、文  
同 同小町三三〇 (藥) 釣具、文  
同 同扇ヶ谷六三三 文、荒  
同 同雪ノ下二三三 (煙) 荒、藥、文  
同 二七三 (荒)  
同 二七二 (貝細工) 荒、文  
同 二六八 (藥) 荒  
同 同 (貝細工)  
同 九八五 文  
同 四二七 (藥)  
同 六一三 (煙) 荒、文  
同 六二四 文

電、六

十全堂 吉野廣吉  
大和屋 磯部松吉  
水野藥局 水野治助  
泉陸造  
鈴木友次郎  
三橋作太郎  
加藤米吉  
吉村文吉  
木村吉五郎  
三岡周壽  
森梅吉  
齋藤春吉  
田中寅吉  
岩淺新三郎  
福本茂平  
佐草銀次郎  
小山弘人  
高木芳長  
越中屋  
高木藥局  
電、四二

價實質實

キネマホーサン石鹼



洗粉マル實化  
濯セル粧  
用末ル用  
鹼石種各

キネマホーサン石鹼 所造製鹼石マホキ

五八四町山丸區子橋市濱濱

番二二七一 電話  
番二二二一 四京身 陸口 掛換

胃腸病と 婦人病に 折紙付効力

艾の元祖釜屋發賣の温灸器に釜屋  
艾を使へば熱  
く無く灸痕無  
く如何なる難  
病も數回にて  
奏効殊に胃腸  
病婦人の病に  
卓効ありその  
理由は新陳代  
理を増し血球  
を新血に換へ  
チン血精療法  
を艾獨特の  
釜屋艾の  
効能使用法  
現品に添付  
温灸器  
一具艾藥付  
(御申越次第カタク送呈)

金十一圓五十錢  
送料二圓七錢

神奈川縣代理店  
古牧與平商店  
横濱市神奈川區浦島丘通

元釜屋艾合名 釜屋商店  
祖釜屋艾會社



鎌倉郡

鎌倉町雪ノ下三七一(藥)

同 三七八 煙

同 三五三 煙

同 二八一 (洋)

同 小町三六〇 藥,下駄,荒,文

同 八五三 酒,荒

同 大町八三二 (煙)荒

同 一 (煙)荒,文

同 二 (藥)

一心堂 新木準一

安西貞三

成毛菊治

松岡勝次郎

金井銀之助

石原源之助

録田音吉

山田延藏

石非常二郎

電、八五 松岡洋品店

菊屋 石原商店

電、六〇八

常盤藥局

小坂村

小坂村山ノ内七二九(荒)

同 七六一 文,煙

同 一三四〇(煙)荒

同 七三〇 煙

同 一四八三(荒)洋

同 九二 (藥)文

同 一三五五(煙)荒

同 五 (荒)文

同 一三四〇(煙)荒,文

同 七四二 (荒)

山井林藏

石井甚藏

青木幸藏

關根卯三郎

鈴木ツヤ

國立正吳

山下多門

山崎喜平

小山清治

吉田義弘

根本民藏

内田庄藏

栗田千代松

石井一郎

加藤ムメ

大野郁三郎

小島利助

石井メノ

小泉モト

小林彌惣治

齋藤留吉

吉川イト

佐藤イチエ

中田信次郎

金子タツ

藤田ヨシ

根本正司

乘末リョウ

吉田銀次郎

須藤喜四郎

宇野良平

鎌倉郡

小坂村山ノ内七六七(藥)荒

同 八 (荒)藥,文

同 七七七 荒,文

同 一三八五(荒)

同 一三八九(荒)文

同 小袋谷二 (藥)文

同 二七 (煙)荒,文

同 (荒)文

同 (荒)

同 (煙)荒,文

同 七〇二 (雜)

同 三九六 (藥)荒

同 一七 文,荒

同 六四〇 (荒)

同 八五五 (荒)文

同 (荒)

同 一五二一(荒)

同 一八九〇(藥)荒

同 一九六三(荒)文

同 三八四 (荒)

同 一八六 (荒)

美

助印 形げまじもか 屋造問製 店貨百容美屋林 四二四四四電一ノ一町樂永區中市濱横

アイロン ブラシ レザー パリカン 金屬雜貨 安全カミソリ 申込次第助六高級 カタログ送ル



まげ形の 御仕入なら 助六印の 揚巻形と! 助六形を! 造製形げまじもか 店貨百容美屋林 一ノ一町樂永區中市濱横 番四二四四四話電

鎌倉郡

小坂村 臺三七 文、藥、荒  
 同 一七 荒、文  
 同 一 (雜)  
 同 大戸部 三六八 (藥)  
 同 三九二 (藥)  
 同 一六 (荒) 文  
 同 四〇 (煙) 荒  
 同 一七 文  
 同 (洋)  
 同 (荒) 文  
 同 (煙) 荒  
 同 一七 (煙) 荒  
 同 今泉 二七 (荒) 文  
 同 三一六 (煙) 荒  
 同 一七 (荒) 藥、文  
 玉繩村 七二六 (荒) 洋、文  
 同 岡本 六三九 (煙) 荒  
 同 五六五 (荒)  
 同 八一六 (煙)  
 同 一七 (荒) 藥、文

玉繩村

林 惣次郎  
 高橋 サク  
 山本 常壽  
 鈴木 仙次郎  
 星野 清藏  
 小永 井藏  
 相良 五郎  
 佐藤 いち  
 望月 長  
 加藤 フク  
 高橋 サク  
 都築 ふみ  
 小泉 ゲン  
 高田 吉  
 坂口 竹次郎  
 市川 タケ  
 市川 銀藏  
 矢島 サク  
 芹澤 イネ

内外化粧品

各種香油  
 煉乳油  
 ベーラム  
 クリーム  
 白粉  
 ホマード  
 水クリム  
 香水  
 プリアンチン  
 製造及  
 直輸入

米國イデエニツク・リム・特約店  
 林屋美容百貨店化粧品部  
 横濱市中區永樂一ノ一 電話四四二番

鎌倉郡

永野村

玉繩村 岡本 一七 文  
 同 玉川 八六一 文、藥、荒、煙  
 同 岡本 七二七 雜  
 本郷村 桂 九六九 (雜)  
 同 七三六 (雜)  
 同 公田 五一九 (雜)  
 同 中野 一四〇〇 (雜)  
 同 上野 一〇三一 (雜)  
 同 中野 六三 (雜)  
 同 小菅ヶ谷 七六九 (雜)  
 同 一一二六 (雜)  
 同 二〇一一 (雜)  
 同 笠間 一七一 (雜)  
 同 一七四 (雜)  
 同 一一六〇 (雜)  
 同 一一六〇 (雜)  
 同 一一五九 (雜)

本郷村

桂 原市 藏  
 旭 原市 德  
 車 高田 吉  
 石橋 屋 伊太郎  
 長瀬 米藏  
 田中 忠善  
 田中 房吉  
 長島 太一  
 花澤 泰次郎  
 秋本 新吾  
 吉田 善次郎  
 内田 喜和一  
 山田 屋 椿留五郎  
 煙火 屋 田中 房吉  
 長島 太一  
 花澤 泰次郎  
 秋本 新吾  
 吉田 善次郎  
 内田 喜和一  
 山田 屋 椿留五郎  
 市川 テイ  
 矢島 サク  
 小杉 浅吉

登録商標



元結  
 まげ形  
 かつら  
 はり毛  
 ヘヤトツア  
 ヘヤネット

助母か

製造問屋  
 林屋美容百貨店  
 電話長者四四二番  
 横濱市中區永樂一ノ一

各種香油  
 煉乳油  
 ベーラム  
 クリーム  
 白粉  
 ホマード  
 水クリム  
 香水  
 プリアンチン  
 製造及  
 直輸入

内外化粧品

米國イデエニツク・リム・特約店  
 林屋美容百貨店化粧品部  
 横濱市中區永樂一ノ一 電話四四二番

鎌倉郡

永野村永谷三〇九九(雑)  
同 三五九二(雑)  
同 一六六一(雑)

村岡村

村岡村彌勒寺 (雑)  
同 (雑)  
同 小塚 (雑)  
同 柄澤 (雑)  
同 宮前 (雑)

中和田村

中和田村和泉一四(雑)  
同 三六三 (雑)  
同 七五七 (雑)  
同 一二六 (雑)  
同 三八九五(雑)  
同 三八五五(雑)  
同 四五八三(雑)  
同 三六九九(雑)

瀬之間 常太郎  
平井新太郎  
笠原 廣

寺田時次郎  
勝浦嘉藏  
伊澤増太郎  
小塚廣吉  
小池隆太郎  
池田八十八  
青木 ゆう

渡邊重平  
山口イセ  
田中吉  
矢澤常吉  
安西登一  
鯨井ヤス  
福岡久吉  
片野クヲ

鎌倉郡

中和田村和泉三六九九(雑)  
同 五二五四(雑)  
同 三七四〇(雑)  
同 七一一 (雑)  
同 一二六五(雑)  
同 三七四〇(雑)  
同 一三〇一(雑)  
同 四七二八(雑)  
同 三六一六(雑)  
同 五〇七八(雑)  
同 三八五七(雑)  
同 三一二二(雑)  
同 四五八七(雑)  
同上飯田一八二 (雑)  
同 一五〇 (雑)  
同 二四二四(雑)  
同 九三九 (雑)  
同 (雑)  
同 九五五 (雑)  
同 一〇九〇(雑)  
同 九五五 (雑)

森原初五郎  
桑原近藏  
安西トヨ  
横山中正  
田中兵藏  
近藤ミネ  
田中兵藏  
横山ツヤ  
武藤平八  
大矢喜作  
加藤つね  
石井鶴吉  
鈴木喜三郎  
鈴木喜三郎  
麻生國五郎  
露木キク  
三橋龜藏  
矢澤仁三郎  
持田アキ  
荒井政幸  
宮崎シヅ  
持田シヅ

合加水マチへ

花鳥石鯨

本店金一眞商店



高貴  
シオヒト石鯨  
愛兒御婦人紳士一般の肌  
に最も良いた品是非試用願す  
井上商店

鎌倉郡

中和田村上飯田一一三六(雑)  
 同 一一一一(雑)  
 同 一一一六(雑)  
 同 九五八(雑)  
 同 一一〇九(雑)  
 同 二七九四(雑)  
 同 二七九三(雑)  
 同 四一〇四(雑)  
 同 四一三(雑)  
 同 一〇九九(雑)  
 同下飯田六五〇(雑)  
 同 七四四(雑)  
 同 一二八四(雑)  
 同中田 二〇一八(雑)  
 同 九八〇(雑)  
 同 一〇二五(雑)  
 同 九八八(雑)  
 同 二三八〇(雑)  
 同 九八八(雑)  
 同 一九五六(雑)  
 同 二九四二(雑)

中丸キン  
 小曲小三郎  
 中野浅治  
 關水政高  
 三橋喜録  
 三橋伴藏  
 持田千代藏  
 石井佐五郎  
 矢部コマ  
 中野熊太郎  
 野崎政五郎  
 鈴野國助  
 小菅元吉  
 青木直藏  
 小山千代藏  
 小山仲春  
 小山芳男  
 長谷川ヤス  
 石井銀太郎  
 小山榮藏  
 安西歌治

鎌倉郡

中和田村中田一九一八(雑)  
 同 二〇一七(雑)  
 同 一九三〇(雑)  
 同 四〇四二(雑)  
 川上村  
 川上村下柏尾八一九(雑)  
 同前山田九七(雑)  
 豊田村  
 豊田村上倉田二九四(雑)  
 同 九九二(雑)  
 同下倉田三一六(雑)  
 同 五三四(雑)  
 同 七〇一(雑)  
 同 長沼六四六(雑)  
 同 九一(雑)  
 同 飯島一六六六(雑)  
 同 金井一四四九(雑)  
 同 田谷一七〇九(雑)  
 同長尾臺四二七(雑)

川上村

豊田村

一軒屋(號)

高藤忠次郎  
 仁木ヒサ  
 小山久藏  
 青木正平  
 小山勘藏  
 青木忠治郎  
 堀内藤吉  
 笈川清吉  
 竹山光次郎  
 吉田テウ  
 浅田リウ  
 内田球司  
 山岸金之助  
 石井佐久  
 田邊金太郎  
 伊藤清一  
 八ツ橋利助

理想的

い良番一にめたの髪くし床ひ匂


美髮料

油香ンランラ

東京大阪 號田福舗本

價實 質實

キネマクリーム石鹼



洗粉マ實化  
 濯ルセ絨  
 用末ル用  
 鹼石種各

所造製鹼石マネキ

番三二七・國都電  
 番二三一・四京理口野根

五八四町九區子磯市濱横

鎌倉郡

中川村

中川村阿久和一二〇(雑)  
 同 一二〇(雑)  
 同 三六二二(雑)  
 同 四六〇八(雑)  
 同 三七七四(雑)  
 同 三九七四(雑)  
 同 三四〇一(雑)  
 同 一二〇(雑)  
 同 六八八(雑)  
 同 三四三五(雑)  
 同 三一九六(雑)  
 同 二九一六(雑)  
 同 三一九二(雑)  
 同 二九五五(雑)  
 同 岡津二〇八五(雑)  
 同 一二四三(雑)  
 同 二四一(雑)  
 同 一三三九(雑)  
 同上矢部一〇〇(雑)

中丸サキ  
 相原タヨ  
 一之木茂  
 大岡喜十郎  
 相澤直次郎  
 北井道三郎  
 増田辨太郎  
 久米いさ  
 中丸ヒサ  
 山本キク  
 山口榮之助  
 堀江ヒサ  
 相澤光治  
 相原三郎  
 小泉信太郎  
 澁谷鑛作  
 佐藤サキ  
 鈴木マサ  
 岩本マサ

キネマ化粧石鹼

實質 實價



洗粉マ實化  
 濯ルセ粧  
 用末ル用  
 鹼石種各

キネマ化粧石鹼

番二二七一 國 電 所造製鹼石マネキ 五八四町山丸區子橋市濱橋  
 番二三一一 西 京 東 港 口 特 設

都筑郡

都岡村

中川村上矢部一五〇(雑)  
 同 名瀬六九八(雑)  
 同 三三三(雑)  
 瀬谷村六九三二(雑)  
 同 六八五八(雑)  
 同 三三三九(雑)  
 同 三四六二(雑)  
 同 四三三九(雑)  
 同 二二〇四(雑)  
 同 二一三三(雑)  
 同 一四五二(雑)  
 同 一三六六(雑)  
 同 三八九(雑)  
 同 三八七(雑)  
 同 二ツ橋三一二(雑)

瀬谷村

中丸一作  
 渡邊音吉  
 新井與兵衛  
 大塚源之助  
 岩崎ミネ  
 安藤九之助  
 高橋力藏  
 西川武一  
 原登根藏  
 石川喜與市  
 榎山半藏  
 小澤島五郎  
 石川八代吉  
 仙田高次郎  
 相澤安之丞

仲野仲藏

キネマバス石鹼

實質 實價



洗粉マ實化  
 濯ルセ粧  
 用末ル用  
 鹼石種各

キネマバス石鹼

番二二七一 國 電 所造製鹼石マネキ 五八四町山丸區子橋市濱橋  
 番二三一一 西 京 東 港 口 特 設



都筑郡

柿生村

黒川 雑太  
 上麻生 雑太  
 王禪寺 雑太  
 早野 雑太  
 片平 雑太  
 同 雑太

新治村

新治村十日市場二二三六雑  
 同 一二〇八雑  
 同 一二四六雑  
 同 榎下 四七八雑  
 同 六二二雑  
 同 六二二雑  
 同 四三八雑  
 同 久保 九二三雑  
 同 二二五七雑  
 同 二二七七雑  
 同 二三八一雑

便利屋  
 長谷川  
 杉本商店  
 杉本克男  
 土方喜美江  
 梶宗助  
 立川隆一  
 荻生田源吾  
 志村文治  
 杉本克男

山田次郎  
 加藤清志  
 白井ヤス  
 浅野キク  
 足立鶴太郎  
 平本藤馬  
 佐藤イナ  
 佐藤長吉  
 岸竹之助  
 岩澤太郎  
 山口トハ

オイラノ洗濯石鹸

横濱市中区櫻木町四丁目七十番地  
 電話本局四五四七番  
 オイラノ洗濯石鹸出張所

都筑郡

都田村

新治村久保二〇八〇雑  
 同 臺 一二六雑  
 同 二八七雑  
 同 寺山九九雑  
 同 同 雑  
 同 六九雑  
 同 中山二六一雑  
 同 一五九雑  
 同 一五七雑  
 同 一五一雑  
 同 同 雑  
 同 下猿山八六三雑  
 同 八九六雑  
 同 鴨居一七七九雑  
 同 一一八六雑  
 同 八五三雑  
 同 本郷 七四九雑  
 同 上菅田五七六雑  
 同 八三七雑

佐藤英一  
 岩澤佐平  
 中山長平  
 荒井角過  
 土志田ヒロ  
 城田藤松  
 石井ひで  
 吉濱武茂  
 八木ムラ  
 金子秋五郎  
 川島房次郎  
 金子國藏  
 金子房吉  
 岩岡トク  
 竹井逸作  
 飯田五郎  
 松野筆吉  
 石崎山藏  
 中山彦左衛門

大量販賣の先驅



印入用厚司  
 の御注文は  
 是非弊店へ

木綿厚司  
 帆前掛卸  
 十八屋商店

東京市日本橋區  
 元大坂町一番地  
 電話東京六九一四番



高座郡

都田村川和七四六雜  
 同 佐江戸二〇九五  
 同 地部四七三七  
 同 二六一三(雜)  
 同 二八四八(雜)  
 同 三七九二(雜)  
 同 一七二〇(雜)  
 同 三〇六四(雜)  
 同 東方一二九一(雜)  
 同 一一九八(雜)  
 同 杉本一四九五(雜)  
 同 六三一 (雜)  
 同 大熊五五一 (雜)

◇高座郡

藤澤町

藤澤町 五五九 (煙)荒  
 同 四六〇 藥、荒、文  
 同 藤澤五五六 (書籍)荒、文、荒、藥、煙、洋畫材料  
 同 四六二 (洋)

内田雜貨店 内田高庸  
 義光堂 目谷仙太郎  
 修文堂 山田伊三郎  
 淺井洋物店

中山幸三郎  
 大久保梅吉  
 島村賢造  
 佐野光春  
 元木孝吉  
 庄間仙次郎  
 近藤興四郎  
 大谷貞助  
 重田勝藏  
 澤田正直  
 飯島重藏  
 加藤喜助  
 中山富藏

小間物化粧品系雜貨

卸商

内田政吉商店

相州藤澤町藤澤四千四百六十六番地

高座郡

藤澤町藤澤五五一(荒)藥  
 同 四六二(洋)荒  
 同 藤己 五三〇(藥)文  
 同 文、荒  
 同 五三九(藥)  
 同 九六五(藥)文  
 同 本町通五六七(藥)煙、文  
 同 一〇六(文)  
 同 庚中堂四三 (洋)  
 同 五七九文  
 同 藤澤 六八 砂糖、藥、荒、煙、文【卸】電、六  
 同 久川 二二三(洋)  
 同 正木 五九 (藥)  
 同 川岸 七 (洋)  
 同 七二〇荒【卸】  
 同 藤澤 七四八(雜)  
 同 七一〇荒、雜【卸】  
 同 七五八(洋)  
 同 九六八藥  
 同 七二八荒、紙、疊表【卸】

電、三六 寺田支店 石井芳五郎  
 電、三六 湖南堂 寺田鐵之助  
 電、三〇 榊屋 堀内利  
 萬屋 大谷英次  
 保川藥局 保川小三郎  
 藤澤藥局 篠田佐野八  
 中島愛生堂 中島萬之助  
 岩崎專三  
 東兼子 清水馨  
 原澤英次  
 合名會社 雨谷商店  
 柏屋 谷津くら  
 永壽堂 松永貞郎  
 藤澤屋洋品店  
 清田林藏  
 煙草屋 鈴木梅吉  
 龜甲屋 新堀廣吉  
 稻元屋 寺田鐵之助  
 一心堂藥局 笹倉信一郎  
 豐元屋 川上安次郎  
 電、四 電、二〇

營業品目

醫師處方調劑  
 和漢工業藥品  
 諸家有功賣藥  
 計量器免許販賣  
 化粧品其他

永壽堂藥局

藥劑師

松永貞郎

藤澤町正木町五九  
 電話二五八番

高座郡

藤澤町南仲通り一〇三(荒)文  
 同 相生一〇五二荒、文  
 同本町通五五九(洋)文  
 同 藤澤一四一六煙、荒【卸】  
 同 一四二二(藥)文  
 同 一八六七(藥)  
 同 一四四六(雜)文  
 同 三八九(煙)荒、藥  
 同 七五四(玩具、雜)荒  
 同 一八三六(藥)  
 同 一四〇六(文)荒、煙  
 同 一四四七(雜)煙  
 同 一八七八雜  
 同 一八八〇(雜)  
 同 一四五七藥  
 同 一七九五(荒)文  
 同 引地一三三七(荒)  
 同 一三三(荒)  
 同 白旗一八八五(煙)荒、文  
 同日之出四二〇 荒、藥  
 同 鶴沼一九五三(雜)荒

電、三六 島村百太郎  
 電、三〇 野中靜吉  
 電、三〇 廻神陽三  
 電、三〇 内田政吉  
 電、三〇 中島宗治  
 電、三〇 加藤徳次郎  
 電、三〇 鎌田長吉  
 電、三〇 古知屋圭助  
 電、三〇 南繁三  
 電、三〇 寺田一郎  
 電、三〇 小林彦  
 電、三〇 本莊林平  
 電、三〇 兼子浪造  
 電、三〇 田中網治郎  
 電、三〇 白井武  
 電、三〇 川野エツ  
 電、三〇 關根百太郎  
 電、三〇 三猪熊藏  
 電、三〇 久保田春吉  
 電、三〇 平野清太郎  
 電、三〇 吉岡タミ

高座郡

藤澤町日之出四二〇(荒)  
 同 藤澤三九三(煙)荒  
 同 一四五八(紙)雜【卸】  
 同 一四六一(洋)文、荒  
 同 六四二七藥、荒、文  
 同 六四一七(煙)荒  
 同 三三七 荒  
 同 三二八(藥)文、荒、煙  
 同 文 雜  
 同 辻堂一五八八(藥)文  
 同 一五五四(藥)  
 同 一五四二(雜)荒  
 同 一五三三(雜)煙、酒  
 同 二八二八(煙)荒、文  
 同 一五二六(藥)文  
 同 五七八八(煙)荒、文、酒  
 同 五七八八(荒)  
 同 五七五二(煙)荒  
 同 五七三八(雜)

電、元 釜屋藥店  
 電、三三 廻生堂  
 電、三三 水島商店  
 電、三三 伊豆屋  
 電、三三 旭屋  
 電、三三 辻堂藥局  
 電、三三 林屋

録倉屋  
 立花屋  
 河原力藏  
 叢庄之助  
 小林菊太郎  
 藤田綱吉  
 上野秀吉  
 川野惣次郎  
 久保田正吉  
 岡本ケイ  
 三枝仁七  
 小塚源藏  
 臼井賢三郎  
 遠藤千藏  
 木島佐太郎  
 内山重季  
 古谷己之助  
 金川龜太郎  
 川延林藏  
 相澤敏一  
 櫻井トモ  
 石井嘉七

**目品業營**

物糸・香線・燭蠟・チツマ・鹼石・紙  
 貨雜他其油諸外内・品屬附類針縫

**小 林 菊 太 郎 商 店**

家領町澤藤縣川奈神

**レモン石鹸**

お肌の  
美を増す  
特種な力  
成和商會

意匠登録第壹九七四號  
 萬人が好く  
 レモンのかほり...  
 (有名百貨店及洋品  
 化粧品店にあり)  
 ◇レモンジュウス入...



高座郡

相原村

同	相原村相原九九〇雜	鍵屋	井上金十郎
同	八一 (鍵)雜	提灯屋	清水ヤス
同	三九 雜	津久屋	井上英三
同	二九〇 (雜)	駒屋	吉川チヨ
同	三三三 雜、荒	半田屋	北島定吉
同	三〇二 荒	山田屋	阿部ツヤ
同	七八〇 雜	安西長太郎	山田助六
同	橋本五〇六 (雜)荒	電、只	小島信太郎
同	五〇四 雜	二見屋	岡部つる
同	四九五 雜、荒	饅頭屋	能丈甚太郎
同	二〇 (饅頭)雜	電、毛	伊波勝治
同	四九八 荒	池田屋	長瀬正
同	五〇四 雜、荒、文	電、完	北村彦太郎
同	五四四 荒	新 店	尾形新八
同	四八 (荒)	醬油屋	中里富作
同	五〇一 荒、雜	小山三九五(雜)	佐藤高三郎
同	五八四 (醬油)雜		井上秀三

高座郡

茅ヶ崎町

同	茅ヶ崎町五六六(洋)文	電、二二	日新堂	澁谷藤吉
同	五五八一(酒)煙、文、洋、藥	電、八〇八	林屋本店	山本格三
同	五五六五	同	永島屋	永島賢治
同	同	同	同	同
同	五四五七(洋)荒、藥	同	同	同
同	五四五六文、荒	同	同	同
同	五五五五(藥)文	電、三〇	釜屋商行	寺田純一
同	五五六五(綿)荒	電、翌	後藤商會	清田鐵藏
同	五二八一(洋)金、文、荒	同	豐屋	山田豊次郎
同	五二七七(荒)洋	同	松元屋	三枝正治
同	三二六五(洋)	同	同	同
同	五一六一(煙)	同	同	同
同	三四二一(煙)文	同	同	同
同	三五〇七(煙)荒、藥、文	同	釜成屋	西ノ宮かね
同	四六九三(藥)煙	同	白田藥局	白田辰五郎
同	四八九二藥、荒	同	持田屋	持田長太郎
同	四六七二煙	同	若松屋	小杉由五郎
同	四六八〇(煙)	同	同	同
同	四六二四藥、荒、煙	同	同	同

**地球型丸バス石鹼**

**價實 質實**



キネマ浮石鹼

洗粉マル實化  
濯セル粧  
用末ル用  
用末ル用  
鹼石種各

電話一四九一七二番  
電話一四九一七二番  
所造製鹼石マネキ 五八四町山丸區子磯市濱磯

**地球型丸バス石鹼**

**價實 質實**



地球型丸バス石鹼

洗粉マル實化  
濯セル粧  
用末ル用  
用末ル用  
鹼石種各

電話一四九一七二番  
電話一四九一七二番  
所造製鹼石マネキ 五八四町山丸區子磯市濱磯

高座郡

茅ヶ崎町四三九四(煙)荒  
 同 四四一五(煙)荒  
 同 四八二二(煙)文  
 同 五五六〇(藥)荒  
 同 一九九五(洋)  
 同 五八五七(煙)  
 同十間坂 (藥)  
 同 (荒)  
 同 (紙)文、荒、藥  
 同 (煙)  
 同 (文)  
 同海岸通五五四〇(藥)  
 同 新町五五三五(煙)荒、藥、文  
 同 五五四五(煙)荒、文  
 同 五五三八(荒)  
 同 本村 (雜)  
 同十間坂 (雜)荒  
 同 下町 (雜)荒  
 同十間坂 (雜)  
 同小和田 (雜)

電、三

守屋商店  
 岩澤熊次郎  
 原秀吉  
 村山鎌五郎  
 齋藤國松  
 守屋萬藏  
 米山八十八  
 根岸豐吉  
 山田久次郎  
 鈴木金太郎  
 島津留吉  
 熊澤泰助  
 伊藤龜之助  
 庄田俊  
 竹内忠次郎  
 中村晉松  
 山上金太郎  
 石井小三郎  
 今井銀藏  
 小泉米吉  
 三橋萬五郎  
 長島賢治  
 新田信  
 茅花屋  
 伊藤龜之助  
 伊シイ號  
 長俊屋  
 新田屋

高座郡

茅ヶ崎町小和田 (雜)  
 海老名村河原口五〇〇(煙)  
 同 二二四 (煙)文、荒  
 同 國分 (荒)雜  
 同 柏ヶ谷 (雜)  
 同 大谷 (荒)  
 同 中新田 (荒)  
 御所見村用田六三六(雜)  
 同 六三五 (雜)  
 同 六一七 (荒)  
 同 一五四〇(雜)綿  
 同 一五三七(雜)  
 同 二七 (雜)  
 同 葛原二二三四(雜)  
 同 一〇九〇(荒)  
 同 葛蒲澤六二九(雜)  
 同 三三四 (雜)

海老名村

御所見村

坂蒔伊之助  
 協 頌 操  
 田 中 藤 藏  
 小野澤濱次  
 重田豊吉  
 植木彦太郎  
 井上幸三郎  
 泰鶴三郎  
 篠田與三郎  
 伊東利貞  
 清田金吉  
 岩橋仲藏  
 伊東吉次  
 神崎波藏  
 田中源三郎  
 小泉恒二  
 比留川クマ  
 龜井貞藏  
 綿田屋  
 清田屋  
 伊東屋  
 篠田屋

價實質實

キネマ 白マルセル石鹼



洗粉マ實化  
 濯ルセ粧  
 用末ル用  
 用石種各

電話一七二二番  
 東京市豊口一三番

所造製鹼石マネキ

五八四町山丸區子磯市濱横

價實質實

キネマ 白マルセル石鹼



洗粉マ實化  
 濯ルセ粧  
 用末ル用  
 用石種各

電話一七二二番  
 東京市豊口一三番

所造製鹼石マネキ

五八四町山丸區子磯市濱横

高座郡

同 瀬郷一七〇(荒)  
同 九七八(荒)雜  
同 七三四(雜)  
同 宮原一四〇二(荒)  
同 一四二三(雜)荒  
同 一三一九(雜)  
同 三五八九(雜)荒

新磯村

新磯村磯部一五四(雜)  
同 三〇三(雜)  
同 九四三(雜)  
同 九六五 荒  
同 二一〇六(荒)雜  
同 一九二八(雜)  
同 新戸二二二(雜)  
同 二〇三二(荒)  
同 二二三五(雜)  
大澤村大島  
同 下九澤 (雜)荒

大澤村

藤屋號  
角屋號  
溝呂木留七  
藤野助嘉  
山口乙次郎  
荒井信吉  
山口カク  
中村満子  
川崎保治  
黒瀧  
藍田近吉  
大澤産業組合  
井上茂一  
鈴木ヒサ  
小林イト  
高橋彦三郎  
鈴野重次  
西山仁十郎  
鈴野近藏  
河江清三郎

大澤村下九澤 (雜)荒  
同 (雜)荒

小出村

小出村遠藤 (荒)  
同 (雜)荒  
同 雜、荒  
同 雜、荒  
同 雜、荒  
同 荒、雜  
同 堤

座間村

座間村座間入谷三二〇〇(雜)  
同 一五六七(雜)  
同 一五四五(雜)  
同 四二〇七(雜)  
同 三二三一(雜)  
同 三一七六(雜)  
同 四一九〇(雜)  
同 一六四六(雜)

高座郡

宮川支店

安西邦三  
小俣市藏  
宮怡泰助  
富田隆  
青木松五郎  
普川吉藏  
岩室周藏  
太田與三郎  
永島政次郎  
宮川平次  
澤田フク  
仁村智之  
飯島伊助  
吉川菊治  
齋藤清壽  
加藤國五郎  
星野濱次

實質價實 鹼石マネキ



キネマ 高級洗濯石鹼 棒型

實化 洗粉マ  
錠用 ルセ用  
各種 用末ル  
鹼石種各

電話一七三二番 所造製鹼石マネキ 五八四町山屯區子磯市濱橋

實質價實 鹼石マネキ



キネマ 高級洗濯石鹼 平型

實化 洗粉マ  
錠用 ルセ用  
各種 用末ル  
鹼石種各

電話一七三二番 所造製鹼石マネキ 五八四町山屯區子磯市濱橋



高座郡

綾瀬村小園 (雜)  
 同 早川 (雜)  
 同 吉岡 (雜)  
 同 上土棚 (雜)

有馬村

有馬村中野四一六(雜)  
 同門澤橋二一四(雜)  
 同 二一八一(雜)  
 同 九八四(雜)  
 同中河内七一九(雜)  
 同 一一一四(雜)  
 同 七一六(雜)  
 同 今里二七八(雜)  
 同 一九七(雜)  
 同 社家三四〇九(雜)  
 同 三四〇二(雜)  
 同 四七 (雜)

村田屋  
 中井屋  
 中川屋

市川關次郎  
 桐原甲子郎  
 桐蒔甚太郎  
 桐蒔周藏  
 宇内恒輔  
 宮崎フク  
 宮崎コウ  
 宮崎外記  
 大島庄作  
 柳下録造  
 古泉文藏

矢部長五郎  
 中西梅次郎  
 大久保安三  
 平岩友親  
 永沼進  
 鈴木八百造

中郡

◇中郡

平塚町

有馬村社家三六一三(雜)  
 同 杉窪二七〇〇(雜)  
 同 九七八(雜)  
 同 八六四(雜)  
 同 本郷五三八九(雜)  
 同 一一一四(雜)  
 同 二二二七(雜)  
 平塚町新宿一五一五(紙)荒、藥、文  
 同 一四七〇(藥)  
 同 一一一〇(雜)文、荒、  
 同 一一〇一(荒)  
 同厚木通 (文)  
 同 東町一四六五  
 同 一一二一(雜)文、荒、洋  
 同 一四五二(洋)  
 同 一四五六(藥)問屋、文

電、三三

紀ノ國屋

川口國一

電、三六

養生堂

岡田徳太郎

電、四一

相原商店

相原鷹之助

電、四二

水間商店

平井キミ

電、四三

角屋洋品店

水間英之助

電、四四

浦州屋

竹水降次郎

電、四五

梅屋

宮代總一郎

電、四六

カマヤ商行

濱田喜巳雄

金庫屋

岡村タケ

柳内方藏

鈴木トク

吉川一貴

濱田政吉

米山三太郎

洋品小間物  
 卸 加 浦川屋  
 宮代惣一郎 商店  
 平塚町新宿

實質價 實質價 實質價

キネマ高級粉末石鹼 (丸函入)



化粧用  
 實用  
 マルセル  
 洗粉用  
 各種石鹼

電話一七二二番 東京市東區口野田  
 電話一七二二番 東京市東區口野田  
 石マネキ製造所  
 東京市東區山崎五丁目八番

平塚町新宿八五三(藥)荒 電、四六 昭典堂 井上サク  
 同 三五〇五(荒) 電、三八 岡本藥舖 須田萬藏  
 同 仲町一〇三六(藥)荒、文 電、四三 八幡堂藥局 脇萬太郎  
 同 一一三八(藥) 電、三三 岩城屋 市川チヨ  
 同 一〇二四(煙)荒、文 電、三五 平田屋支店 平田トヨ  
 同 一〇三三 電、三五 片野屋 片野龜吉  
 同 西町一四四五【卸】 立川紙店 黒石喜一  
 同 一〇一七(紙)文 富田ツネ  
 同 一〇一一(洋)文 古屋林藏  
 同 一〇〇九(洋) 平田詮季  
 同 一一六二(文)荒 高山眞司  
 同 一〇〇〇(藥) 日新堂 川崎留八  
 同 一一五八(煙)文 石井藥店 石井倉之助  
 同 一二〇七(雜)荒 竹屋 中田利七  
 同 仲町一〇八七(煙)洋 鈴木ヨシ  
 同 西仲町九三二 (藥)荒、煙 岩崎庄三郎  
 同 五四九四(煙)文、藥 青木ツネ  
 同 一〇一九(文)荒 北村シン  
 同 旭座通四九九 (樂器)藥、文、煙 波多野陽之助  
 同 五〇六 (雜)荒 山田百貨店 山田信正

平塚町新宿北町通八六四(煙)荒 電、四八 平田屋 福本新太郎  
 同 八幡大門一〇四四(洋)荒 電、二六 山口平太郎  
 同 一〇四三砂糖 永盛堂 石川藤助  
 同 一〇四九(藥)荒、煙 朝松醬油店 青木留吉  
 同 南通一四五〇(煙)文、荒 一三〇八 神部勝藏  
 同 一一六五(文、藥、荒、煙) 一六五文、藥、荒、煙  
 同 文、荒 オカメヤ 石川美之  
 同 南仲通一二一三(文)荒 飄屋 田畑孝吉  
 同 一一一五(荒)文、藥 嘉榮堂 今井キイ  
 同 同本宿十八軒二三一五洋、荒 二〇六五 幸榮堂 重田幸太郎  
 同 二二九一荒 國府屋 飯尾ナカ  
 同 二〇八九(煙)荒、文 同東仲町二〇九六 平野屋 平野留吉  
 同 二二〇六(雜)荒 松屋 松田清治  
 同 二二四八(洋)文、煙 福岡屋 山田鎮三  
 同 二二〇九(藥)荒 國本屋 杉山好太郎  
 同 二二一〇(雜)文

**化粧品洋物雜貨**  
 卸商 平增商店  
 神奈川縣中郡平塚町本宿  
 電話平塚一七三番

卸化粧品内外物小間品洋  
**重梅屋商店**  
 平塚町新宿 番四六電



(213)

中郡

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 須馬町須賀

(荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒)

小澤 大場 鳥海 浦田 鳥海 磯崎 柳田 脇田 鈴木 相原 山口 吉田 平田 府川 大貫 根岸 山田 荒井 長須賀 府川 田中  
 ハ 富 ヨ 成 金 次 彌 岩 木 原 市 田 ナ ア ワ 秀 榮 フ イ ロ ク 常 藤  
 マ 蔵 ネ 郎 郎 八 郎 郎 サ 吉 郎 マ ツ サ カ 吉 郎 郎 セ ク 吉 助

キネマ マネキ 礮石



洗粉マ 實化  
 濯 ル 粧  
 用末ル 用  
 礮石種 各

所造製礮石マネキ

電 郵 一 七 二 二 番 郵 電 一 四 三 番 電 郵 一 七 二 二 番 郵 電 一 四 三 番

五八四町山丸馬子磯市濱横

(212)

中郡

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 須馬町須賀

(荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒) (荒)

須馬町

山神 田中 青木 府川 松本 高井 平野 足立 青木 宮代 田中  
 口保 中三 木イ 川崎 本由 井豊 ヤ 立木 代半 中喜  
 兼勝 次 ト イ 次 郎 郎 郎 ス 三 平 郎 助  
 吉 利 次 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎

今井政兵衛

キネマ マネキ 礮石



洗粉マ 實化  
 濯 ル 粧  
 用末ル 用  
 礮石種 各

所造製礮石マネキ

電 郵 一 七 二 二 番 郵 電 一 四 三 番 電 郵 一 七 二 二 番 郵 電 一 四 三 番

五八四町山丸馬子磯市濱横



大磯町茶屋町一三五二(時計)貴金屬,荒  
 同南本町一一〇三(洋)煙,雜  
 同 一〇九六(雜)文,洋,藥  
 同 一〇九二荒  
 同 一〇八九藥  
 同北本町一〇六九藥  
 同 一〇三五煙(荒)  
 同 一〇四七藥,荒  
 同 一〇四一荒,文,雜  
 同神明町九八二(荒)家具  
 同 九五二藥  
 同山本町一八五一(雜)荒,煙  
 同山王町 (酒)薪炭,雜  
 同 一八六一(藥)煙  
 同北下町一六六八(藥)荒  
 同 一六四四(藥)洋,荒,文  
 同 一六八六(煙)荒  
 同 一六九七煙  
 同南下町 (酒)雜,荒,煙  
 同 一五〇三(米)酒,荒,煙  
 同 一三九〇(煙)荒,文

電,二  
 電,三  
 電,二  
 電,三  
 電,三  
 電,三  
 電,三  
 電,三

紀伊國屋 松岡カミ  
 中西屋 古屋かみ  
 三宅惣一郎  
 船橋鐵之助  
 加治藥局 加治雪枝  
 中榮堂 齋藤昇  
 和泉屋 井上左一  
 白木屋 鈴木トキ  
 大和屋 川崎榮治  
 川崎屋 川崎佐一  
 出口藥局 出口得造  
 龜井總吉  
 和泉屋 山口善太郎  
 武藏屋 佐藤軍司  
 高橋松次  
 阿部川久造  
 宮代壽一郎  
 西海音次郎  
 糟谷淺七  
 加藤傳藏  
 小島玉吉

大磯町月貫 (荒)雜  
 同 高麗二〇四 (雜)荒

**伊勢原町**

伊勢原町日ノ出町三八三文,荒  
 同 (藥)文,荒  
 同 下町三三五 (洋)  
 同 一七〇 (文)荒  
 同 中町三一八 (雜)荒  
 同 二〇八 (藥)紙,雜  
 同 二九九 (洋)  
 同 二九八 (雜)  
 同 二一二 雜,文  
 同 二一一 (藥)  
 同 二九一 (藥)文  
 同 二二七 (藥)文  
 同 上町二八七 (藥)  
 同 二二八 (文)  
 同 二二六 (洋)  
 同 二五二 (洋)煙  
 同 九三二 (洋)煙

電,元  
 電,五  
 電,三  
 電,三  
 電,三  
 電,三  
 電,三  
 電,三

土佐木屋 脇敏郎  
 大澤用藏  
 金田屋 金田はる  
 金泉堂 石田金琴  
 龜ヶ崎 杉田虎司  
 奥州屋 菅沼藤二郎  
 伊賀屋 比企野清太郎  
 伊勢吉 鳥居市太郎  
 二見屋 葛貫半次郎  
 吉野屋 大久保藤吉  
 豐田屋 鈴木關治  
 紫匂堂 熊澤賢藏  
 大久保商店 村井新作  
 回春堂 柳川宗三  
 喜樂屋 佐藤彌作  
 大和屋 橋本利兵衛  
 上原八重吉  
 小川好清

キネマ高級粉末石鹼 (石油納入)

實質 實質 價實

洗粉マル實化  
 濯ルセ粧  
 用末ル用  
 鹼石種各

所造製鹼石マネキ 五八四町山丸區子磯市濱橋

番二二七一四 電話  
 番二二一四 電話

キネマ高級粉末石鹼 (石油納入)

實質 實質 價實

洗粉マル實化  
 濯ルセ粧  
 用末ル用  
 鹼石種各

所造製鹼石マネキ 五八四町山丸區子磯市濱橋

番二二七一四 電話  
 番二二一四 電話

中郡

伊勢原仲町四一五(洋)  
同 片町九三四(藥)荒  
同 九三九(藥)  
同 板戸三九五(藥)文、荒  
同 田中九七三(雜)文、藥、煙

電、空 小松屋洋品店

救生堂 橋本卓  
西村藥舖 長島キヨ  
大正堂 多田昂  
佐藤藏 相川トキ  
治

### 吾妻村

吾妻村二宮驛前(洋)文、藥、荒、煙、玩  
同 七九八(洋)文、藥、荒、煙 電、空  
同 八八四(雜)煙  
同 八一四(荒)文  
同 一一三四(文)藥、荒  
同 一一三四(雜)煙  
同 一二六七(雜)洋、藥、文、煙  
同 一三三一(煙)荒、文  
同 一三〇九(雜)藥  
同 八一九(藥)  
同 二二六(藥)  
同 二五四(藥)文、荒、煙  
同 三七九(煙)荒  
同 四七五(菓)文、荒

電、三

小鹽藥局 小鹽藥局  
池田藥局 池田藥局  
有林堂 有林堂  
鶴屋 鶴屋  
桐屋 桐屋  
野原タメ 野原タメ  
横溝兵藏 横溝兵藏  
神保敏三 神保敏三  
松本周吉 松本周吉  
相原倍藏 相原倍藏  
山口芳五郎 山口芳五郎  
西山清次郎 西山清次郎  
小鹽克二 小鹽克二  
池田四郎 池田四郎  
磯崎七郎 磯崎七郎  
原金太郎 原金太郎  
箕島ヒヤク 箕島ヒヤク

### 在留外人

神奈川縣の在留外人は  
大正五年 六二四〇人  
同 六年 七〇一四  
同 七年 六九八三  
同 八年 七〇九一  
同 九年 七九八〇  
同 十年 七九八〇  
同 十一年 ?  
統計は前年分を次年に調査する  
十一年度の調査がないのは大  
震災で書類滅失の爲めだ。そ  
して  
大正十二年 五五五人  
同 十三年 二、二六〇  
同 十四年 三、七四二  
昭和元年 四、二〇八  
同 二年 四、八一七  
とあり大正十二年に無類の激  
減を見たのは震災の打撃であ  
り横濱の悲哀である、併し乍  
ら其後段々殖える一方である  
から稍々愁眉を開ける譯であ  
る。

中郡

吾妻村二ノ宮二一四(酒)荒、煙  
同 一六五(雜)菓、煙  
同 三五六 荒  
同 三七九 雜  
同 八一五 荒  
同 九一一 雜  
同 八三三 雜  
同 九五三 荒  
同 八二〇 荒  
同 六七八 荒  
同 七二〇 荒  
同 九二八 雜  
同 二二三 雜  
同 一四五 雜  
同 川勾八  
同 六七 雜  
同 山西二二四  
同 二二七 雜  
同 六七三 雜  
同 七八九 雜  
同 二〇三 雜

池田ツネ  
角澤タミ  
添田伊之助  
原徳次郎  
小島島吉  
曾我藤五郎  
箕島龜吉  
西山清次郎  
小林増五郎  
近藤國太郎  
池田忠吉  
山口安五郎  
田中辰五郎  
西山種造  
峯尾嘉兵衛  
二見魁藏  
松本ミイ  
野谷安太郎  
宮戸啓藏  
小澤門太郎  
宮戸松太郎



**石マネキ**

キネマ高級粉末石鹼  
(丸 函 入)

化粧用 實用  
マルセル  
洗滌用末  
各種石鹼

價 實 質 實

所造製鹼石マネキ

電話 一七二二番  
掛口 四一四番  
番 二二二番

横濱市磯子區町八五

國府村

吾妻村山西五五七荒  
同 二〇六荒  
同 五五八雜

城所定吉  
小澤力藏  
佐久間清吉

旭村

國府村國府四七四雜  
同 國府本郷七四五荒  
同 一一四三雜  
同 生澤八八九 雜

杉山龜太郎  
井上政吉  
添田一清  
船川菊之助  
植松春吉

南秦野村

南秦野今泉一一五(洋)藥、文

正札屋 小泉省三

旭村山下 雜  
同 河内 雜  
同 公作 雜  
同 出繩 雜  
同 根級間 雜  
同 德延 雜  
同 纏 荒、雜

三平準太郎  
大麩定吉  
高山尊太郎  
須藤三吉  
澁谷峯吉  
原田佐助  
井上健次郎

南秦野今泉一〇六藥  
同 一〇五(洋)文  
秦野 二六〇九文  
同 二六一〇洋、文  
同 八幡山二五九八文  
同 大正通二三八八(油)藥  
同 曾屋二三三三(洋)文  
同 二三四一荒、文  
同 藥  
同 一二三二六(洋)文  
同 一二三六七(洋)文  
同 一二三六八(洋)文  
同 一二二二三(洋)荒、煙  
同 一二六二五(洋)文  
同 一二三六九(洋)文  
同 一二三七八(洋)文  
同 南通り二七四〇(藥)文  
同 二六二七(藥)文  
同 二六九八(洋)文  
同 二六八七(洋)文  
同 (紙)荒、文

電、二〇九 谷龜屋本店  
電、三三 龜屋洋品店  
電、三三 柳川屋  
電、七〇 浦川屋  
電、三三 ます屋  
電、三三 ますや  
電、三三 十全堂藥房  
電、三三 保全堂藥局  
電、二〇七 小泉屋洋品店  
電、七〇 名古屋

川口義一  
熊澤浪藏  
村山源次郎  
相原藤七  
吉田竹次郎  
小島タツ  
上村山吉  
山口榮一  
内藤久治  
谷龜定治郎  
古木傳藏  
狩野惣太郎  
柳川近太郎  
川口彌三郎  
相原政次  
小島米藏  
佐野光治  
佐野延太郎  
高橋萬吉  
小泉忠次郎  
五十嵐幸吉

化粧品販賣額(一)

男は先づ化粧品のお客ではない、併しボマードやコスメチック、それからクリームに香水、又タルカムは使用する小兒及老人を抜きにして、縣下人口一、四一六、七九二人の内、男が七三九、六九九人この内是れ等化粧品の御厄介になるものは十八歳から五十歳迄にして、三六一、〇二一人ある。この内廿二歳から卅五歳迄の人が三二七、七一五人この中には山の中の人も居るから全部が化粧品に關係があると云へないが、若し五拾錢のボマードを一ヶ月に一個使用するとしたら、神奈川縣でボマードが一ヶ月に壹六參八五七圓五〇錢賣れ、壹ヶ年には百九拾六萬六千貳百九拾圓賣れる譯である。景氣不景氣は有るけれども賣れる餘地はある筈だ。

實質 實質 價實

化粧用 實用 各種 洗粉 用末 各種 洗粉 用末 各種

キネマ高級粉末石鹼 (袋入)

キネマ石鹼



所造製鹼石マネキ 五八八町山九區子橋市濱橋

電話一七二二番 電話一七二二番

(222)

南秦野村平澤一八五雜  
 同 九二七 雜  
 同 今泉二六 雜  
 同 二五 雜  
 同 一二 荒、雜  
 同 一二四 雜  
 同 七三二 雜  
 同 六九三 雜  
 同 六七一

北秦野村

北秦野村菩提三三一(雜)  
 同 戸川八四八 荒、雜

比々多村

比々多村神戸五〇七雜  
 同 六〇一 雜  
 同 串橋 六七 荒  
 同 七二 雜

柳川豊次郎  
 小宮武吉  
 山口ツヤ  
 誠信堂 佐藤丑之丞  
 野澤屋 及川ツル  
 北村國男  
 綾部安五郎  
 栗原榮次郎  
 南秦野村信用組合

相原定七  
 上村福松

大久保周三  
 藤屋吉川準作  
 田代屋内藤莊吉  
 齋藤平藏

化粧品販賣額(二)

女は縣下に六七七、〇九三人居る、化粧品に關係ない六十七の婆様及茶目子を除けて十五から卅五歳迄が、廿三萬四千三百八十六人、一ヶ月に白粉參拾錢を消費すると見て六萬四百六拾五圓、この一年が七拾貳萬五千五百八拾圓粉白粉が廿五錢として一年七拾萬參千五百拾七圓四拾錢、煉白粉參拾五錢として、九拾六萬九千四百貳拾壹圓貳拾錢固煉參拾五錢、同じく九拾六萬九千四百貳拾壹圓貳拾錢、水白粉卅五錢、一年同額、洗粉參拾錢、七拾貳萬五千五百八拾圓、クリーム參拾錢が同額、化粧水が五拾錢として、一年百四拾萬六千參百拾六圓、頬紅眉墨の特種品を除いて、合計七百拾九萬四千四百七拾七圓、是れだけ賣れる餘地があるのである。

比々多村笠窪一四(雜)  
 同 善波 三八七(雜)荒

大山町

大山町日向 (雜)  
 同 大山 荒(雜)  
 同 (雜)  
 同 (雜)

豊田村

豊田村平等寺三四一綿(雜)  
 同 宮下八四九 (雜)  
 同 八二九 (雜)  
 同 七七一 (雜)  
 同 豊田本郷一八一四(雜)  
 同 一五二五(雜)  
 同 一六三六(雜)

城島村

城島村鍋島 (雜)  
 同 (雜)

中郡

添田良助  
 飯塚鈞太郎

山口留吉  
 小川進  
 龜井八朗  
 宮崎喜助

綿屋水野甚三  
 片倉元次郎

平野忠藏  
 中村キン  
 内海綱吉  
 豊島タカ  
 増田欽

秋山恒吉  
 安藤銀次郎

高等キネマ石鹼

鹼石マネキ

價實質實



化粧用各種  
 實用各種  
 マルセル  
 洗粉用末  
 洗濯用

所造製鹼石マネキ 五八四町山丸區子磯市濱横  
 番二二七一 電話 番二二七一 番二二七一 番二二七一

(224)

中郡

城島村大島 (雑)  
同 下島 (雑)

大田村

大田村上平間 (雑)  
同 沼目 (雑)  
同 小稻葉 (雑)  
同 (雑)

高部屋村

高部屋村上粕屋一七五煙、荒  
同 二一〇九(煙)荒  
同 二一〇五(藥)荒、煙  
同 一七七〇(煙)  
同 一七四八(荒)  
同 一七二〇(煙)  
同 一五六二(荒)  
同 五四七 (煙)荒  
同 一六四三(雜)文  
同 二二二 (荒)

清田常吉  
新藤銀藏

鳥海晴藏  
神部啓次郎  
二見さく  
重田和助  
鈴木勝司

永瀬イヱ  
杉本玉吉  
熊澤クニ  
葛間元次郎  
佐沼勤  
山田萬平  
石田龜太郎  
梶正作  
村井雄  
飯田康治

縣人の稼ぎ高(一)

神奈川縣の人々が働いて稼ぎ出す金額は昭和元年に於て總額參億九千八百八拾八萬壹千八百九圓であつて、その内、農産物が參千九百參拾參萬參千八百八拾六圓、蠶絲が千八百八拾五萬參千貳百四拾七圓、畜産八百四拾壹萬貳千五百五拾圓、水産壹千七拾六萬八千七百七拾圓、林産參百六拾七萬貳千參百拾四圓、工産參億壹千八拾四萬壹千四拾貳圓で、鑛産はない。これを神奈川縣の戸數で割つたものは、一戸の稼ぎ高になるのであるが、これは、一ヶ年に壹千參百九拾六圓であつて、現住人口で割つたものは一人の稼ぎ高であること勿論であるが、これは一ヶ年に貳百七拾參圓にしかならぬ、この統計に據る時は縣下人は廿貳圓五拾錢しか稼いで居ないことになる。

(225)

中郡

高部屋村日向二二二(荒)  
同 一八八(煙)荒  
同 一五六六(荒)煙、藥  
同 一二一六(荒)文  
同 一四三 (藥)  
同 二二九 (荒)  
同 一五三 (荒)  
同 一五八七(荒)  
同 六九九 (荒)  
同西富岡一〇八八(文)荒  
同 一七〇七(荒)  
同 一九九六(荒)  
同 四七八  
同 一一一(荒)  
同 一四八七(荒)  
同 七九二 (煙)  
同 二二九 (荒)  
同 八七五 (荒)  
同 一三〇四(荒)  
同 二二九 (雜)文

三浦勇藏  
山口光治  
細野文次郎  
細野信太郎  
土屋伊三郎  
増田ヒサ  
小瀬村ケイ  
相原ハル  
大澤貞藏  
安達應之助  
馬場キセ  
和田寅吉  
秋山穂  
麻生重太郎  
山口クニ  
市川秀男  
堀江邦  
家田伊十郎  
堀江淳治  
神田ケイ

キネマ石

實質 價實



化粧用  
實用  
洗粉用  
洗濯用  
各種石鹼

キネマ  
白マルセル石鹼

電話一七二二番 東京市丸の内區丸の内五番地  
電話一四一三番 東京市丸の内區丸の内五番地  
キネマ石製造所

◇足柄上郡

松田町

同	松田町一八七七	(雜)	電、二〇	内	龜	内田五郎
同	一八〇八	(洋)荒		文化堂	桐山榮一	府川藏造
同	一一〇六	藥、文		慈生堂	山崎ツル	山崎榮一
同	一一九八	文		中村洋品店	南川	南川定
同	一二四二	(藥)	電、二	中村六郎	中村六郎	中村六郎
同	一二七八	(洋)	電、二五	梗桔屋	石川正司	石川正司
同	一八八八	(藥)	電、七〇	伊勢新	井上倉藏	井上倉藏
同	一五三〇	(雜)煙	電、二〇	筆屋	牧田太一郎	牧田太一郎
同	一九六四	文、荒	電、二九	伊勢屋	齋藤信次	齋藤信次
同	二二〇四	(雜)文、荒	電、三〇	伊勢屋	齋藤信次	齋藤信次
同	同神山一九二	(藥)	電、三六	伊勢屋	齋藤信次	齋藤信次
同	九三	(洋)	電、三六	伊勢屋	齋藤信次	齋藤信次
同	同松田惣領三三四(雜)		電、三六	伊勢屋	齋藤信次	齋藤信次
同	二四四一(雜)		電、三六	伊勢屋	齋藤信次	齋藤信次
同	二四四〇(荒)		電、三六	伊勢屋	齋藤信次	齋藤信次
同	一一五	(雜)	電、三六	伊勢屋	齋藤信次	齋藤信次

縣人の稼ぎ高(二)  
 この縣人の稼ぎ高の内、矢張り横濱人が第一等であつて、總數即ち參億九千餘の内、横濱で稼ぐ高が壹億貳千七百七拾九萬七千五百貳拾四圓、其次は橋樹郡で壹億參千五百六拾圓、其次は川崎市の六千參百拾五萬壹千貳百五拾九圓中郡の貳千參百貳萬九千七百四圓、高座郡が壹千八百六拾壹萬九千參百拾圓、三浦郡の千貳百七拾五萬壹千四百八拾貳圓等が是れに次ぐもので、最も少ないのが久良岐郡の百參拾八萬六千八百拾六圓である而してこの市郡の戸數割生産額は、川崎市が一番多く一年に五千六百拾貳圓、一人が一年千六拾七圓、橋樹郡が一人當り一年參千百拾七圓一人六百六拾五圓、横濱市が一人千參百四拾參圓一人參百參圓である。

同	松田町惣領一一八七(雜)		電、二〇	内	龜	内田五郎
同	九九四	(雜)		文化堂	桐山榮一	府川藏造
同	一一二二	(雜)		慈生堂	山崎ツル	山崎榮一
同	一一二九	(雜)吳	電、二	中村吳服店	中村定五郎	中村定五郎
同	一一八四	(雜)塗器	電、二	中村トシ	中村トシ	中村トシ
同	一九四六	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	一八〇一	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	一四六	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	一九一二	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	一二六二	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	一九三二	(荒)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	一二八四	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	一九一二	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	一九一四	(藥)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	同神山二三六	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	六六	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	二三九	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	三六三	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三
同	同庶子一五二五	(雜)	電、三	鈴木福三	鈴木福三	鈴木福三

實質 實質

キネマ マルセル 石鹼



洗粉 マルセル 洗濯用末 各種石鹼

所造製鹼石マネキ

番二二七一 電話 番二二一四 番二二一四



松田町庶子三六〇(雑)  
同 四六六(雑)  
同 七三九(雑)  
同 九四五(雑)  
同 九二八(雑)

吉田島村

吉田島村  
同 (雑)足袋  
同 (雑)  
同 (雑)  
同 (雑)

岡本村

岡本村塚原一七五八(雑)  
同 二五四七(雑)  
同 二五八一(雑)  
同 二五五一(雑)  
同 二七八八(雑)  
同 二九四〇(雑)

米 久

小瀬シマ 吉田貞吉 内藤タカ 吉田ハル 吉田ヤス 吉田宗五郎  
山崎利助 星野寛 山神庄之助 辻村重徳 井上直次郎  
石川儀十郎 内田清太郎 古屋清太郎 古屋喜三郎 古屋恒五郎

岡本村塚原二四三九(雑)  
同 二五〇二(雑)  
同 岩原  
同  
同 同和河原  
同  
同  
同  
同  
同  
中井村田中七八(雑)  
同  
同 北田五二七(雑)  
同 遠藤六五(雑)

中井村

清水村

清水村川西四四六(雑)  
同 五九三(雑)  
同 四七三(雑)  
同 六八九(雑)  
同 一〇九一(雑)

足柄上郡

石川儀一 古屋新太郎 井上元次郎 磯崎清太郎 井上利男 田代庄吉 釣持助藏 荒井義雄  
小澤米藏 小川タカ 小澤駒之助 重田修造  
渥美まぢ 山崎キヲ 渡邊ナヲ 鈴木サダ 山崎キタ

縣人の稼ぎ高(三)

又、横須賀市は一戸の生産高一ヶ年僅かに八拾四圓、一人一ヶ年拾六圓である。斯う云ふと川崎市は非常に景氣がよく横須賀市は暮らしが立つ筈がなくなるが、これは生産高の一戸一人當りの計算であるから、詳細なる一戸一人當りの収入高ではない。川崎市は工業地で生産額の大部分の金は實は東京が收入して居る譯である、横須賀市は軍器工業が多からうからこれば一文も生産額に見積りがない筈である。縣下生産額の内生産額は横濱市が第一、農産額は中郡の八百貳拾九萬六千八百參拾五圓が第一、蠶絲は高座郡の八百貳拾九萬千六貳百拾參圓が第一、畜産は横濱市の參百八拾萬九千貳百八拾七圓が第一、水産は足柄下郡の參百參拾九萬、林産は中郡の八拾貳萬が第一である。

價實 質實 鹼石マネキ



キネマ 高級洗濯石鹼

電話 二二七一番 所造製鹼石マネキ 五八四町山丸區子磯市濱横

足柄上郡

清水村川西一〇九一(雑)  
同 六九三 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)  
同 同 (雑)

金田村

金田村金子一四七(雑)  
同 九九 (雑)  
同 九八 (雑)  
同 二七七九 (雑)  
同 三〇三 (雑)  
同 九一四 (雑)

渥美朔 11  
山崎數太郎  
山崎紋藏  
武尾夕ヶ  
小野夕ヶ  
鈴木周太郎  
武尾雄三  
細谷喜十郎  
山崎サト  
加藤五市  
鈴木仙太郎  
加藤定次郎  
布施誠太郎  
間宮玉三郎  
西山寅吉  
松島寅吉  
鈴木高次郎  
降旗いつ  
片野五男太郎

足柄上郡

金田村金子九四四(雑)  
同 一〇六〇 (雑)  
同 一〇七九 (雑)  
同 一〇四三 (雑)  
三保村世附二 (雑)  
同 玄倉三八二 (雑)  
同 中川七二 (雑)

三保村

北足柄村

北足柄内山二〇〇九(雑)  
同 一八〇七 (雑)  
同 一〇五六 (雑)  
同 一〇九二 (雑)  
同 平山三七八 (雑)  
同 三三四 (雑)  
同 矢倉澤一一〇 (雑)  
同 一八二八 (雑)  
同 三九〇 (雑)  
同 五〇八 (雑)

梅本屋 新井竹次郎

惣吾屋 瀬戸ヤマ  
菊屋 矢後喜重  
小澤快三  
細谷七五郎  
堀龜之助  
竹内幸三郎  
杉山宇之助  
田代夕ヶ  
櫻井廣吉

露木カネ  
田中重太郎  
内田辰次郎  
代田リウ  
石田佐太郎  
山口常次郎  
佐藤竹治

かろひ 柳屋 形

録登

伊勢下所  
柳屋  
化粧料  
本舗



標商

川村

川村川村山北 (荒) 雜  
同 一九一七(藥)

同 一八七四(荒)

同 一〇七〇(文)

同 一九二六(雜)

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

電、五  
電、三  
電、七  
電、五  
電、二

氏 仙之助  
木川常五郎  
山崎三郎  
安部シゲ  
永田エイ  
永田仁三郎  
山田フデ  
須藤ヤエ  
關 秀造  
氏 文次郎  
關 鐵次郎  
宮坂郡平  
氏 井林太郎  
氏 井幾久治  
磯崎與三郎  
瀬戸元造  
氏 重雄  
村井亮吉  
津田作太郎

農産物(一)

神奈川県では米が、壹四、八八、參四六圓、麥が六、參貳參九四八圓、食用農産物が五、壹參貳、五貳〇圓、蔬菜及花卉が五、九九〇、九九四圓、工藝用農産物が參、五五六、九壹〇圓、果實が貳、七八〇、壹七四圓、製茶が貳貳五、貳九六圓、其他四四貳、六九八圓出來る、其内米は中郡の貳百六拾貳萬千參拾五圓が第一番、麥は高座郡の百貳拾九萬七千貳百六拾貳圓が第一番、食用農産物は矢張高座郡の百六拾萬千貳圓が第一番、蔬菜及花卉は中郡の百五萬八千貳百拾圓が第一番、工藝用農産物は矢張中郡の貳百四拾貳萬貳千八百七拾七圓が第一番、果實は橋樹郡の九拾九萬七百貳拾五圓が第一番、製茶は高座郡の八萬壹千參百七拾六圓が第一番、其他のものでは足柄上郡の九萬五千四拾五圓である。

川村川村岸  
同川村向原

(雜)  
(雜)

南足柄村

狩野  
關本

同

同

雨坪

弘西寺

刈野

中沼

福澤村

燼下 八二

同 四三六

千津島通一四九

◇足柄下郡

小田原町

足柄上郡、足柄下郡

露木龍平  
荻野時三

奥澤重太郎  
白山七造

岡野眞一

岡野半次郎

石野萬藏

磯村新太郎

鈴木健司

石井イノ

本田屋 本田銀藏

富類喜屋 加藤甚太郎

永田屋 永田タカ

化粧品卸  
石嶮商  
雜貨商  
松屋西島榮一郎

姫の水化粧料本舗  
アイデア化粧料代理店

小田原町綠壹丁目  
百〇壹番地

足柄下郡

小田原町緑町一ノ六五(文)藥、煙 電、八五 復興堂 深瀬林八  
 同 一ノ一七 (煙)藥、荒 飯田商店 飯田直三郎  
 同 二ノ一四二(雜) 熊金商店 望月フミ  
 同 三ノ三五二(洋) 山本洋品店 山本鎮吉  
 同 三ノ三七三(雜)藥、荒 粉屋 井上正雄  
 同 三ノ三一三(藥) 旭光堂 眞壁仲次  
 同 三ノ四二五(藥)荒 光文堂 原重吉  
 同 一ノ一五七(煙)文、荒 小西屋 岩田時之助  
 同 一ノ四一 (荒)藥、煙 木崎知嘉  
 同 一ノ二六 (茶)菓子、荒 伊藤大次郎  
 同 一ノ九五 (荒) 中村屋 由村信安  
 同 三ノ三五九(荒) 小林清太郎  
 同 三ノ四三三(洋) 西川 金子市太郎  
 同 四ノ六四八(米)砂糖、荒 橋川勇次郎  
 同 三ノ四九四(文)藥 西島榮一郎  
 同 二ノ八六 (菓)荒 松屋 竹内ヨネ  
 同 一ノ一〇一 伊勢彦商店 吉田義生  
 同 一ノ九五 桔梗屋 江島平八  
 同 一ノ八一 (茶)紙 江島本店 永松彦衛門  
 同 一ノ七五 金住商店

姫の水化粧料本舗  
 アイデア化粧料代理店

化粧品 卸 松屋西島榮一郎  
 石鹼 商 店  
 雜貨

小田原町緑壹丁目  
 百〇壹番地

足柄下郡

小田原町緑町一ノ一(雜)藥、煙 松代屋 松井文之助  
 同 二ノ二四 (文)藥、荒、煙 小島松之助  
 同新玉町二ノ二五〇(文)荒 勝保スズ  
 同 一ノ一九二(藥) 藪田太陽堂  
 同 一ノ一六九(藥)文 電、三三 小西屋 鈴木登  
 同 一ノ一〇四(雜) 柳屋 西山ハナ  
 同 一ノ一一七 福山安之助  
 同 一ノ三四 (藥) 綿龜 加藤ノブ  
 同 三ノ五二六(綿)文、煙 電、三五 内龜屋 内田ヨシ  
 同 三ノ五二四(乾)荒 小澤屋 小澤彦太郎  
 同 一ノ八八 (雜)文、洋、煙 難波藥局 難波建藏  
 同 一ノ一五八(藥) 新玉屋 伊勢谷光三  
 同 一ノ一五四(乾)荒 萬屋 近藤久子  
 同 一ノ二五 (荒)文 山崎屋 山崎喜代二郎  
 同 一ノ二八 (雜)果 大津屋 大津タイ  
 同 三ノ一〇七(洋) 新居屋 横小路豊七  
 同 三ノ四八五(紙)文 丸善商店 古性コウ  
 同 三ノ四七四 順天堂 石井美夫  
 同 二ノ四〇七(藥) 湯淺藥店 湯淺鷹次郎  
 同 四ノ七一(藥) 夏目小問物店 夏目芳平  
 同 四ノ七二

姫の水化粧料本舗  
 アイデア化粧料代理店

化粧品 卸 松屋西島榮一郎  
 石鹼 商 店  
 雜貨

小田原町緑壹丁目  
 百〇壹番地

足柄下郡

小田原町新玉町四ノ六九七文、藥  
 同 四ノ六五五(煙)藥、荒  
 同 萬年町二ノ三七五(煙)荒  
 同 二ノ三六三(荒)文  
 同 二ノ三六〇(荒)文  
 同 二ノ三五二(煙)文、荒  
 同 二ノ三三八(荒)煙、米、荒  
 同 三ノ五〇四(藥)荒、煙  
 同 三ノ五一五(藥)  
 同 三ノ五二四(煙)荒  
 同 二ノ二八七(洋)  
 同 二ノ三六九(菓)荒  
 同 二ノ三一七(藥)  
 同 三ノ五四二(雜)藥、煙  
 同 三ノ五三八(米)荒  
 同 三ノ五二八(藥)文  
 同 三ノ四八〇(煙)荒  
 同 四ノ五六三(煙)荒、文  
 同 四ノ六三九  
 同 四ノ六七〇(藥)

橋屋支店 森井以三  
 兼平キク  
 杉山幾藏  
 淡海米太郎  
 富田文七  
 久保田治衛門  
 岩城音次郎  
 初田重藏  
 野田千太郎  
 植田作三郎  
 杉山恒太郎  
 山崎駒吉  
 須藤岩吉  
 夏直吉  
 柳下典三  
 大南善次郎  
 川崎善太郎  
 山田源太郎  
 井上米吉  
 石川薰藏  
 藪田愛三

電、三三 藪田藥店  
 紀伊國屋本店  
 電、三三 盛弘堂  
 電、三三 片野屋  
 電、三三 伊豆典號  
 電呼出、三六 萬盛堂  
 萬金商店  
 梅屋 山崎駒吉  
 日進堂 植田作三郎  
 梅屋 杉山恒太郎

卸物荒貨雜品粧化

店商屋神五

〇二ノ一町元區中市濱橫  
番三八七四(局本)話電

足柄下郡

小田原萬年町四ノ六七三(油)荒  
 同 四ノ六一八  
 同 四ノ六五三洋  
 同 四ノ六二六  
 同 四ノ六四八(藥)  
 同 四ノ六四六  
 同 四ノ六三八洋  
 同 幸町一ノ二三四(荒)雜  
 同 一ノ一 荒  
 同 一ノ二二一  
 同 一ノ二二三  
 同 一ノ二一六(糸)  
 同 (洋)文、煙  
 同 一ノ一七九(洋)  
 同 一ノ一七八(文)煙  
 同 一ノ二二二(藥)煙  
 同 一ノ一八三(雜)煙  
 同 一ノ二二八(米)荒、煙  
 同 一ノ二〇三藥、荒  
 同 一ノ二二〇(袋物)  
 同 一ノ一七〇文

電、三三 小西屋 小西キセ  
 モ、ヤ 中川市太郎  
 關口屋 關口キク  
 いづみや 和泉秀吉  
 小西屋藥局 平田八平  
 堀部商店 堀部貞弘  
 平野百貨店 平野山五郎  
 山吉商店 山田吉三郎  
 伊勢屋 堀口セン  
 マルコ商店 小島榮一  
 油屋 大木時寛  
 糸屋 高濱鏡次  
 翁屋 内田賢三  
 電、三三 小泉屋 小泉茂太郎  
 電、三三 稻妻屋 里見徳太郎  
 小西屋 松尾益平  
 宮龜 多賀幸次郎  
 山角屋 關彌吉  
 清水商店 小泉淑江  
 電、五八 廣澤伊助

品粧化名有・物間小洋和

店貨百野平

番九五一一原田小話電・町年萬町原田小

足柄下郡

- 小田原町幸町一ノ一七〇(藥) 武藤藥店 武藤新次郎
- 同 一ノ一六〇(荒) 丸德屋 河野セイ
- 同 一ノ六 (荒)煙 眞鍋幸二郎
- 同 一ノ五 (藥) 春洋堂 飯田貫一
- 同 一ノ一六七(藥) 樂天堂 鈴木茂與
- 同 二ノ二六 (洋) 夏野政吉
- 同 二ノ二七八(文)藥、荒、煙 仙草堂 富永仙太郎
- 同 三ノ四四六(荒)煙 鶴田サク
- 同 同十字町一ノ一三(藥)荒 渡邊小間物店 渡邊 莊作
- 同 一ノ七三 (文)煙 外郎藤右衛門
- 同 二ノ五二一(藥) 小西直三郎
- 同 二ノ五一〇(洋) 電、四六 翁 屋 内田平八
- 同 二ノ五〇九(雜)荒、煙 電、八三 河内屋 飯山房五郎
- 同 二ノ五〇二(雜)文、荒 電、二六〇 關 定五郎
- 同 二ノ四九二(藥) 電、三六 日進堂 堀持眞作
- 同 二ノ四八六(洋) 堀内與參
- 同 二ノ四八三(文)藥 電呼出、七五 青雲堂 川田守三
- 同 二ノ三五八(雜) 電、一〇七 松賀屋 小島彌三郎
- 同 二ノ四八七(藥)荒、煙 松賀屋 松賀豊太郎
- 同 驛前一五 (洋)煙 山金商店 山口山造
- 同井佃田 山口山造

足柄村

湯本町

足柄下郡

- 小田原町十字一丁目(雜) 同 幸町一二四〇(雜) 電、一〇一 仙石屋 渡邊覺太郎
- 同 二ノ二八二(雜) 電、七五 小西屋 椎野良平
- 同 二ノ二六七(雜) 電、七三 米山福松
- 同 綠町一ノ九五(雜) 電、二四 伊勢豊 竹内キミ
- 同 一 高梨千代藏
- 同新玉町三ノ五一四(雜) 電、二七 仙石屋 宮内好太郎
- 同 一ノ一〇六(雜) 電、一〇七 松賀屋 松賀濱之助
- 同 三 (雜) 市原半兵衛
- 同萬年町四 (洋)雜 電、三九 内野勘助
- 同 一 (雜) 松井近治
- 足柄村一四二 (藥)荒 千年屋 山口吉之助
- 同井佃田六三 (雜) 喜多助次郎
- 同 八九 (雜) 田代淺右衛門
- 同多古 (荒) 木村善造
- 湯本町湯本 (雜) 電、二五 櫻木倉太郎
- 同 (雜) 和田峯吉

キネマ高級粉末石鹼 (袋入)

品質 實價



洗粉 マルセ 用末 ル用 鹼石種各

電話 二二七一 函 東京 所造製鹼石マネキ 五八四町山電馬子橋市原橋

用粧化粧

鹼石ケタマヤ

YAMATAKE SOAP

發賣元 小田原線明一 電話 二五六

足柄下郡

湯本町塔ノ澤

(雜)

箱根町

箱根町

(酒)煙、菓、下駄

同

(雜)

同

(雜)

同

(煙)雜

同

(煙)文、雜

同

(雜)

同

(煙)文

同

(雜)

同

(煙)雜

同

(雜)

同

(雜)

大窪村

大窪村板橋

(雜)

同

(荒)藥

同

(荒)藥

柳澤角太郎

松井平之助

杉本惠作

西村次郎

井出富藏

山本幸次郎

大川兼吉

大場金太郎

大場高次郎

杉山友吉

平井辰五郎

横山福太郎

片瀬傳次郎

内地勇

西川正四

齋藤キキ

野野キヨ

足柄下郡

國府津町一二六五(洋)文

國府津町

大窪村板橋六九八(藥)

同 (煙)

同 (荒)

同 (煙)荒

同 (煙)荒

同 (荒)

同 (荒)

同 (煙)

同 (煙)

片浦村

片浦村石橋 (雜)

同 米神四九二(雜)

同 根府川九四(雜)

同 二二八(雜)

同 江ノ浦二五四(雜)

同 二三九(雜)

常盤アサ

青山文三

湯川重藏

廣川清藏

三浦玉三郎

瀬戸喜代治

秋山マサ

秋山萬右衛門

吉田作次郎

市川昌子

若山チエ

青木芳郎

鈴木幸作

廣井フク

森木長太郎

青木林太郎

日出屋 神戸金太郎

# オイラン洗濯石鹸

横濱市中区櫻木四丁目七十七番地  
電話本局 四五四七番

オイラン石鹸横濱出張所

## 普選の心得

一 選舉權と被選舉權  
 帝國臣民である男子で  
 (イ) 滿二十五歳以上のものは  
 選舉權を(ロ) 滿三十歳以上の  
 ものは被選舉權をもつ。

二 選舉權についてはその  
 年の九月十五日までに引き續  
 き一定の土地に一ケ年以上住  
 居してゐることが必要である  
 だから寄留届を出してゐない  
 者は選舉人名簿から除去され  
 折角の選舉權を實施すること  
 ができなくなる。選舉人名簿  
 に脱漏があつたり誤載がある  
 と認められた場合は修正を市町村  
 長に申立てることができる。

三 被選舉者の資格は住居  
 云々の要件がないから適當な  
 候補者をどこから連れて來て  
 もいい。

選舉に投票  
 一 選舉に三種ある。(イ) 議員の任期が終つた日の翌日

足柄下郡

國府津町 一 二八八文、洋、藥、煙  
 同 一三八五(藥)  
 同 二五八九(煙)  
 同 一五四五(煙) 荒、文、藥  
 同 一五二六(荒) 文、煙  
 同 一四四九(茶) 文、荒  
 同 一四二七(雜) 文  
 同 一三〇五(疊表) 雜  
 同 一四二六(薪炭) 文、荒、煙  
 同 一四二〇(洋)  
 (雜)

電、三 富士屋 奥津莊太郎  
 電、三 長谷川藥店 長谷川イソ  
 大澤屋 村松喜久松  
 角谷 虎作  
 菊川定次郎  
 市川利三郎  
 野地小太郎  
 星野 仲藏  
 志澤 市藏  
 富山福次郎  
 石井 庄司

豊川村

豊川村飯泉 一〇二雜  
 同 成田二五三(雜)  
 同 成田二九四(雜)  
 同 桑原四六八(雜)

神尾喜之助  
 磯貝 萬藏  
 杉崎 キン  
 加藤 藤七

温泉村

温泉村底倉 (雜)  
 同 (雜)

柏木藤兵衛  
 西之宮眞助

温泉村

(雜)

室伏一太郎

前羽村

前羽村前川 二五六(雜)  
 同 二八六(雜)  
 同 三二七(雜)  
 同 三五二(雜)  
 同 三四九(雜)  
 同 四一五(雜)  
 同 四三〇(雜)  
 同 四五〇(雜)  
 同 五一〇(雜)  
 同 五〇〇(雜)  
 同 四九九(雜)  
 同 五三三(雜)  
 同 六四四(雜)  
 同 五三九(雜)  
 同 二九四(雜)  
 同羽根尾 七 (雜)

椎野 専藏  
 藤井 トミ  
 石塚 キク  
 岩堀 末吉  
 大曾根 關次郎  
 石塚 七左衛門  
 中村 八五郎  
 吉田 ミチ  
 椎橋 喜八  
 柏沼 ヨシ  
 廣澤 淺雄  
 中村 ハル  
 椎野 卯之助  
 大曾根 平八  
 石塚 浦吉  
 峯尾 平三

足柄下郡

行はれる總選舉と(ロ)衆議院解散を命ぜられた場合、解散の日より三十日以内に行はれる總選舉と(ハ)一選舉區につき議員の缺員が二名に達した場合に行はれる補缺選舉で、補缺選舉の期日は地方長官が少くとも十四日以前にこれを告示することになつてゐる。

二 投票に關しては(イ)一人一票である(ロ)投票用紙は選舉の當日投票所で貰へる(ハ)自分の投票した人の名前は何なる人にも述べる必要はない(ニ)投票所の時間は午前七時から午後六時までである【備考】成規の用紙を用ひなかつたり、被選舉者の姓名をばつきり書かないと、その投票は無効になる。

候補者と當選人

一 議員候補者——(イ)選舉の期日が發表された日から選舉の期日前七日までに「候補者届」を選舉長に出さなければならぬ(ロ)候補者の届出には候補者一人につき貳千圓又はこれに相當する額面の國債證書を供託する必要がある(但し府縣會および市會選舉では貳百圓)(ハ)議員候補者の得票數がその選舉區内の議員の定數を以て有効投票の總數を割つて得た答の十分の一に達しない時は右の供託物は政府に沒收される。

二 當選人——有効投票の最多數を得たもので、その得票數がその選舉區内の議員の定數で有効投票の總數を割つて得た答の四分の一以上であることが必要である。

選舉運動

一 選舉運動をする人

1 選舉事務長

(イ)任選——候補者自身でなるか又は選舉權を有する他人を選任する。【備考】選舉違反に問はれるやうな場合のために成るべく自分で



◇愛甲郡

厚木町

厚木町二五五〇	(藥)荒	電、二〇	佐藤 乾一
同 二五四六	(雜)文、洋、煙	電、二三	戸塚 政次
同 二五六四	(藥)	電、二七	内田幸次郎
同 二五六七	(荒)	近江屋	渡邊祐之助
同 二五七八	(雜)煙	電、二六	武藏屋
同 二五八二	(洋)文	立花屋	中丸 梅吉
同 二五八九	(荒)煙	清水 利堂	後藤 辨藏
同 二六一八	(荒)煙	上原 鶴吉	厚木百貨店
同 二五九八	(洋)雜、文	電、三九	厚木百貨店
同 二六〇〇	(洋)	柳川洋物店	柳川 太吉
同 二六〇四	(荒)文、煙	電、二五	三浦屋
同 二六一六	(文)荒	電、五	キンチャク屋
同 二六二七	(雜)荒、煙、文	電、一五	柳川保命堂
同 二六三二	(雜)荒、煙、文	萬屋	萬屋 商店
同 二五四三	(藥)	電、七	大津藥店
同 二五三五	(洋)	電、二七	酒井屋
同 二五三一	(雜)文、	電、二三	伊藤展二郎

ならない方がいゝ。(ロ)事務  
 務—選舉事務所の設置、  
 選舉委員及び事務員の選任  
 選舉運動、選舉運動費用の  
 支出、承諾簿、評價簿、支  
 出簿の備付、費用清算書の  
 作製  
 2 選舉委員及び事務員—  
 資格は有権者で通計五十  
 人以上に限られてゐる。  
 二 事務所—數は候補者  
 一人につき七ヶ所を超えては  
 ならない。休憩所又はそれに  
 似た設備を設けてはならぬ。  
 三 運動の方法  
 1 演説と推薦狀(摺挨拶  
 ビラ、ポスター、新聞紙、雜  
 誌による推薦廣告を含む)  
 は誰がやつてもいゝ。その  
 他の選舉運動はすべて委員  
 又は事務員でないこやれな  
 い。  
 2 何人と雖も投票を得若  
 くは得しめ又は得しめない  
 目的で戸別訪問する事は禁

高峰村

厚木町二五三一	洋、文	相木屋	相原 賢藏
同 同仲町二六四三	玩、荒	内田屋	平井幸次郎
同 同旭町二七一〇	(雜)煙、荒	油屋	淺岡清太郎
同 同元町二四九八	(荒)	川田 國八	佐藤秀次郎
同 同元町二四七三	(荒)	小野澤清之助	早川 旭
同 同 二四六五	(雜)	小川 宗次	上原松三郎
同 同 二二二四	(紙)文	渡邊 嘉吉	落合 藤吉
同 同大手町五六四	(糸)	酒井己之助	内田 正吉
同 同 一八四二	(文)	電、三〇	上原善次郎
同 同 一七三七	煙、荒、文	電、二七	萬屋
同 同厚木町	(雜)荒	萬屋	上原善次郎
同 同	(紙)茶、雜		
同 同	(雜)		
高峰村角田七五	(雜)		關根藤十郎
同 八五六	(雜)		飯田伊三郎
同 八五五	(荒)		長谷川平作
同 一五〇	(荒)		後藤西三郎
同 一五三一	(荒)		成井美代

じられてゐる。  
 3 右の目的をもつて個々  
 の選舉人に對して面接する  
 ことも禁じられてゐる。  
 4 選舉無料郵便—選舉  
 人一人に對して一通一回限  
 りである。  
 5 文書圖書(イ)揭示、ビ  
 ラ—表面に氏名と住居と  
 を書くこと。(ロ)引札、張  
 札—長さ三尺一寸幅二尺  
 一寸を超えてはならぬ。  
 (ハ)名刺—白色に限る。  
 (ニ)立札、看板—百個以  
 内、白色、縦九尺横二尺。  
 8 演說會場—小學校は  
 無料、その他の公立學校も  
 借りられる。  
 選舉費用  
 一 費用の制限—議員候  
 補者一人宛に對する選舉運動  
 の費用は、その選舉區内の議  
 員の定數で選舉人名簿にある  
 人數を割つて得た數を四拾錢  
 に乗じた額を超えてはならぬ



愛甲郡

- 愛川村半原 (荒)
- 同 (文) 雜、洋
- 同 (雜)
- 同 (雜)
- 同 (荒) 雜
- 同 (雜)
- 同 (酢) 雜
- 同 田代 (雜)
- 同 田代 (雜)
- 依知村上依知二八四三(酒)荒
- 同 三三 (魚) 荒
- 同 八五 (藥)
- 同 二八三一 (荒)
- 同 二八一七 (酒) 煙、荒
- 同 二七七六 (煙) 鹽、荒
- 同 一四〇 (酒) 荒
- 同 猿ヶ島一六五(酒)魚、雜
- 同 山際六六九 (菓) 雜
- 同 一〇五 (荒)

依知村

- 中村屋 和田喜一
- 昇榮堂 山口清吉
- 神崎邦芳
- 朝日屋 佐藤彦七
- 内藤芳秋
- 大貫延太郎
- 大貫治
- 大矢皆吉
- 柳川音次郎
- 柳屋 柳川音次郎
- 柳屋 柳川音次郎

- 宇佐美ワカ
- 澁谷卯之助
- 古性ツネ
- 大野富次
- 齋藤梅吉
- 大森重五郎
- 深田勇
- 大塚清作
- 大塚チヨ
- 大塚千之助

愛甲郡

- 依知村山際三〇 (荒)
- 同 一一三八 (酒) 雜
- 同 四一 (吳) 荒
- 同 一〇三七 (酒) 荒
- 同 關口三〇一 (青) 煙、菓、雜
- 同 三五 (酒) 荒
- 同 二四 (酒) 荒
- 同中依知三二一 (酒) 菓、荒
- 同下依知四八五 (荒) 菓
- 同 金田四二五 (荒) 菓
- 同 四五七 (酒) 煙、荒
- 同 三五〇 (荒) 菓
- 同 三九二 (酒) 煙、雜
- 同 四三三 (荒) 菓
- 同 二五一 (鹽) 酒、雜
- 荻野村
- 荻野村荻野六二六九(雜)
- 同 二四五 (雜)
- 同 六三二二 (雜)
- 同 一九四七 (雜) 荒

荻野村

藤

屋

- 市川録吉
- 森屋勇吉
- 足立原菊治
- 高瀬高造

- 林口ク
- 中丸繁三
- 鈴野義齋
- 齋藤貞造
- 倉田常吉
- 高部スズ子
- 高部次作
- 荻原奧三郎
- 岩崎キミ
- 長谷川千代松
- 角田道三郎
- 大谷貞作
- 奈良トメ
- 清水竹次
- 安本角藏

たれら造てつよに師技な良優

# 𪛗石イテカ

# 𪛗石ブラク

德用第一石鹼

元 賣 發

店 商 部 矢

店 理 代 總 代 千 八  
屋 問 貨 雜 品 粧 化

町 老 不 區 中 市 濱 横

愛甲郡

荻野村荻野一九三〇(荒)雜  
 同 中荻野四三 (荒)雜  
 同 一一五 (雜)  
 同 七二五 (雜)  
 同 下荻野二〇七(雜)  
 同 五五一 (雜)  
 同 四二二 (雜)  
 同 四四六 (雜)  
 同 一四〇八 (雜)  
 同 一三四七 (雜)

煤ヶ谷村

煤ヶ谷村三四三五(荒)  
 同 二六三一(雜)  
 同 二一九一(雜)  
 同 二九二〇(雜)  
 宮ヶ瀬村一三三八(雜)荒  
 同 一三二四(雜)荒

宮ヶ瀬村

玉川村

岡野屋 大川貞助  
 花上又七  
 佐藤淳  
 梶山爲三  
 鈴木邦雄  
 岩崎静馬  
 岩崎静馬  
 野島仙吉  
 難波高次郎  
 佐藤埜

所根爲 山口爲吉  
 山田屋 山田喜重郎  
 とこや 山口清造  
 床福 山口福藏

大矢篤登  
 刈邊房二

玉川村小野 (雜)  
 同 (雜)  
 同 (雜)  
 同 (雜)  
 同 七澤 (雜)

◇津久井郡

與瀬町

與瀬町八六一 (雜)藥、荒、文、洋  
 同 八三三 (酒)雜  
 同 八三四 (荒)煙、雜  
 同 一一〇 (荒)煙、雜  
 同 一一一 (雜)藥、荒、煙、文  
 同 七三四 (荒)雜、青  
 同 (荒)雜  
 同 一一一五 (藥)荒、酒  
 同 一三一六 (荒)煙、酒

小原町

津久井郡

小瀨村 長太郎  
 小瀨村傳造  
 原田彌三助  
 猿橋丑松  
 中村彌八

釜屋 橋本喜市

絹屋商店 石井菊之助


橋本敬三  
 山崎七郎  
 江藤惠作  
 小林兼太郎  
 橋本友治  
 坂下源次郎  
 馬場二三  
 保坂清利  
 上原國太郎

最良香油



わかやま

すき油  
びん付



わかやま

津久井郡

小原町一七四 (荒)酒  
 同 四一九 (荒)雜、菓  
 同 (荒)雜、煙  
 同 四〇六 (藥)荒、煙、文、洋、雜  
 同 六六八 (荒)煙、雜

中野町

中野一〇四三 (雜)  
 同 五二九 (雜)  
 同 八〇〇 (雜)  
 同 一〇四五  
 同 一〇〇三

湖南村

小倉 (雜)  
 葉山島 (雜)

串川村

長竹二八九二 (雜)  
 同 二九一六 (雜)

中田屋 小林爲次郎

中里宗七

野澤屋 菊地原三四二

内藤倉松

岡本次郎  
 中里アキ  
 新井周助  
 加藤シナ  
 永井義明

杉浦單司  
 和田爲次  
 和藤友作  
 佐藤嘉吉  
 落合嘉吉  
 佐藤愛輔  
 鈴木儀左衛門

農産物(三)

今挙げた農産物で食用農産物とはどんなものかと云ふと大豆、小豆、粟、ヒエ、キビ、トウモロコシ、ソバ、サツマイモ、同切干、馬鈴薯等である。大豆は中郡の四千三百六十石八萬五千一圓が最も多く小豆は高座郡の八百六十二石二萬三千百一十一圓、アワは矢張高座郡の四千八十五石價額四萬五千五百八十一圓、ヒエは都築郡の二百七十石、キビは中郡の六百十六石、トウモロコシは津久井郡の八百二十七石、薩摩薯は高座郡の千二百十四萬八千六百七十九貫價額百四十一萬千八百一十一圓、馬鈴薯は橋樹郡の八十三萬四千三百三十貫が一番多い、横濱市でも横須賀市でも川崎市でも市内で大豆、小豆、アワ、トウモロコシ、薩摩薯が出来る蓋し夫れ丈け發展の餘地がある。

津久井郡

長竹 三〇〇八 (雜)  
 同 二九四四 (雜)  
 同 一五三五 (雜)  
 同 一五〇九 (雜)  
 同 一五七四 (雜)  
 同 五三三 (雜)  
 同 六六二 (雜)  
 同 一一三九 (雜)  
 同 一一七〇 (雜)  
 同 三三五 (雜)  
 同 二六八 (雜)  
 同 一〇四〇 (雜)  
 同 一〇三〇 (雜)  
 同 一〇五〇 (雜)  
 同 二九七一 (雜)  
 同 一〇四八 (雜)  
 同 三八一七 (雜)  
 同 三七八二 (雜)  
 同 根小屋一二四四 (雜)  
 同 一〇六八 (雜)

藤屋 原巳夏太  
 榮屋 齋藏源吉  
 柳屋支店 山口豊吉  
 日の屋 小川寅藏  
 丸屋 本多彌三郎  
 甲州屋 遠藤吉久  
 榊屋支店 尾形哲二  
 榊屋 坂本雄文  
 小島屋支店 小島松二  
 小島屋 小島タカ  
 旭屋 稻葉仙太郎  
 荒井啓助  
 佐藤一恵  
 佐藤利一  
 石井新藏  
 菊地原仁三郎

菊地原仁三郎  
 振替東京五八三番  
 横濱市中區竹竿町一丁目百二十七番地  
 此粒石川石鹽店  
 石川石鹽店  
 菊地原仁三郎本舖

津久井郡

内郷村

寸澤嵐二一九八 (雜)  
同 三三八九 (雜)  
若柳 一一八八 (雜)

大谷兼吉  
天野六之助  
榎本榮藏

青根村

青根村一八五七

玉利屋

山口森太郎

同 同 同 同 同 同 同

大川又五郎  
井上古六  
長田富士太郎  
太田ヨリ  
山崎勝司  
山崎壽美  
佐藤守三

青野原村

青野原村九八七 (荒)  
同 一二九三 (荒)  
同 一二八五 (荒)  
同 一二八六 (荒)

扇屋 小俣勇  
藤屋 杉本織太郎  
中屋 永井爲一  
井上亦次郎

津久井郡

川尻村

宮之前  
同 同 同 同 同 同 同  
中開戸  
同 大上  
才屋敷  
同 渡戸  
馬石

(雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜)

川尻村九六三  
同 一〇〇五

鳥屋村

青野原村二九二四 (荒)  
同 二九二二 (荒)

紺屋 高城仁太郎  
東屋 山崎仁三吉

中島竹材店 中島稻吉  
中島商店 中島喜市  
反田屋 井上源三郎  
菱山丸二商店 菱山圓二  
朝日屋 奈良信壽  
佐藤商店 佐藤助市  
中村商店 中村金治  
岩田屋 岩田修吉  
甲州屋 遠藤八重子  
小林西商店 小林喜良  
宮崎商店 宮崎勝市  
中川屋 川瀬君保  
佐志物屋 小島好美

小室商店 八木茂柄  
小室眞作

◇ 品粧化ブラク ◇  
◇ 餼石イテカ ◇

サツラト化粧石 餼  
サツラト粉石 餼  
各種石餼雜貨問屋  
發賣元 鈴鎌商店  
横濱市中區白妙町三ノ九

津久井郡

川尻村一〇〇七  
同 一〇〇九  
同 二〇七三

佐野川村

佐野川村六〇五 (雜)  
同 二四五四 (雜)  
同 二四六四 (雜)  
同 二四四六 (雜)  
同 三三五二 (雜)

日連村

同 日連村

千木良村

千木良村一〇七一藥、荒、煙、文、洋、雜  
同 一二七九荒、足袋  
同 三九二 荒、煙、酒  
同 七九八 荒、雜  
同 八七五 荒、雜  
同 五〇四 荒、菓、雜

勝瀬産業組合

石塚屋 山崎林兵衛

中村屋 宮崎敬三  
武藏屋 樋口泰一  
平井織藏

常盤屋 清水胤文  
相澤久一  
四津屋 榎島由一  
神田造酒  
田村八十一

近藤坦山

坂本百太郎  
江藤竹松  
岸力藏  
榎本茂  
長谷川松三郎  
石井金吾

品質本位



燭蠟マルタ

賣行第一

賣行第一



燭蠟マルタ

品質本位

追加之部

高座郡

大和村

同 深見  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
下鶴間

高座郡

(雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜) (雜)

石井義三  
瀧本リキ  
柏木勝藏  
白井豫志  
田邊千代子  
北島龜吉  
大矢幾八  
天野程藏  
清水キヨ  
土屋定次郎  
鍋田静夫  
榎本嘉市  
榎本松作  
荻窪セイ

實質を實費で賣る

オランダ石蠟

東京室町 三共株式会社

高座郡

深見 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
 上草柳 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
 下溝 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
 同 當麻 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)(雜)

麻溝村

寒川村

田邊啓三 中丸久次 小林ツネ 青木盛久 高橋濱市 青木保太郎 大島衡平 久保田ヤス 井上新平 高橋彌助 小菅文夫 山口一之 山崎初五郎 宗田米次郎 金子愛之助 小泉勘藏 山本與作 吉崎初五郎

高座郡

田端八七〇 同 八三九 同 八七〇 一之宮一〇七七 同 一四〇二 同 一四八 同 一四三三 同 一三三〇 同 一四三〇 同 一四三四 同 一五〇〇 同 一二一〇 同 一四三三 同 一三三二 同 一五七三 同 一〇七〇 同 一一〇〇 同 一一〇二 同 一四三二 同 一四三七 同 一四三五

小林利吉 柳田トキ 舛水七造 入澤新造 木村信太郎 和田太吉 本郷直次郎 清田房次郎 伊熊菊五郎 入澤貞吉 廣田フサ 菊地ナミ 青木和助 吉川イヨ 吉田熊次郎 廣田五郎 菊地三郎 本郷ステ 伊藤槌之助 荒木豊藏 小泉金造

使ひ心地の良

歯ブラシ製造卸

三助あかすり發賣元  
 石鹼容器化粧刷毛  
 男子用櫛房小楊枝問屋

Y.A 秋田商店

東京馬喰町一ノ十  
 電話浪花六八一三番  
 振替東京三五四六三番



價實 質實

キネマホーサン石鹼

鹼石マネキ

洗粉マール 洗濯用末セル 洗粉マール 洗濯用末セル 洗粉マール 洗濯用末セル

各種石鹼

所造製鹼石マネキ






高座郡  
 大曲一九四  
 同 二二三  
 岡田二四九  
 同 一六一四  
 同 二〇〇一  
 同 三八  
 同 二七四九  
 同 二〇四二  
 大谷八四二  
 同 四八九  
 小動六三六  
 同 三三二  
 同 二二六八  
 宮山九二八  
 同 二一六八  
 同 三九〇五  
 同 二九九五  
 同 五九〇  
 同 三九〇四  
 同 二二三二  
 同 一三三二

名古屋  
 東田原  
 同 西田原  
 同  
 同 箕毛  
 同 寺山  
 同  
 中郡

宮山三八六六  
 倉見八五九  
 同 二二三二  
 同 二三五  
 同 一五六〇  
 同 三八一九  
 同 二二三八

◇ 中 郡

東秦野村

中島タカ  
 鈴木亥代治  
 飯島牛松  
 大久保八五郎  
 木村幸太郎  
 三留利幸  
 橋村功  
 大久保弘  
 藤井ヒサ  
 永島惣吉  
 肥隆三郎  
 蛭田初二  
 中村治吉  
 杉崎良子  
 横溝駒吉  
 金子喜代  
 杉山ユキ  
 井上甚造  
 能原博  
 福岡ヒヤタ  
 福岡スエ

小泉卯三郎  
 大津彦三郎  
 大津徳次郎  
 古木モト  
 和田ヤス  
 浅見ガイ  
 相原元吉  
 北村歙吉  
 水野榮藏  
 古谷マン

原彌三郎  
 五島スズ  
 黒川ミナ  
 須田寅太郎  
 神部サダ  
 鎮野源吾  
 藤澤イキ

農産物(三)

蔬菜及花卉として擧げられたものは豌豆、蠶豆、隠元豆、胡瓜、白瓜、南瓜、水瓜、眞桑瓜、茄子、唐茄、花百合、大根、切干大根、蕪、人参、午莠、里芋、蓮根、葱、玉葱、キヤベツ、漬菜、落花生である。総額五百九十九萬餘の内、里芋の百二十七萬七千六百二十四圓、大根の九十九萬九千五百九十九圓、茄子の四十九萬五千三百十圓、胡瓜の四十七萬七千八百六十六圓などが多い。工藝用作物は、菜種、胡麻、イチビ、絲瓜、除虫菊、實柿、蒟蒻薯、葉煙草等であつて、秦野を有つて居る縣下は葉煙草の産額が多く、三百三十八萬七千五百三十圓ある秦野町がある中郡は煙草の生産最も多いが足柄上下の兩郡にも可成る、除虫菊が三浦郡に僅か産するも珍らしい。

高等キネマ石鹼

鹼石マネキ

價實 質實



洗濯用 実化粧用 各種石鹼

電話 二七二一 東京 日本橋区 五丁目 八番 所造製鹼石マネキ

足柄下郡

寺山

高森一五二三

(雜)

南矢名一九〇〇

(雜)

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

成瀨村

大根村

旭

屋

高橋幸藏

石井邦利

露木金藏

岩田菊次郎

宮坂キク

石井久太郎

劍持寅藏

湯川文次郎

黒澤萬次郎

鈴木太一

渡邊幸作

井端岩吉

黒羽根繁藏

柳下利五右衛門

◇足柄下郡

酒匂村

山手原

足柄下郡

山手原

同

綱一色

同

同

同

酒匂

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

小八幡

同

同

同

同

同

同

同

同

同

常盤寅造

山本チタ

常盤喜太郎

井原仙太郎

宮内仙太郎

鈴木時藏

川瀬長之助

小島莊之助

小島啓

角野榮太郎

森愛助

須藤新太郎

西山サキ

北川末吉

鈴木彦平

讓原浦太郎

内田ツネ

鈴木信平

椎野清

伊與田代吉

造製鹼石 濯洗粧化スエイワ 濯洗粧化入名店種各

社會式株鹼石濱横



一ノ五町島高區川奈神市濱横 番二八〇六三京東哲振 番六八一五話電

シラブ齒共三

切レテ毛 抜ケヌ

コレ 代通り

用鹿術止毛

賣發 店商森富濱横

橋樹郡

同 同 同 同 同 同 同 同 小八幡

◇橋樹郡

向丘村

菅 生四 (荒) 雜  
 同 一六二 (荒) 雜  
 同 一五〇二 (荒) 雜  
 同 一二五九 (荒) 雜  
 同 一七八〇 (雜)  
 長 尾八〇二 (荒) 雜  
 同 五七 (荒) 雜  
 同 一一六二 (荒) 雜  
 同 七四九 (荒) 雜

田澤屋 矢澤信次  
 朝日屋 杉田吉藏  
 三吉屋 杉田好藏  
 田代屋 杉田仲次郎  
 かみや 井上藏造  
 森田辰五郎  
 中野源治  
 橋本屋 猿渡慶三郎  
 小川三郎

鈴木徳太郎  
 椎野ゆき  
 本多柳一  
 鈴木爲次郎  
 内田浦之助  
 瀬戸市五郎  
 鈴木豊次郎  
 内田幸治  
 大木爲次郎

蠶紙と畜産

蠶糸業は飼育戸數二萬九千八百八十一戸で、蠶種掃立枚數三十一萬三千三百五十九、上繭産額千九十八萬二千九百九十五圓、玉繭三十七萬三千二百三圓、屑繭三十萬四千九百五圓、總計千六百六十六萬九百二十四圓である。蠶糸製造所六千八百三十七、繰糸釜數一萬五千三百三十四、職工男二百三十九人、女一萬一千三百六十八人居る、生糸は六百四十一萬八千七百五圓出来る。畜産業は計八百四十一萬二千七百九十六圓、馬六百六十四圓、豚四十二萬二千六百十四圓、山羊二千八百三十二圓、家禽十八萬五千二百二十四圓、屠肉三百七十六萬千七百十七圓、牛乳八十二萬七千二百一圓、卵百三十五萬五千三百九十三圓である。

三浦郡

長 尾四六 (荒) 雜  
 同 二二一 (荒) 雜  
 同 八二四 (荒) 雜  
 平 三五

◇三浦郡

武山村

林 一三五四 (雜)  
 同 一三四〇 (雜)  
 同 一八八六 (雜)  
 武 一八七七 (雜)  
 同 一八七七 (雜)

岡本屋 關口福太郎  
 飯島サダ  
 鈴木均二  
 井上春吉

若命安藏  
 石井覺一郎  
 岸龜藏  
 石川金次郎  
 小澤伊太郎

頭の爲に最も良い  
**ドーマポシンケ**

本舗 佐々木商店

東京市浅草區向柳原町

八王子市

### 縣外隣接市町村

#### ◇八王子市 (東京府下)

旭町一	(藥)	八王子、八三	栗原藥局	栗原米松
横山町一ノ二〇		花月園分店	橋本龍藏	
同 二ノ二六	(藥)	回春堂支店	古藤春一	
同 二ノ二八		芳田小間物店	芳田友次郎	
同 二ノ四三	(藥)	八王子、八元	石川銆造	
同 三ノ四八		伊勢屋小間物	宮崎覺太郎	
同 一ノ一〇七	(雜)荒	八王子、二六	大島屋三島通庸	
八木町 六六		港屋	西山文藏	
吉野町五一八	(酒)雜	花月園	橋本幸太郎	
同 二四一	(雜)荒、煙	今川屋	大房太郎吉	
同 二三七	(煙)荒、菓	小川屋	小川倫トメ	
同 二三〇	(藥)荒	中込ツヤ		

### 水産

水産は魚類五百六十九萬一千三百四圓、介類三十五萬七千八百七十二圓、其他水産動物百四十萬千二百二十圓、計八百八萬三千八百九十二圓、さて又水産製造物は食料品二百六十七萬六千六百十二圓、肥料魚油、澆海苔等で計二百六十八萬四千八百七十八圓ある。魚類は沿岸漁業で鱒の百五十萬、鰯の七十一萬二千七百七十五圓、鯉の四十七萬五千六百六圓、鮪の二十三萬二千一百一圓、鯛の十三萬二千五百八十七圓、鰹の十二萬六千三百六十圓など多い方で、淡水漁の鮎などは相模川其他有名ではあるが、三萬三千六百五十六圓しかとれない、この外珍らしいもので鱈が四萬百三圓獲れる。横濱市で鰯が一萬三千貫、鯛、黒鯛、鱈が二千二百二十圓獲れて居るに驚く。

#### ◇南多摩郡 (東京府下)

##### 原町田

原町田二二三二	(洋)	町田、五	明治堂	大貫市造
同 二二三三	(文)		洋文堂支店	小林淺次
同 二二三〇	(雜)藥、荒、煙		愛知堂	平野常治
同 二二三一	(荒)		石原藥局	夏目文吉
同 二二三四	(藥)	山田天昭堂	山田八三郎	大塚米吉
同 二二三五		町田屋	高橋竹松	
同 四三七	(薪炭)荒	町田、六	澁谷時之助	
同 一一二三	荒、煙		昭和堂	奈良初太郎
同 一一九四	(雜)荒		山口屋	山口欣平
同 一一五二	(雜)荒、煙、文		甲子屋	澁谷子之助
同 一一四八	(雜)荒		萬屋	石井房子
同 一一四一	(荒)		古泉屋	古泉喜一
同 一一五五	(雜)荒、洋		平屋	矢部山藏
同 一一二六	【卸】			藤田伊平
同 一一九六	【卸】薪炭、雜、荒	町田、二六		石井常七
同 一一六一	(雜)荒、煙	町田、三		富塚秀次郎

南多摩郡

登意録  
**八角計型洗濯石鹼發賣元**  
**鶴の卵石鹼代理店**  
**化粧品雜貨卸商 鈴木豐吉商店**  
 横濱市中區初音町一ノ七  
 電話長者町(三)一五五番

荏原郡

原町田一二七〇 (藥)  
 同 一二七四  
 同 一一九八 【卸】雜  
 同 八六七 荒、石炭、雜  
 同 一二〇五 (藥)  
 同 一二〇九 (藥)  
 同 一二六六  
 森野一三二一 (煙)

南村

金森 六 (雜)荒、文  
 同 三五九 荒  
 同 六七二 藥

町田、五 新藥堂兄弟商會  
 町田、二兄 鶴屋 土方 義秋  
 町田、二兄 大野屋 土方 鶴吉  
 町田、二兄 石炭屋 土方 錦吾  
 町田、二兄 曾我藥局 曾我 信壽  
 町田、二兄 勉強堂藥局 夏目 利平  
 大谷内よう 大谷内よう  
 松野三男

細野南陽堂 細野 孝次  
 ハイカラヤ 大貫 通  
 佐々木忠雄

荏原郡 (東京府下)

六郷町高畑三七 (荒)文  
 同 二七五 (荒)文  
 同 五一〇 (荒)  
 同 五二〇 (荒)  
 同 町屋三八三 (雜)荒、煙、文

松屋 秋葉太郎  
 宮崎善吉  
 朝日屋商店  
 松澤勝  
 渡邊政吉

荏原郡

同町屋三八二 (藥)  
 同 二七七 (荒)藥、文  
 同 二八九 (金物)荒、煙  
 同 (荒)  
 同 三七〇 (煙)荒  
 同 三七三 (菓)荒  
 同 雜色九八 (藥)荒  
 同 八幡塚二六二 (酒)荒  
 同 八八〇 (荒)文  
 同 八八六 (煙)荒  
 同 九九七 (藥)荒、酒  
 同 一〇〇四 (荒)  
 同 一〇六四 (藥)荒、酒  
 同 一一〇五 (菓)荒  
 同 一一〇七 (藥)  
 同 一〇九五 (藥)  
 同 一一一〇 (菓子)  
 同 (菓子)荒  
 同 一一二八 (雜)  
 同 一一三二 (藥)荒、足袋  
 同 一一四九 (菓子)煙

六郷藥局 更武巳之助  
 松本染次郎  
 江島ケサ子  
 伊藤捨次郎  
 横山商店  
 浪東武一  
 坂卷廣次  
 倉橋清太  
 竹内萬五郎  
 石渡銀次郎  
 加藤徳次郎  
 原田傳四郎  
 竹内覺藏  
 古屋時雨郎  
 中島春太郎  
 鈴木保  
 桑原久松  
 竹内商店  
 橋本屋商店  
 松澤鐵五郎  
 守朝次郎

川崎、五

ス、キ藥師 信濃屋

よきよき 花よき 花よき  
 ぼつ 花よき 花よき  
 白 花よき 花よき  
 粉 花よき 花よき

本舖三田村清花堂

東京市浅草區向柳原一ノ三八  
 電話浅草一〇五番  
 振替東京四四二番

工産

染織工業生産高が三千五百十七萬六千九百圓、其内紡績生産が二千五百九十七萬二千二百三十六圓、又其中で綿糸紡績が千八百七十八萬三千圓である。機械器具工業が四千二百七十四萬三千六百九十九圓、其内鐵船が千五百三十八萬一千五百八十七圓、自動車一千二百三十五萬二千九百四十七圓、電燈球が三百萬圓餘、照明器具が百萬圓餘、蓄音器が百六十一萬圓餘、金屬の條竿線ボールド、ナット等二千四百九十九萬圓餘、銅鐵管九百四十三萬圓餘、建築金物が三百三十七萬圓餘ある。化學工業は三千五百十四萬圓餘、植物性礦物性油脂精製が九百九十一萬圓餘あり、化粧品が僅かに八萬七千圓餘、石鹼八十一萬四千圓餘、蠟燭二十一萬六千圓餘ある。

静岡縣 田方郡

- 同 八幡塚 一二六六
- 同 一四三三(文)荒
- 同 一四三七(文)玩具
- 同 (荒)文、菓子
- 同 一二二四(藥)文
- 同 一一四一(文)
- 同 (荒)
- 同 一七二九(煙)文
- 同 一七三〇(荒)
- 同 一七三九(煙)
- 同 三六六 (浴)
- 同 (荒)文、洋
- 同 三八七 (酒)荒
- 同 一〇六五荒、文、履物
- 同 一〇八四(荒)文
- 同 一四四六(煙)荒、文、洋

- 森田屋 小關盛
- 古川屋 前島要造
- 滿州屋 中村商店
- 森田屋 竹内とよ吉
- 岡田カネ子
- 平本福次
- 鹽田牧次郎
- 加賀屋 田邊大旨
- 伊藤嘉吉
- 近藤清次郎
- 大井川音吉
- 福田屋商店
- 竹内嘉吉
- 森田末治郎
- 山田屋 矢向初太郎

◇田方郡 (伊豆國)

熱海町

熱海町田原一三五(文)

あみ屋 金谷作次郎

諸國荒物雜貨問屋

吉兼田角 屋田角 商卸品粧化

五ノ一町咲花區中市濱横  
番〇三七一(3)町者長話電

静岡縣 田方郡

- 同 熱海二七〇(煙)
- 同 二五九(洋)藥
- 同 咲見町三三八 (酒)荒
- 同 二二五 (藥)文
- 同 二五八 (雜)文、荒、煙
- 同 一九二 (菓)荒
- 同 小澤三三〇 (藥)
- 同 四八四 (洋)文、煙
- 同 一九三 (煙)茶、荒
- 同 本町四三三 (洋)荒、煙
- 同 四三三 (藥)
- 同 仲町四六七 (洋)
- 同 仲濱町三六四 (酒食品)煙
- 同 同 (藥)
- 同 三七〇 (椿油製造)
- 同 仲町 (椿油製造)
- 同 三三三 (椿油)
- 同 荒宿四一二 (煙)荒
- 同 四一三 (煙)荒、文
- 同 旭町九六二 (藥)荒
- 同 天神町 (酒)荒、藥

- 電、三三 伊佐和屋 石和七郎
- 電、三五 柏屋 馬場銳男
- 電、三六 福田屋 福田準次
- 電、三七 つばきや 佐藤成一
- 電、三九 二見藥局 二見信一
- 電、四〇 玉久商店 野田惣作
- 電、四一 杉田屋 水田又吉
- 電、四二 小松藥局 小松正雄
- 電、四三 鈴一商店 山縣アサ
- 電、四四 松屋 渡邊藤一郎
- 電、四五 熱海堂 根本敬一郎
- 電、四六 齋藤藥舖 齋藤十四英
- 電、四七 蕙屋 澤口源之助
- 電、四八 トウサン堂 菊地藤太郎
- 電、四九 敷島屋 中村董三
- 電、五〇 榮屋 善波辰五郎
- 電、五一 杉山重吉
- 電、五二 本門幸次郎

ガデー香水  
ガデー化粧品

本舖安藤春秋園  
横濱市中區西町二丁目二十八番地

静岡縣 田方郡

同 天神町一三〇〇(雜)藥、煙	電、三五	青木 幾代
同 新横町 (洋)文	電、二七	岩本喜久三
同 清水町 (玩)文	さつきや	芥川タカ
同 (履)荒	奧山藥舖	鈴木金平
同 (藥)	石渡市五郎	奧山仙五郎
同 (洋)	芹澤 弘	山本慶三
同本 町四二六 (百貨店)煙、藥	電、三三	山田重吉
同新 宿九〇三 (藥)	電、四三	千葉新太郎
同上 宿五三六 (洋)文、藥、煙	電、四八	湯宗兼吉
同伊豆山 (和洋酒)雜、藥、文	電、四五	中田誠美
同 一一九 (果)荒、煙	電、四七	湯宗大策
同 (酒)煙、洋	宮本屋	水口モト
同 五八三 (酒)藥、煙	エビス屋	出本忠治
同 六二四 (雜)文	水口屋	鈴木福松
同 (食料品)藥	電、五二	
同 一三〇 (雜)洋、煙	電、四二	
<b>伊東町 (伊豆國)</b>		
伊東町玖須美二二四(藥)洋、文	電、西	目姑屋藥局
同 (藥)文	電、二九	鳴口藥局
同 (菓)荒		

静岡縣 田方郡

伊東町玖須美四七(米)荒	電、一九	大沼 廣吉
同 四一六(文)煙、荒		下田とよ
同 九七 (藥)文	電、二五	篠原藥局
同 (荒)		篠原豊太郎
同 五五 (文)		沼田丑之助
同 二六四 (藥)	電、三六	沼田伊三郎
同 新井 (藥)	電、二二	久保田修造
同 松原九二五(硝子)文		若林徳次郎
同 榮町 (洋酒)藥、文	電、三三	川口廣三
同 (雜)藥、荒		野田政吉
同 (煙)文		小川不二男
同 松原 (藥)荒	日吉美容院	日吉澤次郎
同 (文)	三島藥舖	平出倫雄
同 (藥)	伊郷商店	伊郷康次
同 (百貨店)荒	いなりや	松浦やす
同 櫻木町 (酒)雜	電、三五	立岩 正枝
同 (荒)	電、二七	石田禎四郎
同 (酒)雜	電、三三	上田喜代作
同 (藥)	電、二五	太川サク
		大川敬二郎
		森田小旗

**品質精撰**

**顧客本位**

商標

貴藥外部品

# 織生漢

藥品一般卸問屋

發賣元 (ヒロヤ)

**高木福太郎商店**

横濱市神奈川區青木町一四七

電話本局四一九五・五六八七

化粧品紙雜貨問屋

合資會社

## 駿河屋商店

横濱市中區不老町  
一丁目八十八番地  
電話回一三四五番

國旗浴用石鹼發賣元  
オレンヂ  
ラベナ 石鹼代理店  
三共香粧品部代理店

静岡縣 田方郡

同 松川町  
同 湯川  
伊東町猪口

(藥)  
(文)  
(文)煙  
(玩)文、藥、煙  
(藥)

電、二四  
電、二六

マンヤ藥局 福本熊治郎  
鳥福商店 鳥井福太郎  
中村源作  
柏屋 三田國次郎  
熊本屋 山本武雄  
芹澤藥舖 芹澤正博

綱代町 (伊豆國)

綱代町六九  
同 二三七  
同 一三〇  
同 一二二  
同 二八二  
同 四〇三  
同 四八  
同 四三三

(洋)煙  
(洋)酒、文、荒、煙  
(藥)  
(酒)文、荒  
(文)藥  
(酒)文、荒  
(綿)文、荒  
(酒)藥、荒

電、七  
電、二四  
電、元  
電、三  
電、空  
電、元  
電、六  
電、天

西吉商店 辻満司郎  
岡田藥局 岡田浦二  
尾張屋 八代馨  
春洋堂 喜地喜代芽  
向笠聰作  
小野嘉吉  
丸本屋 田中竹太郎

八王子市

横山町九八  
同 三二  
同 七四  
同 七八  
八日町一四  
同 三〇  
同 六六  
同 六二  
同 四二  
同 四三  
同 四五  
八幡町四五  
八木町 六  
同 二一

(藥)

電、六三  
電、七三  
電、七九  
電、五四  
電、六四  
電、六三  
電、六二

藤屋 廣瀬照吉  
野澤金造  
中村喜作  
小川森太郎  
森本徳三  
片岡英一郎  
大野正之助  
原周太郎  
森田眞之助  
大平新藏  
二見勘藏  
安西英男  
橋本林太郎  
川久保吉太郎  
桐屋 三浦靖

八王子市追加

トール化粧品料

本舖

吉田清次郎商店

横濱市中區中村一三三四

患此症者九或七回  
 萬人が好く  
 レモンのかほり...  
 (有名百貨店及洋品  
 化粧品店にあり)  
 ◇レモンジュウス入...



お肌の  
 美を増す  
 特種な力  
 横濱 成利商會

レモン石鹸



八王子市 小門町三五 同 八六 寺町 一 同 五二 旭町 同 東町 同 同 同 三崎町 同 同 本町二一 同 六六 元横山町

梅花屋 佐藤タメ  
油屋號 小澤慶太郎  
小島眞吉  
小島茂一  
米屋 内田倉造  
絹田商店  
花菱屋 西川彌太郎  
松榮堂 龍澤成倍  
回陽堂 福井伊八  
藤谷支店 村上儀三郎  
石橋屋 磯野孝之  
須藤彌三郎  
寺島小三郎  
榮春堂 鈴木榮七  
高山ライオン堂  
中村作次郎  
榎本延吉  
梅田定吉

元横山町 同 同 同 同 田町 同 同 同 平岡町 同 同 同 同 大横町 同 同 横山町 同 上野町

盛屋 濱中米吉  
岸ウメ  
小林和助  
小林和助  
橋本信次郎  
安藤コト  
開野幾藏  
山崎清時  
福島屋 野口志加藏  
隆盛堂 福井伊三郎  
大野商行 大野政司  
ちくごや 隈部治水  
齋藤徳藏  
小島花王堂  
加藤鎌吉  
木下彌吉  
星谷キヨ  
野澤商店  
鳩光堂 齋藤甚太郎

八王子市

**高等キネマ石鹼**

實質 價實



洗粉マ實化  
濯ルセ粧  
用末ル用  
鹼石種各

所造製鹼石マネキ 五八四町山丸區子巖市濱横

番二二七-一 四 部 電  
番二二-一 四 部 電

**キネマソーサン石鹼**

實質 價實



洗粉マ實化  
濯ルセ粧  
用末ル用  
鹼石種各

所造製鹼石マネキ 五八四町山丸區子巖市濱横

番二二七-一 四 部 電  
番二二-一 四 部 電

八王子市

上野町  
追分町  
中町  
同  
新町  
千人町  
本郷町  
日吉町  
南新町  
明神町

丸見屋	丸屋	一越屋	東京堂
大貫さよ	梶ヶ谷忠治	結城長助	西堀商店
平本善八郎	宮崎勇作	鈴木鶴吉	宮川ふみ
		佐藤良助	大津駒

キネマクリーム石鹼

鹼石マネキ 價實質實

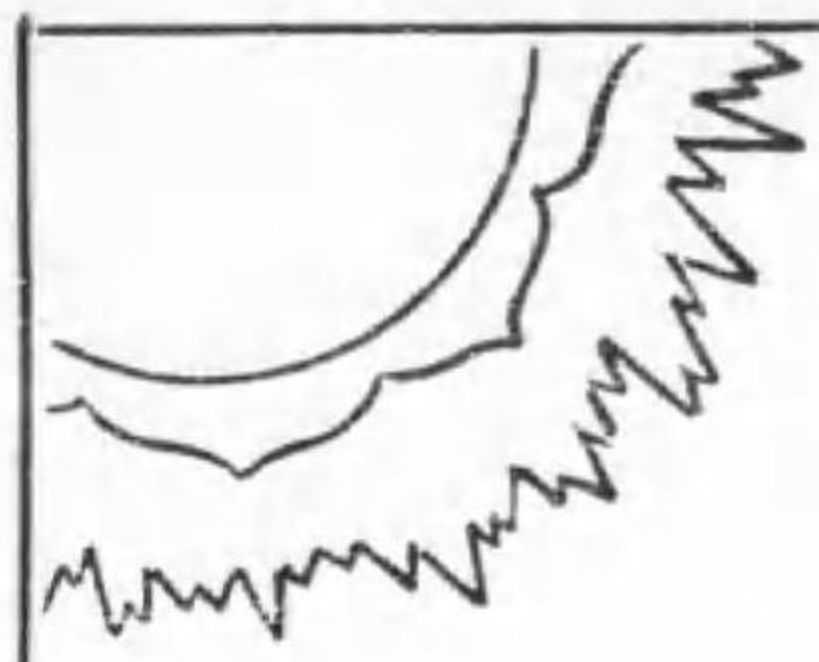


洗粉マ實化  
濯ルセ粧  
用末ル用  
鹼石種各

電話一七二二番  
番二二一四東京中區口驛  
所造製鹼石マネキ  
五八四町山丸區子磯市濱横

富士製紙株式会社 特約販賣店  
日本紙業株式会社 特約販賣店  
三菱製紙株式会社 特約販賣店  
樺太工業株式会社 特約販賣店  
堀野製紙工場 特約販賣店  
井出製紙工場 特約販賣店  
昭和製紙株式会社 神奈川縣一手販賣  
駿富製紙株式会社 神奈川縣一手販賣  
八王子製紙工場 一手販賣

其の他  
各國手漉産紙  
直輸入



和洋紙類  
雜貨化粧品  
問屋  
山田屋紙店

山田 豊吉  
電話本局 20942番

横濱市神奈川區神奈川町二ツ谷八九一

やまと櫻紙發賣元

ら な ク リ ー ロ



用 德 番 一 が 保 長

東京府荏原郡荏原町戸越四三五

蠟燭製造所

電話 高輪六一九番

横濱市中區富士見町一丁目

發賣元 細田商店

電話長者町五八九〇番

新案 ムーユニミルア 八千代糊 型丸・型判小付ラへ

新案特許

ヘラ付八千代糊

八千代コム糊

八千代糊

製造所

五明八千代堂

東京市深田區東元町  
電話 本番二八五七番  
振替東京五〇九八九番

代理店

矢部商店

横濱市中區不老町  
一丁目五十八番地

### 營業收益稅法

(大正十五年三月法律第十一號)

第一條 本法施行地に本店、支店其の他の營業場を有する營利法人には本法に依り營業收益稅を課す  
第二條 本法施行地に營業場を有し左に掲ぐる營業を爲す個人には本法に依り營業收益稅を課す

- 一 物品販賣業 (動植物其の他普通に物品と稱せざるもの販賣を含む)
- 二 銀行業
- 三 無盡業
- 四 金錢貸付業
- 五 物品貸付業 (動植物其の他普通に物品と稱せざるもの貸付を含む)
- 六 製造業 (瓦斯電氣の供給物品の加工修理を含む)
- 七 運送業 (運送取扱を含む)
- 八 倉庫業
- 九 請負業
- 十 印刷業
- 十一 出版業
- 十二 寫真業
- 十三 席貸業

- 十四 旅人宿業 (下宿を含み木賃宿を含まず)
- 十五 料理店業
- 十六 周旋業
- 十七 代理業
- 十八 仲立業
- 十九 問屋業

第三條 營業收益稅は營業の純益に付之を賦課す  
 第四條 法人の純益は各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依る  
 法人が事業年度中に解散し又は合併に因りて消滅したる場合に於ては其の事業年度の始より解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做す  
 第五條 合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人は合併に因りて消滅したる法人の純益に付營業收益稅を納むる義務あるものとす  
 第六條 個人の純益は前年中の總收入金額より必要の經費を控除したる金額に依る但し前年一月一日より引續き爲したるに非ざる營業に付ては其の年の豫算に依り計算す

(1)

相續したる營業に付ては相續人が引續き之を爲したるものと看做して其の純益を計算す  
資本利子税を課せざるべき資本利子は之を純益に算入せず

第七條 左に掲ぐる營業の純益には營業收益税を課せず

- 一 政府の發行する印紙切手類の賣捌
- 二 度量衡の製作、修覆又は販賣
- 三 自己の採掘し又は採取したる礦物の販賣
- 四 新聞紙法に依る出版
- 五 本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業
- 六 法人の漁業又は演劇興行
- 七 個人の自己の收獲したる農産物、林産物、畜産物若しくは水産物の販賣又は之を原料とする製造但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く

第八條 勅令を以て指定する重要物産の製造業を營む者には命令の定むる所に依り開業の年及其の翌年より三年間其の營業より生ずる純益に付營業收益税を免除す

第九條 個人の純益金額四百圓に満たざるべきは營業

業收益税を課せず

第十條 營業收益税は左の稅率に依り之を賦課す

- 法人 百分の三・六
- 個人 百分の二・八

法人が各事業年度に於て納付したる地租額又は資本利子税額は命令の定むる所に依り當該事業年度の營業收益税額より之を控除す

個人が其の營業用の土地に付納付したる地租額は命令の定むる所に依り其の營業收益税額より之を控除す

前二項の場合に於て控除すべき地租又は資本利子税は純益計算上之を損金又は必要經費に算入せず

第十一條 納稅義務ある法人は命令の定むる所に依り純益金額を政府に申告すべし

第十二條 納稅義務ある個人は命令の定むる所に依り毎年三月十五日迄に純益金額を政府に申告すべし

第十三條 法人の純益金額は第十一條の申告により申告なきとき又は申告を不當と認むるときは政府の調査に依り政府に於て之を決定し個人の純益金額は所得稅法の所得調査委員會の調査に依り政

府に於て之を決定す

所得調査委員會閉會後個人の純益金額の決定に付脱漏あることを發見したるときは其の決定を爲すべかりし年の翌年に於ける所得調査委員會の調査に依り政府に於て其の純益金額を決定することを

所得調査委員會閉會後個人の營業に付納稅義務あることを申出で又は純益金額の増加あることを申出でたるときは前二項の規定に拘らず政府に於て其の純益金額を決定す

第十四條 稅務署長は毎年個人の營業に付て納稅義務ありと認むる者の純益金額を調査し其の調査書を所得調査委員會に送付すべし

第十五條 前項の規定は前條第二項の場合に之を準用す

第十六條 所得稅法第五十條乃至第五十二條の規定は純益金額の決議及決定に付之を準用す

第十七條 納稅義務者前條の規定に依り政府の通知したる純益金額に對して異議あるときは通知を受

けたる日より二十日以内に不服の事由を具し政府に審議の請求を爲すことを得

前項の請求ありたる場合と雖政府は税金の徴收を猶豫せず

第十八條 前條第一項の請求ありたるときは所得稅法の所得審査委員會の決議に依り政府に於て之を決定す

所得稅法第五十二條及第六十一條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第十九條 個人の營業に付納稅義務ある者純益金額二分の一以上減損あるときは政府に純益金額の更訂の請求を爲すことを得但し翌年一月三十一日を過ぎたるときは此の限に在らず

純益金額決定後營業繼續に因り純益金額の減損したる場合は前項の規定を適用せず

第二十條 前條第一項の請求ありたるときは政府は純益金額を査覈し二分の一以上の減損あるときは之を更訂す

第二十一條 納稅義務者第十八條の決定又は前條の更訂處分に對し不服あるときは訴願又は行政訴訟を爲すことを得

(4)

第二十二條 法人の營業收益税は事業年度毎に之を徵收す  
 個人の營業收益税は年額を二分し左の二期に於て之を徵收す  
 第一期其の年八月一日より三十一日限 第二期其の年十一月一日より三十日限り  
 第二十三條 第十九條第一項の請求ありたるときは政府は更訂處分の確定するに至る迄税金の徵收を猶豫することを得  
 第二十四條 個人の營業收益税は納稅義務者の住所、住所なきときは主たる營業場の所在地を以て納稅地とす  
 但し第三種の所得に付所得税を納むる者に在りては所得税の納稅地を以て營業收益税の納稅地とす  
 第二十五條 收稅官吏は營業に關する帳簿物件を檢査し又は營業者に質問することを得  
 第二十六條 政府は同業組合其他の營業者の團體に對し營業收益税に關する事項を諮問することを得  
 前項の諮問を受けたる團體は命令の定むる所に依り調書を提出すべし

第二十七條 所得税法第七十三條の二の規定は純益金額計算に付之を準用す

第二十八條 第二十五條の規定に依る帳簿物件の檢査を妨げ又は虚偽の記載を爲したる帳簿を提示したる者は百圓以下の罰金に處す

第二十九條 詐偽其他不正の行爲に因り營業收益税を遁脱したる者は其の遁脱したる税金の三倍に相當する罰金又は科料に處す但し自首したる者又は稅務署長に申出でたる者は其の罪を問はず

前項の場合に於て個人の營業に付營業收益税を遁脱したる者の純益金額は第十三條第二項の規定に拘らず政府に於て之を決定し直に其の税金を徵收す

第三十條 營業收益税の調査又は審査の事務に従事し又は従事したる者其の調査又は審査に關し知得たる秘密を正當の事由なくして漏洩したるときは五百圓以下の罰金に處す

第三十一條 本法を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の例を用ひず但し前條の罪を犯したる者は此

の限に在らず

附 則

本法は大正十六年一月一日より之を施行す法人の大

施 行 規 則

(大正十五年九月九日公布)

正十六年一月一日以後に終了する事業年度の期間が大正十五年に跨るものに付ては當該事業年度の純益金額より日割計算の方法に依りて算出したる大正十五年に屬する期間の純益を控除す

第一條 法人の純益は營業收益税を課すべき營業に付其の總益金より總損金を控除して之を計算す  
 法人の前事業年度より繰越したる益金又は損金は其の事業年度の純益計算上益金又は損金に之を算入せず

第二條 營業收益税法第十條第二項の規定に依り營業收益税額より控除すべき地租額又は資本利子税額は營業收益税を課すべき營業の用に供する土地又は資本の利子に付納付したるものに限る但し貸付けたる土地に對する地租額の控除は其の土地に付生じたる純益の總額に百分の三・六を乗じたる金額を超ゆることを得ず

(5)  
 前項の場合に於て營業收益税を課すべき營業と其他の營業とに共通して使用する土地又は資本の

利子あるときは其の地租總額又は資本利子税總額を營業收益税を課すべき營業に屬する収入金額と其他の營業に屬する収入金額とに按分し控除額を東算す但し収入金額の割合に依るを不適當とするときは資産價額又は純益の割合其他適當なる方法に依り之を計算することを得

第三條 營業收益税法第十條第二項の規定に依り營業收益税額より控除すべき資本利子税額中公債社債又は産業債券に對するものは其の公債社債又は産業債券を所有したる期間の利子に對するものに限る

前項の公債社債又は産業債券を所有したる期間の利子に對する資本利子税額は其の納付したる資本利子税額を其の公債社債又は産業債券を所有した

る期間の利子額と所有せざりし期間の利子額とに按分して之に計算す

第四條 營業收益税法第十條第二項の規定に依り營業收益税額より地租額又は資本利子税額の控除を受けむとする者は營業收益税法第十一條の申告と同時に其の旨所轄稅務署に申請すべし

前項の申請を爲す場合に於ては土地の地目別又は資本利子の種類別に其の地價又は利子納付したる税額及控除を受くべき税額に關する明細書を提出すべし

第五條 稅務署長に於て必要ありと認むるときは前條の申請を爲したる者に對し其の計算を證明すべき書類又は帳簿の呈示又は提出を命ずることを得

第六條 個人の純益は營業收益税を課すべき營業に付其の總収入金額より必要の經費を控除して之を計算す

第七條 營業收益税法第六條第一項の規定に依り總収入金額より控除すべき經費は仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費又は借入料、場所物件又は營業に係る公課、雇人の給料其他収入を得るに必要なるものに限る但し家事上の費用及之

に關聯するものは之を控除せず

第八條 營業收益税法第十條第三項の規定に依り營業收益税額より控除すべき地租額は其の營業用の土地にして家事に關聯せざるものに付納付したるものに限る

前項の地租額は前年中に納付したる金額に依り之を計算す但し營業收益税法第六條第一項但書の場合に於ては其の年の豫算に依る

第九條 營業收益税法第十條第三項の規定に依り營業收益税額より地租額の控除を受けむとする者は營業收益税法第十二條の申告と同時に其の旨所轄稅務署に申請すべし但し其の年の三月十六日以後に於て納稅義務あるに至りたるときは純益金額の決定前其の純益申告と同時に之を申請すべし前項の申請を爲す場合に於ては土地の番號、地目、地價及地租額に關する明細書を提出すべし

第十條 左に掲ぐる物産の製造業を營む者には營業收益税法第八條の規定に依り營業收益税を免除す

- 一 金銀、鉛、亞鉛、鐵又はアルミニウムの地金
- 二 鐵の條、竿、テーパーアンクル形類、軌條、板、線及管(鑄製管を除く)
- 三 銅の合金の條、竿、板及管
- 四 汽罐、原動機(機關車を含む)及動力を以て運轉する鐵製機械
- 五 磷、曹達灰、苛性曹達、硫酸アンモニウム、石炭酸、クローラ酸加里及グリセリン
- 六 製紙用バルブ
- 七 板硝子
- 八 コンデンスドミルク
- 九 絹、亞麻又は毛の織物

前項第九號の物産の製造業に付ては動力を以て運轉する機械を使用し幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上の織物のみを製造する者に限る

第十一條 前條の製造業を繼續し又は其の繼續と認むべき事實ある者は其の製造業に付營業收益税の免除期間の殘存するときに限り其の免除期間を繼續承す

(7) 第十二條 營業收益税法第八條の規定に依り營業收益税の免除を受けむとする者は同法第十一條又は

第十二條の申告と同時に其の旨所轄稅務署に申請すべし但し其の年三月十六日以後に於て個人の營業に付納稅義務あるに至りたるときは純益金額の決定前其の純益の申告と同時に之を申請すべし

前項の場合に於て第十條の製造業より生ずる純益と其の他の純益とを有するときは第十條の製造業より生ずる純益と其の他の純益とを區別したる計算書を添付すべし

第十三條 法人の純益金額は毎事業年度決算確定の日若は合併の日より十四日以内又は清算着手の日より二十日以内に之を所轄稅務署に申告すべし但し所得税法に依る所得の申告書に附記して之を爲すことを妨げず

第十四條 個人の營業に付納稅義務ある者は營業の種類、營業場所在地、純益金額及純益算出の基礎を詳記し所轄稅務署に申告すべし

第十五條 稅務署長は所轄内に事務所を有する同業組合其他の營業者の團體に對しその團體に屬する各營業者の純益金額の見込額又は順位を諮問することを得

前項の諮問を受けたる團體は諮問事項に對する調

書を作成し税務署長の指定する期限迄に之を所轄税務所に提出すべし

第十六條 税務署長營業收益税法第十三條、第十五條又は第二十九條第二項の規定に依り純益金額を決定したるときは之を納税義務者に通知すべし

第十七條 營業收益税法第十七條第一項の審査の請求を爲さむとする者は事由を具し證書類を添へ純益金額の決定を爲したる税務署長を経由し税務監督局長に申出づべし

第十八條 所得税法施行規則第五十六條の規定は純益金額の決議に付之を準用す

第十九條 税務監督局長營業收益税法第十八條の規定に依り純益金額を決定したるときは之を納税義務者に通知すべし

第二十條 營業收益税法第十九條第一項の請求あり

### 資 本 利 子 税

(大正十五年三月法律第一二號)

第一條 本法施行地に於て資本利子の支拂を受くる者には本法に依り資本利子税を課す

第二條 資本利子税は本法施行地に於て支拂を受く

る左の資本利子に付之を賦課す

甲種 公債、社債、産業債券若は銀行預金の利子

又は貸付信託の利益

乙種 第三種の所得に付納税義務を有する者の第

三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子

本法に於て貸付信託と稱するは所得税法第三條の三に規定する貸付信託を謂ふ

第三條 甲種の資本利子は其の支拂を受くべき金額に依る

第四條 乙種の資本利子は前年中の収入金額に依る被相続人の収入金額は之を相続人の収入金額と看做す

第五條 甲種の資本利子にして左に掲ぐるものには資本利子税を課せず

一、所得税法其の他の法律に依り第二種所得税を課せられざる者の支拂を受くる利子

二、貯蓄債券又は復興貯蓄債券の利子

第六條 資本利子税の税率は資本利子金額百分の二とす信託會社が其の引受けたる貸付信託の信託財産に付納付したる資本利子税額は命令の定むる所に依り當該貸付信託の利益に對する資本利子税額より之を控除す

前項の場合に於て控除すべき資本利子税は其貸付信託の利益に之を加算す

たる場合に於て其の請求が手續に違背したるものなるとき又は税務署長に於て純益金額二分の一以上の減損なしと認めたるときは之を却下すべし

第二十一條 税務署長營業收益税法第二十條の規定に依り純益金額を更訂したるときは之を納税義務者に通知すべし

第二十二條 納税義務者納税地の税務署所轄外に營業場を有するときは其の營業場所在地の税務署に納税地を申告すべし

第二十三條 納税義務者納税地を變更するときは其の旨新納税地の税務署に申告すべし

第二十四條 收税官吏營業收益税法第二十五條の規定に依り營業に關する帳簿物件を検査するときは検査章を携帯すべし

第七條 乙種の資本利子に付納税義務ある者は命令の定むる所に依り毎年三月十五日迄に其の資本利子金額を政府に申告すべし

第八條 乙種の資本利子金額は所得税法の所得調査委員會の調査に依り政府に於て之を決定す

所得調査委員會閉會後乙種の資本利子の決定に付脱逃あることを發見したるときは其の決定を爲すべかりし年の翌年に於ける所得調査委員會の調査に依り政府に於て其の資本利子金額を決定することを得

所得調査委員會閉會後乙種の資本利子に付納税義務あることを申出て又は資本利子金額の増加あることを申出てたるときは前二項の規定に拘らず政府に於て其の利子金額を決定す

第九條 税務署長は毎年乙種の資本利子に付納税義務ありと認むる者の資本利子金額を調査し其の調査書を所得調査委員會に送付すべし

前項の規定は前條第二項の場合に之を準用す

第十條 所得税法第五十條乃至第五十二條の規定は資本利子金額の決議及決定に付之を準用す

第十一條 第八條又は前條の規定に依り乙種の資本

利子金額を決定したるときは政府は之を納税義務者に通知すべし

第十二條 納税義務者前條の規定に依り政府の通知したる資本利子金額に對して異議あるときは通知を受けたる日より二十日以内に不服の事由を具し政府に審査の請求を爲すことを得  
前項の請求ありたる場合と雖政府は税金の徴收を猶豫せず

第十三條 前條第一項の請求ありたるときは所得税法の所得審査委員會の決議に依り政府に於て之を決定す

所得税法第五十二條及第六十一條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第十四條 納税義務者前條の決定に對し不服あるときは訴願又は行政訴訟を爲すことを得

第十五條 甲種の資本利子に付ては其の金額支拂の際支拂者其の資本利子税を徴收し翌月十日迄に之を政府に納むべし

乙種の資本利子に付ては資本利子税の年額を二分し左の二期に於て之を徴收す

第一期 其の年八月一日より三十一日限

第二期 其の年十一月一日より三十日限

第十六條 前條第一項の規定に依り徴收すべき資本利子税を徴收せざるとき又は其の徴收したる税金を納付せざるときは國稅徴收の例に依り之を支拂者より徴收す

第十七條 乙種の資本利子に付ては第三種の所得税の納税地を以て資本利子税の納税地とす

第十八條 收税官吏は調査上必要あるときは資本利子の支拂を受け又は其の支拂を爲すと認むる者に質問することを得

第十九條 詐偽其の他不正の行爲に因り資本利子税を遁脱したる者は其の遁脱したる税金の三倍に相當する罰金又は科料に處す但し自首したる者又は税務署長に申出てたる者は其の罪を問はず

前項の場合に於て乙種の資本利子に付資本利子税を遁脱したる者の資本利子金額は第八條第二項の規定に拘らず政府に於て之を決定し直に其の税金を徴收す

第二十條 資本利子の調査又は審査の事務に従事し又は従事したる者其の調査又は審査に關し知得たる秘密を正當の事由なくして漏洩したるときは五

百圓以下の罰金に處す

第二十一條 本法を犯したる者には刑法第三十八條

第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四

十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十

六條の例を用ひず但し前條の罪を犯したる者に付

ては此の限に在らず

第二十二條 府縣市町村其の他の公共團體は資本利子税の附加税を課することを得ず

附 則

本法は大正十五年四月一日より之を施行す

### 資本利子税法施行規則

(大正十五年三月勅令第三二號)

第一條 資本利子税法第六條第二項の規定に依り貸付信託の利益に對する資本利子税額より控除すべき資本利子税額は信託會社に於て貸付信託の利益に對する利子税徴收の際之を控除すべし

第二條 税務署長に於て必要ありと認むるときは前條の規定に依る控除を爲したる信託會社に對し其の計算を證明すべき書類又は帳簿の呈示又は提出を命ずることを得

第三條 乙種の資本利子に付義務ある者は資本利子の金額及算出の基礎を詳記し所轄税務署に申告すべし

前項の申告は所得税法に依る所得の申告書に附記して之を爲すべし

第四條 税務署長資本利子税法第八條第十條又は第十九條第二項の規定に依り資本利子金額を決定したるときは之を納税義務者に通知すべし

第五條 資本利子税法第十二條第一項の審査の請求を爲さむとする者は事由を具し證書類を添へ資本利子金額の決定を爲したる税務署長を經由し税務監督局長に申出づべし

第六條 税務監督局長資本利子税法第十三條の規定に依り資本利子金額を決定したるときは之を納税義務者に通知すべし

第七條 資本利子税法第五條第一號の規定に依り資本利子税を課せられざる者無記名の公債、社債又は産業債券を取得し、讓渡し又は喪失したるとき



は其の名稱、額面金額、記號及番號を利子支拂の取扱所に通知すべし但し所得税法施行規則第六十四條の規定に依り通知を爲したるときは之を省略することを得

第八條 甲種の資本利子に付其の金額の支拂者資本

利子税を徴收したるときは翌月十日迄に拂込書及計算書を添へ之を最寄の日本銀行の本店支店又は代理店に拂込むべし  
附 則  
本令は大正十五年四月一日より之を施行す

### 資本利子税法施行細則

(大正十五年四月省令第一六號)

第一條 資本利子税法施行規則第八條の規定に依る拂込書は第一號書式に計算書は第三號書式に依り調製すべし

第二條 日本銀行に於て甲種の資本利子に付資本利子税の拂込を受けたるときは第二號書式の領收證を拂込者に交付し同號書式の通知書に拂込者の提出したる計算書を添付し之を歳入徴收官に送付すべし

第三條 甲種の資本利子に付資本利子税の過誤納ありたる爲之が下戻を請求せむとする者は其の事由を具し其の利子の支拂地の所轄稅務署長を経由し稅務監督局長に請求書を提出すべし

#### 附 則

本令は公布の日より之を施行す

書 式 (略)

へちまの水から

發明した化粧水



## 印 紙 税 法

第一條 財産權の創設、移轉、變更若は消滅を證明すべき證書、帳簿及財産權に關する追認若は承認を證明すべき證書を作成する者は此の法律に依り印紙税を納むべし

第二條 削除 (昭和二年三月法律第七號)

第三條 削除 (大正十二年三月法律第一一號)

第四條 左に掲ぐる證書、帳簿に關しては證書は一通毎に帳簿は一冊一年以内の附込に對し左の印紙税を納むべし

- |   |              |    |
|---|--------------|----|
| 一 不動産、鐵道財團、軌道財團又は船舶の所有權移轉に關する證書                 | 記載金高五十圓以下のもの | 三錢 |
| 二 消費貸借に關する證書                                    | 同 同 同 同      | 二錢 |
| 三 請負に關する證書                                      | 同 同 同 同      | 一錢 |
| 四 運送に關する證書                                      | 同 同 同 同      | 一錢 |
| 五 備船契約書   | 同 同 同 同      | 一錢 |
| 六 委任狀   | 同 同 同 同      | 一錢 |
| 七 約束手形  | 同 同 同 同      | 一錢 |
| 八 爲替手形  | 同 同 同 同      | 一錢 |
| 九 銀行預金證書  | 同 同 同 同      | 一錢 |
| 十 産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書                         | 同 同 同 同      | 一錢 |
| 十一 産業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又は輸出組合の發する出資證券 | 記載金高なきもの     | 二錢 |

- 十二 船荷證券
  - 十三 運送貨物引換證
  - 十四 倉庫證券
  - 十五 保險證券
  - 十六 株券
  - 十七 債券
  - 十八 相互保險會社の發する基金證券
  - 十九 株式申込證
  - 二十 社債申込證
  - 二十一 地上權、永小作權又は地役權に關する證書
  - 二十二 使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書
  - 二十三 信託行為に關する證書
  - 二十四 無盡に關する證書
  - 二十五 定款又は組合契約書
  - 二十六 權利の變更に關する證書
  - 二十七 追認又は承認に關する證書
  - 二十八 物品切手
  - 二十九 受取書
  - 三十 質權、抵當權に關する證書
  - 三十一 前各號以外の證書
  - 三十二 預金通帳
- 三 錢

- 三十三 前號以外の通帳.....五 錢
  - 三十四 判取帳.....五十 錢
- 證書に金高記載なきも證書面に標記しある價額の單位其の他の記載事項に依り其の金高を算出することを得るものは其の總金額を以て記載金高と看做す
- 第五條 左に掲ぐる證書、帳簿に關しては印紙税を納むることを要せず
- 一 官廳又は公署より發する證書、帳簿
  - 二 官廳又は公署に職を奉ずる者の職務上發する證書、帳簿
  - 三 國庫金の取扱に關し發する證書
  - 四 慈善又は公共事業の爲にする寄附に關し官廳又は公署に提出する證書
  - 五 小切手
  - 六 産業組合の發する出資證券若は貯金通帳又は住宅組合の發する出資證券
  - 七 記載金高十圓未満の約束手形及爲替手形
  - 八 貯金通帳、積金通帳又は積金證書(貯蓄銀行法第一條の貯金又は積金に付發するものに限る)
  - 九 産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書にして其の記載金高十圓未満のもの
  - 十 記載金高一圓未満の物品切手
  - 十一 賣買仕切書
  - 十二 物品又は有價證券の賣買契約證書
  - 十三 送狀
  - 十四 記載金高十圓未満若は金高記載なき又は營業に關せざる受取書
  - 十五 主たる債務の證書に併記したる擔保契約書
  - 十六 手形及證券の裏書又は之に併記したる受取書

- 十七 株券又は債券に記載したる譲渡の証明書
- 十八 手形の引受及保證
- 十九 手形又は證券の拒絶證書
- 二十 手形又は證券の複本及贄本
- 二十一 農業倉庫證券又は聯合農業倉庫證券
- 二十二 質札又は質物通帳（質屋營業者の發するものに限る）
- 二十三 勤務通帳
- 二十四 乗車券、乗船券又は各種入場券
- 二十五 第四條第一號乃至第五號及第三十一號の證書にして記載金高十圓未満のもの
- 第六條 印紙税は證書帳簿に印紙を貼用して納むるものミす但し印紙税額に相當する現金を政府に納付して税印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得
- 第七條 一冊の帳簿を一年以上使用するときは別帳簿を調製したるものと看做す
- 第八條 證書に外國貨幣を以て員數を記載するときは内國貨幣に換算したる金高に相當する印紙を貼用すべし
- 第九條 印紙を貼用するときは證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて證書又は帳簿作成者の印章又は署名を以て判明に之を消すべし
- 第十條 印紙を貼用すべき證書帳簿にして營業に關するものは當該官吏之を檢査することあるべし
- 第十一條 證書帳簿に相當印紙を貼用せず又は第六條但書に依り税印の押捺を受けざる者は證書帳簿一箇毎に脱税高二十倍の罰金又は料料に處す但し脱税高二十倍の金額三圓に達せざる時は三圓の料料に處す
- 第十二條 第十條の檢査を拒みたる者は二圓以上の料料に處す
- 第十三條 第九條に違背したる者は證書、帳簿一箇毎に二圓の料料に處す
- 第十四條 本法を犯したる者には刑法中犯罪の不成立、刑の減免、併合罪及酌量減輕の例を用ゐず但し第十二條の場合には此の限に在らず

第十四條の二 證書、帳簿の作成名義人の代理人、戸主、家族、同居者、雇人等が名義人の爲に作成する證書帳簿に關し本法に違反し之を處罰すべき場合に於ては其の名義人を處罰す

### 所得稅率摘要

種 一 第 (得所の人法)	
甲 法人の普通所得	イ 本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人 百分ノ五 ロ 本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人 百分ノ十
乙 法人の超過所得 普通所得金額中 資本金額に對し	イ 年百分の十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分ノ四 ロ 年百分の二十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分ノ十 ハ 年百分の三十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分ノ二十 イ 積立金又は本法其他の法律に依り所得稅を課せられざる所得より成れる金額 百分ノ五 ロ 其他の金額 百分ノ十
丙 法人の清算所得	法人が各事業年度に於て納付したる第二種の所得に對する所得稅額は命令の定むる所に依り當該事業年度の第一種の所得に對する所得稅額より之を控除すこの場合に於て控除すべき第二種の所得に對する所得稅は第一種の所得計算上之を損金に算入せず 以上の規定は法人の清算所得に對する所得稅に付之を準用す 同族會社に對し加算すべき所得稅額は別に定むる所に依る

種 二 第		種 三 第		種 二 第	
甲	本法施行地に於て支拂を受くる	イ	公債の利子	ロ	社債若は銀行預金の利子若は貸付信託の利益
乙	第一條の規定に該當せざる者の本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若は利息の配當、剰餘金の分配又は利益若は剰餘金の處分たる賞與の性質を有する給與				
	○所得金額を左の各級に區分し遞次に各稅率を適用す (各級の超過する金額に稅率を乘し之に其の級の累計稅額を加へて所要の稅金を得)				
千二百圓以下	百分の〇・八	三萬圓を越ゆる金額	百分の十五	千二百圓を越ゆる金額	百分の二
千二百圓を越ゆる金額	百分の二	五萬圓	百分の十七	千五百圓	百分の三
千五百圓	百分の三	七萬圓	百分の十九	二萬圓	百分の四
二萬圓	百分の四	十萬圓	百分の廿一	三萬圓	百分の五
三萬圓	百分の五	二十萬圓	百分の廿三	四萬圓	百分の六・五
五萬圓	百分の六・五	五十萬圓	百分の廿五	五萬圓	百分の八
七萬圓	百分の八	百萬圓	百分の廿七	七萬圓	百分の九・五
一萬圓	百分の九・五	二百萬圓	百分の三十	一萬圓	百分の十一
一萬五千圓	百分の十一	三百萬圓	百分の卅二	一萬五千圓	百分の十三
二萬圓	百分の十三	四百萬圓	百分の卅六		

(得所の人個)

考	備
	<p>一、第三種の所得千二百圓(所定金額控除後の)未滿免稅 戸主と同居家族の所得は合算したるものに依る、戸主と別居する二人以上の同居家族の所得に付亦同し</p> <p>二、第三種の所得總額一萬二千圓以下なるときは其の所得中勤勞所得(俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料、賞與及此等の性質を有する給與)に付所得總額六千圓以下なるときは勤勞所得の十分の一、所得總額六千圓を超え勤勞所得以外の所得六千圓以上なるときは勤勞所得中勤勞所得と合算して六千圓に達する迄の金額の十分の二、其の他の金額の十分の一を控除す</p> <p>三、第三種の所得三千圓以下なる場合其年三月一日現在の同居の戸主及家族中年齡十八歳未滿若は六十歳以上の者又は不具癱疾者あるときは一人に付百圓を所得者の申請により其の所得より控除す</p> <p>四、自己又は家族若しくは其の相續人を保險金受取人とする保險契約に付前年中に拂込みたる保險料は二百圓を限り所得者の申請により其の所得より控除す</p> <p>五、山林の所得と山林以外の所得とは各別に稅率を適用し山林の所得は所得を五分したるものの稅額を五倍したるものとす</p>

重要物産同業組合法

明治三十三年三月六日法律第三十五號 大正五年三月六日法律第十五號改正

第一條 重要物産の生産、製造又は販賣に關する營業を爲す者は同業者又は密接の關係を有する營業者相集りて本法に依り同業組合を設置することを得

重要物産及密接の關係を有する營業の種類は農商

務大臣の認定に依る

第二條 同業組合は組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し其の利益を増進するを以て目的と爲す

第三條 同業組合を設置せむとするときは豫め地區を定め其地區内の同業者三分の二以上の同意を得

て創立總會を開き定款を議定し農商務大臣の認可を受くべし但し二種以上の營業者相集り組合を設け置せむとするときは各種營業毎に三分の二以上の同意を要す

第四條 同業組合設置の地區内に於て組合員と同一の業を営む者は其の組合に加入すべし但し營業上特別の情況に依り農商務大臣に於て加入の必要なしと認むる者は此限に在らず

第五條 同業組合は組合相互の氣脈を通じ其の目的を達する爲同業組合聯合會を設置することを得同業組合聯合會を設置せむとするときは其の創立總會を開き定款を議定し農商務大臣の認可を受くべし

第六條 同業組合及同業組合聯合會は法人とす同業組合及同業組合聯合會は營利事業を爲すことを得ず

第七條 同業組合及同業組合聯合會の定款の變更は各其の定款の規定に従ひ之を議定し農商務大臣の認可を受くべし

第八條 同業組合及同業組合聯合會は左の役員を置くべし

- 一 組長 一名
- 一 副組長 若干名
- 一 評議員 若干名

前項の役員の外定款の規定に依り他の役員を置くことを得役員は同業組合に於ては組合員中より同業組合聯合會に於ては聯合會を組織する同業組合の組合員中より之を選擧し農商務大臣の認可を受くることを要す但し必要あるときは組合員に非ざる者より之を選擧することを得

第九條 組長は其の同業組合又は同業組合聯合會を統轄し其事務を擔任す

副組長は組長の事務を補佐し組長故障あるとき之を代理す評議員は組長の諮詢に應じ及業務施行の狀況を監査するものとす

副組長及評議員は定款の規定に依り組長の擔任する事務の一部を分掌することを得

第十條 同業組合及同業組合聯合會は各其の定款に於て検査規定を設け組合員の營業品を検査することを得

同業組合及同業組合聯合會は各其の定款に於て違

約者に關する規程を設け違約者に對し過怠金を徴し違約物品を沒收することを得

第十條之二 前條第一項の検査を行ふ同業組合及同業組合聯合會に在りては検査員を置くべし検査員の選任及解任は農商務大臣の認可を受くべし

第十條之三 同業組合及同業組合聯合會は前條の検査員の服務に關する規程を定め農商務大臣の認可を受くべし

第十條之四 農商務大臣は重要輸出品に關する同業組合又は同業組合聯合會の申請あるとき又は必要と認むるときは其の役員又は検査員の選任又は解任を爲すことを得

前項の規定に依り選任せられたる役員は農商務大臣の認可を受くべし重要輸出品の種類は農商務大臣之を指定す

第十一條 同業組合及同業組合聯合會の經費の豫算並徴收法は各其の定款の規定に従ひ之を議定し農商務大臣の認可を受くべし

經費の決算及業務成績は毎年少くとも一回組合員に公示し農商務大臣に報告すべし

第十二條 同業組合及同業組合聯合會は其の事務に關し行政廳に建議することを得又其の諮問あるときは答申すべし

第十三條 農商務大臣は同業組合又は同業組合聯合會に對し業務に關する報告を爲さしめ業務の執行又は財産の狀況を検査し經費の豫算又は其の徴收法の變更を命じ其の他監督上必要な命令又は處分を爲すことを得

第十四條 農商務大臣は必要と認むるときは同業組合及同業組合聯合會を設けしむることを得

農商務大臣は必要と認むるときは同業組合の地區の範圍、營業の種類若は定款の變更を命じ又は同業組合聯合會への加入若は同業組合聯合會よりの脱退を命ずることを得

第十五條 同業組合若は同業組合聯合會の決議又は其の役員の行爲にして法律命令に違背し又は公益を害し又は其の目的に違背し又は監督官廳の命じたる事項を執行せざるときは農商務大臣は左の處分を爲すことを得

一 同業組合若は同業組合聯合會の解散又は其の業務を停止

二 役員の解職

三 決議の取消

第十六條 同業組合若しくは同業組合聯合會解散を爲さむとするときは組合員三分の二以上の同意に依り其の事由を具し農商務大臣の認可を受くべし

第十七條 地方長官は其の管内に於ける同業組合及同業組合聯合會を監督し必要あるときは意見を具し農商務大臣の處分を請ふべし

第十八條 農商務大臣は同業組合及同業組合聯合會に關し其の職權の一部を地方長官に委任することを得

第十九條 第四條の規定に違背したる者は五圓以上五百圓以下の科料に處す

を得

第十九條の二 同業組合及同業組合聯合會の役員第十三條又は第十四條の規定に依る命令に違背したるときは五圓以上五百圓以下の科料に處す

第十九條の三 同業組合及同業組合聯合會の役員検査員其の他事務に従事する者正當の理由なくして當該官吏又は吏員の本法に依る職務の執行を拒み之を妨げ若しくは之を忌避したるとき又は職務の執行の爲にする尋問に對し答辯を爲さず若しくは虚偽の陳述を爲したるときは五圓以上五百圓以下の科料に處す

第二十條の四 第二十條に掲ぐる罪は刑法第三條の例に、第二十條の二に掲ぐる罪は刑法第四條の例に従ふ

減輕又は免除することを得

第二十條の四 第二十條に掲ぐる罪は刑法第三條の例に、第二十條の二に掲ぐる罪は刑法第四條の例に従ふ

附 則

第二十一條 本法は明治三十三年四月一日より之を施行す

重要輸出品同業組合法は之を廢止す

第二十二條 重要輸出品同業組合法に依りて設立したる組合及聯合會は本法施行の日より之を本法に依り設立したるものと看做す

第二十三條 他の法律中重要輸出品同業組合法を準用すべきものと定めたる場合に付ては本法施行の日より本法の規定を準用し重要輸出品同業組合法中の規定に依るべきものと定めたる場合に付ては之に相當する本法の規定を準用す

重要物産同業組合法施行規則

大正五年五月二十  
九日省令第八號

大正七年七月十日  
省令第二十四號改正

大正九年八月二十八日  
省令第二十五號改正

第一條 同業組合の名稱中には同業組合なる文字を

用うべし同業組合に非ざるものは其の名稱中に同

述を爲したるときは五圓以上五百圓以下の科料に處す

第十九條の四 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前三條の科料に之を準用す

第二十條 同業組合又は同業組合聯合會の證票若しくは検査證を不正に使用したる者、行使の目的を以て證票若しくは検査證を偽造若しくは變造したる者又は偽造若しくは變造の證票若しくは検査證を使用したる者は三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す

第二十條の二 同業組合又は同業組合聯合會の役員又は検査員其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若しくは約束したるときは二年以下の懲役に處す因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役に處す

前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若しくは其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第二十條の三 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す

○大正十五年法律第十五號改正附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む(大正五年勅令第九號(同年七月一日)より施行)

本法施行前選任せられたる検査員に付ては本法施行後一月内に其の選任の認可を申請すべし

前項の期間内に認可の申請を爲さざるときは其の期間満了の日、申請に對し不認可の指令ありたるときは其の指令の日に於て検査員は解任せられたるものと看做す

検査員は前項解任の日迄従前の例に依り職務を行ふことを得

前三項の規定は本法に依りたる他の法律に依り設置したる組合又は聯合會に關し之を準用す 刑法施行法第二十七條第二號を左の如く改む

二 削除

業組合なる文字を用うることを得ず

第二條 組合の地域は一郡市以上一府縣以下の區域に依り之を定むべし但し特別の事情ある場合は此の限に在らず

第三條 組合を設置せむとするときは五名以上の業者發起人と爲り組合地區を管轄する地方長官に發起の認可を申請すべし

前項の認可申請書には左の事項を記載したる書面を添附すべし

一 組合員たるべき者の營業の種類

二 組合の地區

三 組合の目的及業務の概目

四 組合設置の事由

五 組合員たるべき者の數但し組合員たるべき者の營業の種類二種以上なるときは其の營業の種類毎に之を區別すべし

六 組合の創立費及收支の概算

第四條 發起の認可ありたるときは發起人は組合員たるべき者に前條第二項に掲ぐる事項を通知し組合設置の同意を求むべし

第五條 法定の同意者ありたるときは發起人は定款

を作り遲滞なく創立總會を招集すべし

創立總會を招集するには少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を組合員たるべき者に通知し且之を公告すべし

前項の通知には定款を添附すべし

第六條 定款は組合員たるべき者の三分の二以上の同意あるに非ざれば之を議定することを得ず

組合員たるべき者の營業の種類二種以上なるときは前項の同意は種類毎に三分の二以上なることを要す

第七條 創立總會に於ては役員を選挙し最初の事業年度の經費の豫算及徴收法を議決すべし

第八條 組合の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法は創立總會の承認を経べし

第九條 第十九條第一項、第二十條、第二十二條第二項第三項及第二十七條の規定は創立總會に付之を準用す

第十條 創立總會終結したるときは發起人は法定の同意者ありたることを證する書額、定款、創立總會の決議録の謄本を添附し組合設置の認可を農商務大臣に申請すべし

前項の認可ありたるときは地方長官は遲滞なく其の旨を告示すべし

第十一條 發起人發起の認可ありたる後一年内に組合設置の認可を申請せざるときは發起の認可は其の効力を失ふ

第十二條 農商務大臣組合の設置を命じたるときは地方長官は創立委員を選定し其の氏名及住所を公告すべし

創立委員は定款を作り農商務大臣の認可を受くべし

組合の設置ありたるときは創立委員は遲滞なく組合員の總會を招集すべし

第五條第二項、第七條、第八條、第十九條第一項第二十條及第二十二條第二項第三項の規定は前項總會に之を準用す

第十三條 組合の定款には左の事項を記載すること

を要す

一 目的

二 業務

三 名稱

四 地區及組合員の營業の種類

第十六條 組合の業務は組合會の決議に依り組長之を行ふ但し定款に別段の定あるときは此の限に在

第十五條 組合に組合會を置く  
組合會は組合員中より選舉したる代議員を以て之を組織す代議員の定數、任期及選舉に關する規定は定款を以て之を定むべし

第十四條 定款に主たる事務所の位置を記載せざる組合に在りては之を農商務大臣に届出づべし其の之を變更したるとき亦同じ

第十三條 定款に主たる事務所を記載せざる組合に在りては之を農商務大臣に届出づべし其の之を變更したるとき亦同じ

第十二條 農商務大臣組合の設置を命じたるときは地方長官は創立委員を選定し其の氏名及住所を公告すべし

第十一條 發起人發起の認可ありたる後一年内に組合設置の認可を申請せざるときは發起の認可は其の効力を失ふ

らず

第十七條 組長は定款の定むる所に依り毎事業年度  
少くとも一回一定の時期に於て組合會を招集すべ  
し

組長必要と認むるときは組合會を臨時に招集する  
ことを得代議員定数の五分の一以上が會議の目的  
たる事項及其の招集の理由を示し組合會の招集を  
請求したるときは組合長は之を招集すべし評議員  
會が第二十四條第二號の規定に依り報告を爲す爲  
組合會の招集を請求したるとき亦同じ  
前項の場合に於て組長一週間に組合會招集の手  
續を爲さざるときは請求者は地方長官の認可を受  
け之を招集することを得

第十八條 組合會を招集するには少くとも一週間前  
に會議の目的たる事項、日時及場所を示して定款  
の定むる方法に依り其の通知を發すべし  
組合會に於ては前項の規定に依り通知したる事項  
に付てのみ議決を爲すことを得但し定款に別段の  
定あるときは此の限に在らず  
第一項の期間は定款の規定を以て之を伸縮するこ  
とを得

第十九條 組合會に於ては代議員定数の半数以上出  
席するに非ざれば會議を開くことを得ず

前項に定めたる員数の代議員出席せざるときは出  
席したる代議員の過半数を以て假決議を爲すこと  
を得此の場合に於ては各代議員に對して其の假決  
議を爲すことを得此の場合に於ては各代議員に對  
して其の假決議の趣旨の通知を發し一月内に第二  
回の組合會を招集することを要す  
第二回の組合會に於ては出席したる代議員の過半  
數を以て假決議の認否を決す

第二十條 組合會の議決は出席したる代議員の過半  
數を以て之を爲すべし  
第二十條の二 組合會の議決を経べき事項にして輕  
微なるものに付ては組長は書面に依る代議員の表  
決を以て組合會の決議に代ふることを得

第二十一條 定疑の變更は組合會に於て代議員定數  
の三分の二以上の同意を以て之を議決すべし  
地區又は組合員の營業の種類を増減に關する定款  
の變更は前項の決議の外編入又は削除せらるべき  
區域若は營業の種類に屬する組合員たるべき者又  
は組合員の三分の二以上の同意あることを要す

第六條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

定款變更の認可申請書には其の變更の理由を記載  
したる書面及決議録の謄本並第二項の場合に於て  
は法定の同意者ありたることを證すべき書面を添  
附すべし

第二十二條 組合員の少數なる組合に在りては組合  
員の總會を以て組合會に代ふることを得  
總會に於ける各組合員の表決權は平等とす  
總會に出席せざる組合員は書面を以て表決を爲し  
又は代理人を出すことを得此の場合に於ては其の  
組合員は之を出席者と看做す

前二項の規定は定款に別段の定あるときは之を適  
用せず

組合會に關する規定は總會に之を準用す  
第二十三條 組合に評議員會を置く但し組合員少數  
なる組合に在りては評議員會を置かざることを得  
評議員會は評議員を以て之を組織す

第二十四條 評議員會の職務權限左の如し  
一 組長より組合會に提出する議案を審査し組長  
に對し意見を述べること  
二 組合の財産及業務の狀況を監査し毎事業年度

一回以上之を組合會に報告すること

三 組合の諮詢に應ずること

四 其の他定款の規定に依り其の職務權限に屬す  
る事項

第二十五條 評議員會は組長之を招集す  
評議員の三分の一以上が會議の目的たる事項及其  
の招集の理由を示し評議員會の招集を請求したる  
ときは組長は之を招集すべし  
前項の場合に於て組長一週間に評議員會招集の  
手續を爲さざるときは請求者は之を招集すること  
を得

第二十六條 第十九條乃至第二十條の二の規定は評  
議員會に之を準用す

第二十七條 組合會、總會及評議員會の議長は決議  
録を作り左の事項を記載し議長及出席者二人以上  
之に記名捺印すべし

- 一 開會の日時及場所
- 二 代議員若は評議員の定數又は組合員の數
- 三 出席者の員數
- 四 議事の要領
- 五 議決したる事項



六 賛否の數

第二十八條 組合の役員及検査員選任の認可申請書には履歷書を添附すべし

第二十九條 組合は検査員の資格、選任、解任及給與に關する規定を定め地方長官の認可を受くべし其の之を變更せむとするとき亦同じ

第三十條 組合の検査員の服務に關する規程中には服務紀律及懲戒に關する規定を設くべし

組合の検査員の職務を停止し又は給與を減額せむとするときは地方長官の認可を受くべし

第三十一條 組合役員及検査員の解任認可申請書には其理由を記載すべし

第三十二條 組合の事業年度は一年とす

第三十三條 組合經費の豫算及徴收法の認可申請は事業年度二月前に、經費の決算及業務成績の報告は事業年度後三月内に之を爲すべし

第三十四條 組合に於て定款の施行に關する規則を設けたるときは農商務大臣に之を届出づべし其の之を變更したるとき亦同じ

第三十五條 役員の缺けたる場合に於て補缺選舉の手續を行ふ者なきときは地方長官は組合員を指定

して其の手續を行はしむ

第三十六條 組合解散したるときは組長及副組長を以て其の清算人とす但し定款に別段の定めるとき又は組合會に於て他人を選任したるときは此限のに在らず

清算人は其の氏名住所を地方長官に届出づべし

第三十七條 前條の規定に依りて清算人たる者なきときは地方長官之を選任す

第三十八條 清算人其の任に適せず又は不正の行爲ありと認むるときは地方長官は清算人を解任することを得

第三十九條 清算が終了したるときは清算人は其結果を地方長官に届出づべし

第四十條 聯合會を設置若し解散し之に加入し又は之より脱退するには組合會の決議に依るべし前項の決議は代議員三分の二以上の同意を以て之を爲すべし

脱退に關する組合會の決議は農商務大臣の認可を受くべし

第四十一條 聯合會を設置せむとするときは各組合に於て選定したる創立委員を以て創立委員會を開

き全員の同意を以て定款の作成其の他必要なる事項を議定すべし

創立委員會終結したるときは創立委員は定款、其の他議定したる事項、各組合の組合會に於ける聯合會設置に關する決議録の謄本及び創立委員會の謄本を添付し農商務大臣に設置の認可を申請すべし

聯合會の定款には第十三條第一項第一號乃至第三號、第五號、第八號乃至第十一號に掲ぐる事項並所屬組合の名稱、加入脱退、權利義務、代表員の定數及任期に關する規定を記載することを要す

第七條及第八條の規定は創立委員會に之を準用す

第四十二條 聯合會に總會を置く

總會は所屬組合の代表員を以て之を組織す

第四十三條 第一條、第十二條、第十三條第二項、第十四條、第十六條乃至第二十條の二、第二十一條第一項第四項及第二十三條乃至第三十九條の規定は聯合會に付之を準用す

第四十四條 地方長官は組合又は聯合會に對し業務に關する報告を爲さしめ業務の執行又は財産の狀況を檢査することを得

第四十五條 組合に關し左に掲ぐる事項は之を地方長官に委任す

一 定款變更の認可

二 役員を選任並検査員の選任及解任の認可

三 重要物産同業組合法第十條の四第一項の規定に依る役員又は検査員の選任又は解任

四 重要物産同業組合法第十條の四第二項の規定に依る役員解任の認可

五 検査員の服務に關する規程の認可

六 經費の豫算及徴收法の認可

七 經費の豫算又は其の徴收法の變更を命ずること

八 地區の範圍、營業の種類又は定款の變更を命ずること

九 重要物産同業組合法第十五條第二號及第三號の處分

前項の規定は一府縣内を區域とする聯合會に付之を準用す

第四十六條 地方長官は前條の規定に依りて處理したるときは第一項第五號の場合を除くの外農商務大臣に其の報告を爲すべし但し前條第一項第二號

乃至第四號の報告は組長及副組長に限る

第四十七條 本則中地方長官とあるは主たる事務所所在地の地方長官とす

第四十八條 本則の規定に依り地方長官に於て又は地方長官に對して爲すべき事項は聯合會の區域二以上の府縣に亙る場合に於ては農商務大臣に於て又は農商務大臣に對して之を爲すものとす

組合又は聯合會の區域二以上の府縣に亙る場合に於ては關係地方長官に於ても組合又は聯合會に對し其の管内に於ける業務に關する報告を爲さしめ業務の執行又は財産狀況を検査することを得

第四十九條 本則中府縣、郡市とあるは府縣制、郡制、市制を施行せざる地に在りては之に準すべきものに該當す

第五十條 農商務大臣に差出すべき書類は地方長官

を經由すべし

第五十一條 本則は大正五年七月一日より之を施行す

第五十二條 本則施行前に爲したる發起の認可は第十一條の規定の適用に付ては本則施行の日に於て之を爲したるものと看做す

第五十三條 本則施行前組合又は聯合會設置認可の申請ありたる場合に於ては本則施行後六月間仍従前の例に依り處分することを得

第五十四條 組合又は聯合會の定款にして本則の施行に依り變更を要するものに付ては本則施行後一年内に其の變更の手續を爲すべし

第五十五條 明治三十四年農商務省令第十三號は之を廢止す

### 重要物産同業組合法第十條の四第三項の規定に依る重要輸出品の種類

大正五年五月二十九日 大正六年三月六日 大正七年七月十五日 大正七年十月十六日  
告示第九十號 告示第四十八號追加 告示第二百四十號追加 告示第三百三十三號追加

生 絲 絹 屑 物 羽二重、薄絹及挂絹 珀琥及甲斐絹

### 同業組合準則

沿革 明治三十年五月省令第六號改正

府縣同業者組合を結び規約を定め營業上福利を増進し濫惡の弊害を矯正するを圖る者不尠候處往其目的を達すること能はざる趣に付今般同業組合準則相定候條向後組合を設け規約を作り認可を請ふ者ある

(明治十七年十二月二十九日 達第三十七號)

ときは此準則に基き可取扱此旨相達候事

但認可の都度當省に届出づべし

同業組合準則

第一條 農工商の業に従事する者にして同業者或は其營業上の利害を共にする者組合を設けんとする

縮緬子	縮木綿	白木綿	紙
廣幅綿布	綿縮浴巾	柑橘	椎笹
帶子	絹製品	薄豆	落花生
刺繡絲拔又は縫りたる布帛製品	眞田花	昆布	魚介
メリヤス製品	蠶子	貝柱	錫
燐寸	蠶子	菜豆	寒澱
賣藥	蠶子	除虫菊及殺虫粉	合根
貝鈕	蠶子	鉛筆	カクシ
硝子製	蠶子	「セルロイド」製品	「セルロイド」製品
櫛柄	蠶子		
傘柄	蠶子		
漆器	蠶子		
洋傘	蠶子		

ときは適宜に地區を定め其地區内同業者四分の三以上の同意を以て規約を作り管轄廳の認可を請ふ可し

第二條 同業組合は同盟中營業上の弊害を矯め其利益を圖るを以て目的と爲す可し

第三條 同業組合の規約に掲ぐべき事項は左の如し

第一項 組合を組織する業名及組合の名稱

第二項 組合の地區及事務所の位置

第三項 目的及方法

第四項 役員の選舉法及權限

第五項 會議に關する規程

第六項 加入者及退去者に關する規程

第七項 費用の徵收及賦課法

第八項 違約者處分の方法

右の外組合に於て必要となす事項

第四條 (削除)

第五條 同業組合は同業組合の資格を以て營利事業を爲すことを得ず

第六條 同業組合は總べて其事蹟及費用決算表を毎年管轄廳に報告す可し

第七條 規約を改正するときは更に認可を請ふし

第八條 公立又は合併するときは更に規約を作り認可を請ふ可し

第九條 同業組合に於て聯合會を設け其規約を作るときは管轄廳の認可を請ふ可し

但其聯合二府縣以上に涉るときは開會地管轄廳を經由して農商務省の認可を請ふ可し

### 特許出願心得

#### 目次

- 一 特許を受くることを得る人
- 二 特許せらるべき發明
- 三 特許せられざる發明
- 四 出願の手續
  - (一) 願書
  - (二) 發明者ご出願人ご異なる場合
  - (三) 發明者數人ある場合
  - (四) 共同出願の場合
  - (五) 代理人に依る出願の場合
  - (六) 明細書
  - (七) 圖面
- 五 出願中の注意

- (一) 願書番號
- (二) 雛形又は見本
- (三) 雛形又は見本の訂正、補充及改造
- (四) 圖面の調製の申請
- (五) 名義變更の届出
- (六) 特許願ご追加の特許願ごの變更手續
- (七) 特許願を實用新案登録願に變更する手續
- (八) 一特許出願を二以上の特許出願ご爲すこと
- (九) 拒絶理由の提示に對する意見書の提出
- 六 追加の特許
- 七 出願公告
- 八 特許の査定ありたる場合
- 九 拒絶の査定ありたる場合

一 特許を受くることを得る人

- (一) 發明者
- (二) 相続人
- (三) 譲受人

但し被用者（法人の役員及公務員を含む、以下同じ）が勤務に關し爲したる發明を使用者（法人及職務を執行せしむる者を含む、以下同じ）が其の發明前の契約（勤務規程を含む、以下同じ）に依り譲受けて出願する場合には其の發明が性質上使用者の業務範圍に屬し且發明を爲すに至りたる行爲が被用者の任務に屬することを必要とす

二 特許せらるべき發明

特許せらるべき發明は新規なる工業的發明にして最先に出願せられたるものに限る

(一) 發明の新規とは左の各號に該當せざるものを謂ふ

(イ) 特許出願前帝國内に於て公然知られ又は公然用ひられたるもの

(ロ) 特許出願前帝國内に頒布せられたる刊行物に容易に實施することを得べき程度に於て

記載せられたるもの  
但し左の各號の場合に於ては發明は新規なるものと見做さる

(甲) 發明者が試験の爲め自己の發明を前記各號の一に當るに至らしめたるとき又は發明者の意に反して發明が前記各號の一に當るに至りたるより六ヶ月以内に特許が出願せられたるとき

(乙) 發明者が政府、道、府縣若くは之に準すべきものの開設する博覽會又は政府の認可を得て開設する博覽會又は工業所有權保護同盟條約國の版圖内に開設する官設若くは官許の萬國博覽會に出品の爲め自己の發明を前記各號の一に當るに至らしめたる場合に於て其の開會の日より六ヶ月以内に特許が出願せられたるとき

(二) 最先に出願せられたる發明

(イ) 同一發明に付二人以上の出願者ある場合同一發明に付二人以上の出願者ある場合に於ては最先に出願したる者の發明に限り特許せらる、同日に二人以上の出願者ある場合に於て

ては出願者の協議に依りて特許せられ若し協議調はざるときは何人にも特許せられず

(ロ) 出願日

(甲) 直接特許局に願書を持参したる場合には特許局に於て受領したる日

(乙) 郵便に依り差出したる場合には消印記號に記載したる日又は郵便物受領證に依りて證明せられたる日、但し消印記號なきもの又は其の不明なるものにして郵便物受領證に依りて其の差出日を證すること能はざるときは特許局に於て受領したる日

三 特許せられざる發明

- (一) 飲食物又は嗜好物
  - (二) 醫藥又は其の調合法
  - (三) 化學方法に依り製造すべき物質
- 但し(一)乃至(三)は物の發明として特許せられ

文 例 (用紙美濃版)

ざるに止り其の製造方法(醫藥の調合法を除く)の發明は特許せらる

(四) 秩序若くは風俗を紊り又は衛生を害する虞あるもの

四 出願の手續 特許を出願するには一發明毎に願書、明細書及必要の圖面を各正副二通作り特許局に差出すべし但し二以上の發明が利用上牽連して一發明を爲す場合に於ては一件として出願するを妨げず

特許局に願書其の他の書類を差出すには直接持参し又は配達證明若くは普通の書留郵便を以てするを得策とす

(一) 願書 願書は左の例に倣ひて認め正本には金拾圓に相當する收入印紙を貼附すべし(收入印紙には消印せざるべし)

收入印  
紙拾圓

特 許 願

一 發明の名稱

一 發明者の氏名、住所(又ハ居所) (本項は出願人が發明者なること  
きは記載することを要せず)

私(私共)儀別紙明細書に記載する發明に付特許相受度此段相願候也

國籍(外國人なること)

住所(又は居所)

年月日

出願人(發明者) 氏

名 印

(法人なるときは法人の  
名稱を記し其の側に代  
表者記名捺印すること)

特許局長官 氏 名 殿

添附書類目錄

二何々

何通

一何々

何通

同時に數箇の願書を差出す場合は特許願(イ)、  
特許願(ロ)等の如く符號を附することを必要と  
す斯くすれば特許局より願書番號の通知を受け  
たる場合出願人に於て何れの願書の番號なるや  
を容易に知ることを得べし

(二) 發明者と出願人と異なる場合 此の場合は一  
般に願書に發明者の氏名、住所を記載すべし

(イ) 發明者の相續人が出願する場合 此の  
場合には前記の外戸籍謄本又は遺言證書等

發明の承繼を證する書面を添附すべし

(ロ) 使用者の出願の場合 被用者(法人の  
役員及公務員を含む、以下同じ)が勤務に  
關し爲したる發明を使用者(法人及職務を  
執行せしむる者を含む、以下同じ)が其の  
發明前の契約(勤務規程を含む、以下同じ)  
に依り讓受けて特許を出願する場合には別  
に其の發明が性質上使用者の業務範圍に屬  
し且其の發明を爲すに至りたる行爲が被用

者の任務に屬するものなること及其の契約又  
は勤務規定を證する書面を差出すべし

(ハ) 其他他人の發明の讓受人が出願する場  
合 此の場合には別に其の承繼人たる事を證  
する書面を差出すべし

(三) 發明者數人ある場合 此の場合には願書に  
共同の發明に係る事實を證する書面を添附す  
べし

(四) 共同出願の場合

(イ) 發明者と共同して出願する場合 此の場  
合に於ては別に其權利に付共有の事實を證す  
る書面を添附すべし

(ロ) 代表者を定めたる場合 代表者を定め  
るときは其の旨を届出で且つ其の事實を證す  
る書面を差出すべし、若し特に代表者を定め  
ざるときは各人互に代表するものと認めらる

(ハ) 權利に付定めある場合 共同出願人の權  
利に付持分の定め若は不分割の定めあるとき特  
許權の持分移轉に付豫め同意あるとき又は特  
許發明の實施に付特別の定めあるときは願書に  
其旨を記載し且其事實を證する書面を添附す

べし

(五) 代理人に依る出願の場合 此の場合には其  
代理權を證する書面(委任狀、戸籍謄本又は登  
記簿謄本の類)を添附すべし

帝國内に住所をも居所をも有せざる者が特許出  
願を爲す場合には帝國内に住所又は居所を有す  
る代理人に依ることを要す

(六) 明細書 明細書は美濃版の用紙を二ツ折に  
して十二行二十四字詰に左の順序に従ひ認め末  
尾に記名捺印すべし

(イ) 發明の名稱 發明の名稱は其の發明の内  
容を簡明に表示するものたるべし例へば「内  
燃機關の著火栓」とすべきを單に「内燃機關」  
と記載し、「無線電信發信裝置の改良」とすべ  
きを單に「無線電信裝置」と記載し又は「動  
植物の脂肪より石油を製造する方法」とすべ  
きを單に「石油を製造する方法」と記載する  
が如きは何れも不適當なり其他假裝語(例は  
「ピツクリ箱」「汗知ラズ」等の文字)發明者  
若は出願人の「氏名」(例は何某式の文字)及  
「特許」の文字の附加の如きは用ふべからず

(ロ) 発明の性質及目的の要領

此の項には発明の特徴及直接の効果を簡明に記載すべし

(ハ) 圖面の略解

各圖面に付其れが何を示す圖面なるやを簡略に記載すべし

但し方法の発明の如き圖面に現はすこゝを得ざる發明に付ては其の必要なし

(ニ) 發明の詳細なる説明

此の項には發明の構成、作用、効果及實施の態様を記載すべし

(ホ) 發明相互の關係 本項は次の場合を除くの外記載するを要せず

(1) 追加の特許出願に在りては其の原發明の改良又は擴張の態様を記載し尙原發明の特許番號、出願番號又は符號をも認むべし

(2) 他の特許發明又は登録實用新案を實施するに非ざれば實施するこゝ能はざる發明の特許出願に在りては其の實施の態様を記載し他の特許發明又は登録實用新案の特許番號又は登録番號をも併せ認むべし

(3) 二以上の發明が牽連して利用上一發明

を爲すもの特許出願に在りては各發明の牽連せる態様を記載すべし

(ヘ) 特許請求の範圍 特許請求の範圍は發明の如何なる部分に付特許を請求するかを記載すべきものにして後に特許法に依りて保護せらるべき權利の範圍を爲るものなれば明確に認むるを肝要とす

特許請求の範圍には發明の構成に缺くべからざる事項のみを一項に記載すべし但し別項を以て發明實施の態様を記載するを妨げず然れども右別項は附記たるべきものなるを以て其の旨を明示するを要す

二以上の發明が牽連して利用上一發明を爲すものの特許出願に在りては特許請求の範圍は權利を要求する各發明毎に前記の通り認むべし  
特許請求の範圍には發明の効果、作用等を記載すべからず

(七) 圖面 圖面は左の標準に據りて作るべし

(イ) 圖面は礮水引美濃紙若くは美濃紙大の覆

寫紙(トレーシング、ペーパー)又は覆寫布

(トレーシング、クロス)を用ひ右半面は餘白とし左半面のみ認め凡そ其の上部に二・

七「センチメートル」(曲尺九分)下部に二・

一「センチメートル」(七分)左に〇・六「セ

ンチメートル」(二分)右に五・五「センチメ

ートル」(二寸八分)を餘し縦二二・八「セ

ンチメートル」(曲尺七寸五分)横一三・六「セ

ンチメートル」(曲尺四寸五分)以内の面内に

製圖法に則り濃墨にて鮮明に之を記載すべし

但し特に細密を要するものは縦又は横の長さ

を二倍に爲すこゝを得  
(ロ) 圖面の副本は圖面の寫眞又は青寫眞を用ふるこゝを得  
(ハ) 圖面は繪具又は墨を以て着色するこゝを得ず  
(ニ) 截断面を現はすには平行線を濃墨を以て斜に引くべし其の截断面中部分を異にするものは各方向を異にしたる斜線を用ふべし  
(ホ) 凹凸の部分に明瞭ならしむる爲圖面に陰を施す必要あるときは線を用ひ濃墨にて鮮明

に書くべし陰影は成るべく施すべからず若し其の必要ある場合には線を用ひ濃墨にて畫くべし

(ヘ) 圖面は頁に關係なく圖毎に第一圖第二圖等の番號を附すべし

(ト) 圖面には符號のみを記載し各部の名稱又は説明語を記載すべからず

(チ) 各圖に於ける同一部分には同一符號を附すべし

(リ) 圖面の符號は成る可く123等の「アラビア」數字を用ふべし

(ヌ) 番號及符號は濃墨にて明瞭に之を記すべし

(ル) 符號を直に圖に施すこゝ能はざるときは其の部分より少しく離して之を記し他線と判然區別し得べき線を以て其の部分に符號とを接續すべし陰を施したる上又は断面を示すべき平行線の上には符號を記すべからず已むを得ざるときは其の部分に限り陰又は平行線を施さずして符號を記すべし

(オ) 圖面の各葉には出願人記名捺印すべし

以上の如く調製したる圖面は之を二ツ折となさずして其の圖面を記載せざる右方の一端のみを願書明細書等と共に紙摺にて綴合はせ全紙數を通じて一連の枚數を記入すべし  
明細書及圖面は其の記載に依りて當業者が容易に其發明の効果を實現し得る様認むるを要す従て若し明細書及圖面に發明の實施に必要な事項を故意に記載せず又は其の實施を不能若くは困難ならしむる爲故意に不必要の事項を記載したる場合には假令特許せらるゝことあるも後日無効と爲さるる處あり

五 出願中の注意

- (一) 願書番號及發明の名稱の記載 特許局に於て特許願書を受理したる時は出願人又は其の代理人に願書番號を附して通知す、故に出願中の事件に付書類、雛形又は見本を差出すときは必ず之に其の願書番號(昭和何年何願第何號)及發明の名稱を記載すべし
- (二) 雛形又は見本
  - (イ) 特許局は審査上必要あるときは發明品の雛形又は見本の差出を命ず故に雛形又は見本は

出願の際に差出すことを要せず

- (ロ) 雛形又は見本は堅牢なる材料を用ひなるべく三〇・三「センチメートル」(曲尺一尺)立方以内に於て之を作るべし
- (ハ) 還附請求及受取手續 特許局に差出したる雛形又は見本等の還附を受けんとする者は其の差出の際豫め其の旨申出づべし前記の申出をなしたる者は特許局より還附の通知を受けた日より三十日以内に其の受取の手續を爲すべし  
差出人還附の申出又は受取の手續を爲さざるときは特許局は適宜に處分すべし
- (ニ) 書類、雛形又は見本等の訂正、補充及改造
  - (イ) 特許局の通知に依る場合 出願に付期間を定めて特許局より補充又は訂正等の通知を受けたるときは其の期間内に相當書類等を差出し若し期間延長の許可を受くべし然らざるときは出願を無効と爲さるることあるべきを以て特に注意することを要す但し右期間延長請求書には金壹圓に相當する収入印紙を貼附することを要す(収入印紙には消印せざること)
  - (ロ) 差出人より爲す場合 特許局に差出した

る書類、雛形又は見本は審査中又は審判中に限り發明の要旨を變更せざる程度に於て差出人を訂正、補充又は改造することを得但し獨立の特許出願を追加の特許出願に變更し又は追加の特許出願を獨立の特許出願に變更し若し明細書に記載したる事項の範圍内に於て特許請求の範圍を増減變更するは其の要旨を變更するものと認めらるることなし  
出願公告の決定後は特許異議申立に因り審査官の命令ある場合の外之を訂正、補充又は改造することを得ず

- (四) 圖面調製の申請 特許に關して圖面の調製方を申請せんとする者は申請の際に雛形、見本又は下圖を差出すことを要す但し特許局に既に差出したる雛形、見本又は下圖にて調製することを得る場合には更に差出すに及ばず此場合には一枚に付壹圓以上參拾圓以下に於て特許局の定むる料金を納付すべし

(五) 名義變更の届出 出願中相續開始したるとき又は權利の讓渡ありたるとき其他出願人の名義變更を要するときは承繼人は證明書を添附し

名義變更届(特許出願には金五圓、追加の特許出願には金參圓に相當する収入印紙を貼附すること)を差出すべし(収入印紙には消印せざること)若し届出人の權利に付持分又は分割其他の定ある場合には届書に其旨を記載し且其實を證する書面を添附すべし

- (六) 特許出願と追加の特許出願との變更 特許出願は追加の特許出願に變更することを得又追加の特許出願は獨立の特許出願に變更することを得此の場合には出願變更の届出を爲すべし但し追加の特許出願を獨立の特許出願に變更する場合に於ては五圓に相當する収入印紙を届書に貼附し追納することを要す  
前記の場合には後の出願は最初の出願の時に爲したるものと見做さる

(七) 實用新案登録出願に變更 特許出願は出願中及特許すべからずとの最初の査定を送達を受けたる日より三十日以内は之を實用新案登録出願に變更することを得此の場合には新なる實用新案登録出願を爲し(五圓に相當する収入印紙を貼附すべし)願書に其の出願を變更する旨記

載すべし(収入印紙には消印せざる可也)但し實用新案登録出願に添附すべき圖面が特許出願に付差出したる圖面を變更することを要せざるものなるときは願書に其旨を記載し別に圖面を差出すことを要せず  
右出願變更の場合には實用新案登録出願は特許出願の時に爲したるものと看做さる

(八) 一特許出願を二以上の特許出願と爲すこと  
二以上の發明を包含する特許出願は出願中之を二以上の出願と爲すことを得但し此場合には其旨を附記したる書面を差出し既に出願中の特許願を其一の發明の出願に訂正すると同時に他の各發明に付きては新なる特許出願を爲すことを要す前記の場合に於ては各出願は最初の出願の時に於て爲したるものと看做さる

(九) 拒絶理由の提示に對する意見書の提出 審判官は出願を拒絶すべきものと認めたるときは出願人に對し其の拒絶の理由を通知すべきを以て出願人は之に意見あるときは其の指定期間内に意見書を提出することを得尙必要あるときは證據を提出すべし

六

追加の特許 出願人又は特許権者は其の發明の改良又は擴張に係る新規の發明を獨立の特許出願として出願するに代へて追加の特許出願することを得  
追加の特許権は原特許権に附隨するものにして追加の特許権の存続期間は原特許権の残存期間に限られるれども其の特許料金は獨立の特許に比し著しく輕減せらるる利益あり  
追加の特許を出願するには一發明毎に願書明細書及必要の圖面を各正副二通作り特許局に差出すべし願書は左の例に倣ひて認め正本には五圓に相當する収入印紙を貼附すべし(収入印紙は消印せざる可也)

文 例 (用紙美濃版)

収入印紙五圓	追加特許願
一發明の名稱	
一原發明の特許番號(願書番號又は符號)	
一發明者の氏名、住所(又は居所) (本項は出願人が發明者なるときは記載することを要せず)	
私(私共)儀別紙明細書に記載する發明に付特許相受度此段相願候也	
國籍(外國人なる可也)	住所(又は居所)
年 月 日	出願人(發明者) 氏 名 印
特許局長官 氏 名 殿	(法人なるときは法人の名稱を記し其の側に代表者記名捺印すること)
添附書類目錄	
一何々 何通	
一何々 何通	

注意 (イ) 原發明の特許出願後住所を變更したるときは先づ住所變更の手續をなしたる後追加の特許出願をなすべし  
(ロ) 追加特許願書には原發明の特許出願の際に用ひたる印章を捺押すべし收印の場合には證明書を添附すべし



七

出願公告 審査官が特許出願を拒絶すべき理由を發見せざるときは發明の要旨を特許公報に掲載して公告す（出願公告の決定ある迄は右決定の日より六箇月以内の公告猶豫の請求を爲すことを得其の請求書には參圓に相當する収入印紙を貼附し猶豫期間を記載することを要す）出願公告の日より出願書類の正本及附屬物件は特許局に於て出願書類の副本及附屬物件は大阪市に於て公衆の閲覧に供せらる

右出願公告ありたるときは其の發明が特許せらるることに異議ある者は何人と雖も出願公告の日より二箇月以内に於て特許異議の申立を爲すことを得（特許異議の申立書には五圓に相當する収入印紙を貼附すべし）（収入印紙には消印せざることを要す）  
特許異議の申立ありたるときは審査官は其の副本を出願人に送達し答辯書の提出を命ずべきを以て出願人は特許異議の申立に付反對の意見あらば其の指定期間内に意見並其の理由を詳説したる答辯書を差出すべし審査官は答辯書提出の指定期間及特許異議申立期間經過後に於て特許すべきや否やを査定するものとす

八

前記出願の公告ありたるときは其の出願に係る發明に付ては出願公告の日より特許權の効力を生じたるものと看做さる

特許の査定ありたる場合

(一) 出願人の爲すべきこと 出願に對し特許すとの査定ありたるときは其の査定の確定したる日より三十日以内（此期間は更に三十日以内の延長を請求することを得）に特許料第一年乃至第三年分として參拾圓（追加の特許の出願に在りては全期間分として此際一時に參拾圓）に相當する収入印紙（収入印紙には消印せざることを要す）を納付書に貼附して差出すべし若し此の手續を怠るときは出願を無効と爲さるる處あり  
第四年以後の特許料は前年に之を納付することを要す

(二) 特許權の存續期間 特許權の存續期間は出願公告の日より（出願公告なきものに付ては特許の日より）十五年なり但し重要な發明の特許權者にして正當の事由に依り其の特許權存續期間内に其の發明より生ずべき相當の利益を得ること能はざりし場合に於ては其の存續期間の

延長を出願することを得此場合に於ては審査の結果三年以上十年以下之を延長せらるるものとす

(三) 特許料 特許料は左の如し

- 一 第一年乃至第三年 毎年 拾 圓
  - 二 第四年乃至第五年 毎年 拾五 圓
  - 三 第六年乃至第九年 毎年 貳拾五 圓
  - 四 第十年乃至第十二年 毎年 參拾五 圓
  - 五 第十三年乃至第十五年 毎年 五拾 圓
- 第四年以後の特許料は其納付期限を經過したる後と雖六箇月を限り追納することを得、但し二倍の料金を納付することを要す  
特許權存續期間延長の登録を受くる者又は其の特許證主は特許料として毎件左の金額を納付すべし

- 一 第一年乃至第三年 毎年 百 圓
  - 二 第四年乃至第六年 毎年 百五拾 圓
  - 三 第七年乃至第十年 毎年 貳百 圓
- 追加の特許權の登録を受くる者は其の登録を受くる時特許料として毎件一時に參拾圓を納付すべし特許權存續期間延長の場合に於て追加の特

九

拒絶査定ありたる場合 審査の上拒絶せられたる時不服ある場合に於ては其の査定を送達を受けたる日より三十日以内に抗告審判を請求することを得尙此場合には實用新案登録願に變更することを得べきは前述せり（出願中の注意（七）参照）  
抗告審判の審決を受けたる者不服ある時は其の審決が法令に違反したることを理由とする場合に限り審決の送達を受けたる日より三十日以内に大審院に上訴するべし

# 實用新案登録出願心得

## 目次

- 一 實用新案の意義
- 二 工業的發明と實用新案との區別
- 三 實用新案と意匠との區別
- 四 登録を受けることを得る實用新案
- 五 登録を受けることを得ざる實用新案
- 六 登録を受くることを得る人
- 七 出願手續
  - (一) 願書
  - (二) 考案者と出願人と異なる場合
  - (三) 考案者数人ある場合
  - (四) 共同出願の場合
  - (五) 代理人に依る出願の場合
  - (六) 圖面
- 八 出願中の注意
  - (一) 願書番號及實用新案の名稱の記載
  - (二) 雛形又は見本
  - (三) 書類、雛形又は見本の訂正、補充及改造
  - (四) 圖面調製の申請
  - (五) 名義變更の届出
  - (六) 特許出願又は意匠登録出願を實用新案登録出願に變更する手續
  - (七) 拒絕理由の提示に對する意見書の提出
- 九 出願公告
- 十 登録査定ありたる場合
- 十一 拒絕査定ありたる場合

## 一 實用新案の意義

實用新案とは物品の形状、構造又は組合はせに係る實用ある新規の型にして工業に利用することを得るものを謂ふ

(一) 形状の實用新案 物品の形状に係る型とは例へば鉛筆の軸體を角又は扁平の形状となし轉び易きを防ぎ又は巻煙草入を彎曲せしめ以て衣囊に入るるに便ならしめたる類なり

(二) 構造の實用新案 物品の構造に係る型とは例へば鉛筆の軸の一端に「消し護謨」を嵌込たるもの又は小刀を折疊となし柄と鞘とを兼ねしむる等實用上便利なる構造を謂ふ

(三) 組合はせの實用新案 物品の組合はせの型とは例へば鉛筆の軸の一端に着脱自在に「消し護謨」の短き鞘を嵌めたるもの即ち鉛筆と「消し護謨」との組合はせ又「マツチ」軸と側面に薬を塗りたる「マツチ」箱との組合はせの類を謂ふ

## 二 工業的發明と實用新案との區別

(一) 實用新案は單に物品の形状、構造又は組合はせに係る新規の型にして使用上便利なるを以て足り工業的發明の如く必ずしも其の効果を問

はず故に例へば鉛筆を創めて工夫したるときは未だ人類の智識に存在せざる特殊の効果ある物品を創造せるものにして工業的發明なり然れども既に鉛筆が存在するとき使用上の便利を慮り其軸を多角形に作り又は扁平に作るが如きは實用新案の問題となるものとす

(二) 方法は各種の製造法の如き工業的發明となる場合あるも實用新案となることなし

(三) 實用新案は物品の形體的考案に限られ物の成分の如きは問ふ所に非ず故に例へば合金又は「セルロイド」の如きは工業的發明となる場合あるも實用新案となること無し

## 三 實用新案と意匠との區別

實用新案とは前にも述べたる如く専ら實用の點に重きを置くものにして其の體裁は問ふ所に非ず之に反して意匠は其の物品の外觀を美麗と爲し又は趣味を感ぜしむる如き考案なり従て一は實用的にして他は美的又は趣味的なるの差あり例へば杖又は洋傘の柄に就きて云へば其の柄を携帶に便とし又は懸くることを容易ならしむる考案は實用新案となり其の柄を龍の首又は狗の頭等の形と爲す如き場合は意匠な

四 登録を受くることを得る實用新案 登録を受くることを得る實用新案は左の要件を具ることを要す

- (一) 物品の形體即ち形状、構造又は組合はせに係る實用ある型の考案たること
- (二) 型が新規なること 新規とは次の何れにも當らざるものを謂ふ

(イ) 登録出願前帝國內に於て公然知られ又は公然用ゐられたるもの若は之に類似するもの  
 (ロ) 登録出願前帝國內に頒布せられたる刊行物に容易に實施することを得べき程度に於て記載せられたるもの又は之に類似するもの  
 但し左の場合に於ては實用新案は新規なるものと見做さる

實用新案の登録を受くるの標利を有する者が政府の開設し、道府縣若は之に準すべきものの開設し若は政府の認可を得て開設する博覽會又は工業所有權保護同盟條約國の版圖内に開設する官設若は官許の萬國博覽會に出品の爲其の者の實用新案を前記各號の一に該當するに至らしめ

五

たる場合に於て其の開會の日より六ヶ月以内に其の者が實用新案登録の出願を爲したるとき登録を受くることを得ざる新用新案  
 (イ) 菊花御紋章と同一又は類似の形状を有するもの

(ロ) 秩序若は風俗を紊り又は衛生を害する虞あるもの

六 登録を受くることを得る人

- (一) 考案者
- (二) 相續人
- (三) 譲受人

但し被用者(法人の役員及公務員を含む、以下同じ)が勤務に關して爲したる考案を使用者(法人及職務を執行せしむる者を含む)が其の考案前の契約(勤務規程を含む、以下同じ)により讓受けを出願する場合には其の考案が性質上使用者の業務範圍に屬し發明を爲すに至りたる行爲が被用者の任務に屬することを必要とす

七

出願手續 實用新案の登録を受けむとするは一實用新案毎に願書、圖面及説明書を各正副二通作り特許局に差出すべし

特許局に願書其他の書類を差出すには直接持参し又は配達證明若は普通の書留郵便を以てするを得策とす

文 例 (用紙美濃版)

(一) 願書 願書は左の例に倣ひて認め正本には五圓に相當する收入印紙を貼附すべし(收入印紙には消印せざること)

收入印 紙五圓	實用新案登録願
一 實用新案の名稱	
一 考案者の氏名、住所(又は居所)及職業 (本項は出願人が考案者なるときは記載することを要せず)	私(私共)儀別紙圖面に記載する物品に付實用新案登録相受度此度相願候也
國籍(外國人なるときは)	住 所(又は居所)
年 月 日	出願人(考案者) 氏 名 印 (法人なるときは法人の表者記名捺印すること)
特許局長官 氏 名 殿	添附書類目錄
一 何々 何通	一 何々 何通
一 何々 何通	一 何々 何通

同時に數箇の願書を差出す場合には實用新案登録願(イ)、實用新案登録願(ロ)等の如く符號を

附することを必要とす斯くすれば願書番號の通知を受けたる場合出願人に於て何れの願書の番號なるやを容易に知ることを得べし

(二) 考案者と出願人と異なる場合この場合は一般に願書に考案者の氏名、住所を記載すべし

(イ) 考案者の相續人が出願する場合 此の場合には前記の外戸籍謄本又は遺言證書等考案の承繼を證する書面を添附すべし

(ロ) 使用者の出願の場合 被用者(法人の役員及公務員を含む、以下同じ)が勤務に關し爲したる考案を使用者(法人及職務を執行せしむる者を含む、以下同じ)が考案前契約(勤務規程を含む、以下同じ)に依り讓受け其の登録を出願する場合には其の考案が性質上使用者の業務範圍に屬し且其の考案を爲すに至りたる行爲が被用者の任務に屬するものなること及其の契約又は勤務規程を證する書面を差出すべし

(ハ) 其他他人の考案の讓受人が出願する場合 此の場合には別に其の承繼の事實を證する書面を差出すべし

(三) 考案者數人ある場合 此の場合には願書に共同の考案に係る事實を證する書面を添附すべし

(四) 共同出願の場合

(イ) 考案者と共同して出願する場合 此場合に於ては別に其の權利に付共有の事實を證する書面を添附すべし

(ロ) 代表者を定めたる場合 代表者を定めたるときは其の旨を届出て且つ其の事實を證する書面を差出すべし若し特に代表者を定めざる時は各人互に代表するものと認めらる

(ハ) 權利に付定めある場合 共同出願人の權利に付持分の定め若は不分割の定めあるとき實用新案權の持分移轉に付豫め同意あるとき又は實用新案の實施に付特別の定めあるときは願書に其旨を記載し其事實を證する書面を添附すべし

(五) 代理人に依る出願の場合 此の場合には其の代理權を證する書面(委任狀、戸籍謄本又は商業登記簿謄本の類)を添附すべし 帝國內に住所をも居所をも有せざる者が實用新

案登録出願を爲す場合には帝國內に住所又は居所を有する代理人に依ることを要す

(六) 圖面 圖面は左の標準に據りて作るべし

(イ) 圖面は礬水引美濃紙若くは美濃紙大の復寫紙(トレーシング、ペーパー)又は復寫布(トレーシング、クロース)を用ひ右半面は餘白とし左半面のみ認め凡そ其の上部に二・七「センチメートル」(曲尺九分)、下部に二・一「センチメートル」(七分)、左に〇・六「センチメートル」(二分)、右に五・五「センチメートル」(一寸八分)を餘し縦二二・八「センチメートル」(曲尺七寸五分)、横一三・六「センチメートル」(曲尺四寸五分)以内の面内に製圖法に則り濃墨にて鮮明に之を記載すべし但し特に細密を要するものは縦又は横の長さを二倍に爲すことを得

(ロ) 圖面の副本は圖面の寫眞又は青色寫眞を用ゆることを得

(ハ) 圖面は繪具又は墨を以て着色することを得ず

(ニ) 截斷面を現はすには平行線を濃墨を以て

斜に引くべし其の截斷面中部分を異にするものは各方向を異にしたる斜線を用ゆべし

(ホ) 凸凹の部分の明瞭ならしむる爲圖面に陰を施す必要あるときは線を用ひ濃墨にて鮮明に畫くべし

陰影は成るべく施すべからず若し其の必要ある場合には線を用ひ濃墨にて畫くべし

(ヘ) 圖面は頁の關係なく圖毎に第一圖第二圖等の番號を附すべし

(ト) 圖面には符號のみを記載し各部の名稱又は説明語を記載すべからず

(チ) 各圖に於ける同一部分には同一符號を附すべし

(リ) 圖面の符號は成る可く123等の「アラビア」數字を用ふべし

(ヌ) 番號及符號は濃墨にて明瞭に之を記すべし

(ル) 符號を直に圖に施すこと能はざるときは其部分より少しく離して之を記し他線と判然區別し得べき線を以て其の部分と符號とを接続すべし陰を施したる上又は斷面を示すべき

平行線の上には符號を記すべからず已むを得ざるときは其の部分に限り陰又は平行線を施さずして符號を記すべし

(オ) 圖面の各葉には出願人記名捺印すべし以上の如く調製したる圖面は之を二つ折となさずして其の圖面を記載せざる右方の一端のみを願書説明書等と紙捻にて綴ぢ合はせ全紙を通じて一連の枚數を記入すべし

(七) 説明書 説明書は登録を受けんとする實用新案の内容を明にし其の作り方は美濃版の用紙を二つ折にして十二行二十四字詰に左の順序に従ひて認め末尾に記名捺印すべし

(一) 實用新案の名稱  
實用新案の名稱は其の實用新案の内容を簡明に表示するものなることを要す例へば「精米機出口の調整蓋」とすべきを單に「精米機」と記載し「金庫の錠」とすべきを單に「金庫」と記載するが如きは不適當なり其の他假裝語(例へば「ピツクリ箱」「汗知ラズ」等の如き)考案者若くは出願人の氏名(例へば何某式の如き)を冠したるもの及「實用新案」なる文

字の如きは用ふべからず

(二) 圖面の略解  
各圖に付其れが何を示す圖面なるやを簡略に記載すべし

(三) 實用新案の性質、作用及效果の要領  
此の項には實用新案が如何なる必要に依りて生じたるものなるや及其の特徴、作用を簡明に記載し且實用新案の直接の效果を記載すべし

(四) 考案相互の關係  
此の項は他の特許發明又は登録實用新案を實施するに非ざれば實施すること能はざる實用新案の出願を爲す場合に限り必要にして兩者考案の關係を明にする爲其の實施の態様を記載することを要す尙其の實施上必要なる特許發明又は登録實用新案の特許番號、登録番號又は出願番號を記載すべし

(五) 登録請求の範圍  
登録請求の範圍は實用新案の何れの點に付登録を請求するやを記載するものにして後に實用新案法に依つて保護せらるべき權利の範圍

と爲るものなるが故に明確に認むるを肝要とす従つて此の項には實用新案の構成に缺くべからざる事項のみを一項に明記するを要し二以上の別考案を記載するを許さず  
登録請求の範圍には實用新案が物品の形狀、構造又は組合はせの孰れに係るかを明記すべし

### 八 出願中の注意

(一) 願書番號及實用新案の名稱の記載 特許局に於て實用新案登録願書を受理したる時は出願人又は其の代理人に願書番號を通知す故に出願中の事件に付書類、雛形又は見本を差出すときは之に其の願書番號(昭和何年何願第何號)及考案の名稱を記載すべし

(二) 雛形又は見本  
(イ) 特許局は審査上必要あるときは考案品の雛形又は見本の差出を命ずるが故に雛形又は見本は出願の際に差出すを要せず

(ロ) 雛形又は見本は堅牢なる材料を用ひなるべく三〇・三「センチメートル」(曲尺一尺)立方以内にて之を作るを原則とす

(ハ) 還附請求及受取手續 特許局に差出したる雛形又は見本等の還附を受けんとする者は其の差出の際豫め其の旨申出づべし前記の申出を爲したる者は特許局より還附の通知を受けたる日より三十日以内に其の受取の手續を爲すべし  
差出人が還附の申出又は受取の手續を爲さざるときは特許局は適宜に處分すべし

(三) 書類、雛形又は見本等の訂正、補充及改造  
(イ) 特許局の通知に依る場合 出願に付期間を定めて特許局より補充又は訂正等の通知を受けたるときは其の期間内に相當書類等を差出し若し期間延長の許可を受くべし然らざるときは出願を無効と爲さることあるべきを以て特に注意すること要す但し右期間延長請求書には一圓に相當する収入印紙を貼附することを要す(収入印紙には消印せざることを要す)  
(ロ) 差出人より爲す場合 特許局に差出したる書類、雛形又は見本は審査中又は審判中に限り考案の要旨を變更せざる程度に於て差出人の訂正、補充又は改造することを得但し

説明書に記載したる事項の範囲内に於て實用新案登録の範囲を増減変更するは其の要旨を變更するものと認めらるることなし出願公告の決定後は特許異議申立に因り審査官の命令ある場合の外之を訂正、補充又は改造することを得ず

(四) 圖面調製の申請 實用新案に關し圖面の調製方を申請せんとする者は申請の際雛形、見本又は下圖を差出すべし但し特許局に差出したる雛形、見本又は下圖にて調製することを得る場合は更に差出すに及ばず此場合には一枚に付一圓以上三十圓以下にて特許局の定むる料金を納付することを要す

(五) 名義變更の届出 出願中相續開始したるとき又は権利の譲渡ありたるとき其他出願人の名義變更を要するときは承繼人は證明書を添付し名義變更届(三圓に相當する収入印紙を貼附すること)を差出すべし(収入印紙には消印せざること)若し届出人の権利に付持分又は不分割其他の定ある場合には届書に其旨を記載し且其事實を證する書面を添附すべし

(六) 特許出願又は意匠登録出願を實用新案登録出願に變更する手續 特許出願又は意匠登録の出願は出願中及特許又は登録すべからずとの最初の査定を送達を受けたる日より三十日以内は之を實用新案登録出願に變更することを得此の場合には新なる實用新案登録出願を爲し(五圓に相當する収入印紙を貼附すべし)願書に其の出願を變更する旨を記載すべし(収入印紙には消印せざること)但し實用新案登録出願に添附すべき圖面が特許出願又は意匠登録出願の際差出したる圖面を變更するを要せざるものなるときは願書に其の旨を記載し別に圖面を差出すことを要せず右出願變更の場合は實用新案登録出願は特許出願又は意匠登録出願の時に爲したるものと看做さる

(七) 拒絶理由の提示に對する意見書の提出 審査官は出願を拒絶すべきものと認めたるときは出願人に對し其の拒絶の理由を通知すべきを以て出願人之に意見あるときは其指定期間内に意見書を提出することを得尙必要あるときは證據を提出すべし

九

出願公告 審査官が實用新案登録出願を拒絶すべき理由を發見せざるときは實用新案の要旨を實用新案公報に掲載して公告す(但し出願公告の決定ある迄は右決定の日より六箇月以内の公告猶豫の請求を爲すことを得其の請求書には二圓に相當する収入印紙を貼附し猶豫期間を記載するを要す尙(収入印紙には消印せざること)出願公告の日より出願書類の正本及附屬物件は特許局に於て出願書類の副本及附屬物件は大阪市に於て何れも公衆の閱覽に供せらる

右出願公告ありたるときは其の實用新案が登録せらるることに異議ある者は何人と雖ども出願公告の日より二箇月以内に於て登録異議の申立を爲すことを得(登録異議の申立書には三圓に相當する収入印紙を貼附すべし)(収入印紙には消印せざること)

登録異議の申立ありたるときは審査官は其の副本を出願人に送達し答辯書の提出を命ずべきを以て出願人は登録異議の申立に付反對の意見あらば其の指定期間内に意見並其の理由を詳説したる答辯書を差出すべし審査官は答辯書提出期間及登録異

十

登録査定ありたる場合 議申立期間の經過後に於て登録すべきや否を査定するものとす 前記出願の公告ありたるときは其の出願に係る考案に付ては出願公告の日より實用新案権の効力を生じたるものと看做さる

(一) 出願人の爲すべきこと 登録の査定ありたるときは其の査定の確定したる日より三十日以内(此期間は三十日以内に限り延長を請求することを不得)に第一年乃至第三年分登録料として二十一圓に相當する収入印紙を(収入印紙には消印せざること)納付書に貼附して差出すべし若し此の手續を怠るときは出願を無効と爲さるべし

(二) 實用新案権の存續期間は登録の日より十年なり而して登録料は左の如し

一	第一年乃至第三年	毎年	七圓
二	第四年乃至第六年	毎年	十五圓
三	第七年乃至第十年	毎年	二十五圓
第四年以後の登録料は前年に納付することを要し其の納付期間を經過したるときは六箇月以内			

に限り二倍の料金を追納することを得  
十一 拒絶査定ありたる場合 審査の上拒絶せられたる時不服ある場合に於ては其の査定を送達を受けたる日より三十日以内に抗告審判を請求す

ることを得  
抗告審判の審決を受けたる者不服ある時は其の審決が法令に違反したることを理由とする場合に限り審決の送達を受けたる日より三十日以内に大審院に訴することを得

### 商標登録出願心得

#### 目次

- 一 商標の意義
- 二 登録を受けることを得る商標
- 三 登録を受けることを得ざる商標
- 四 出願手續
- (甲) 願書
- (乙) 見本に付特に注意すべき事項
- (丙) 其の他願書差出の際の注意

- 五 商品の類別
- 六 出願中の心得
- 七 標章の登録
- 八 聯合の商標
- 九 團體標章
- 十 登録査定ありたる場合
- 十一 存続期間更新の手續
- 十二 拒絶査定ありたる場合

一 商標の意義 商標とは生産、製造、加工、選擇、證明、取扱又は販賣の營業を爲す者が自己の商品を他人の同種商品と區別せんが爲に使用する

標識にして文字、圖形、記號又は是等の組合はせより成るものを謂ふ故に商標の主たる任務は多數同種類の商品の存する場合に於て各商品を相互に

區別し得る點に存す従つて商標として最も有効なるものたるには明瞭に他と區別し得べき特徴を有するものなることを必要とす若し世人が商標を一

三 登録を受けることを得ざる商標  
(一) 菊花御紋章と同一又は類似の圖形を有するもの

見して直に其の商品の出所を知り其の商品の品質を識り更に進んで其の價値に至るまでも判別するを得んか獨り取引を爲す者の便益甚大なるに止らず商標を使用するの意義を完全ならしむるものと謂ふを得べし斯の如き商標を使用して始めて自家の信用を高め商品の聲價を維持し以て事業の發展を來すことを得べきなり因に世人往々商號の登記を爲すときは商標を登録したると同一なりと考ふるも大なる誤解なり

(二) 國旗、軍旗、勳章、褒章、記章又は外國の國旗と同一又は類似のもの  
(三) 白地に赤十字の記章又は赤十字若は「ジエネヴァ」十字の稱號若は文字と同一又は類似のもの  
(四) 秩序又は風俗を紊るの虞あるもの  
(五) 他人の肖像、氏名、名稱又は商號を有するもの但し他人の承諾を得たるものは此の限に在らず

二 登録を受けることを得る商標 商標と爲すことを得べきものは(一)に述べたるが如く文字圖形、記號又は是等の組合はせ等なるが商標として登録を受けんが爲には尙左の條件を具備することとを要す  
(イ) 商標が特徴を有し一見して他と識別し易きこと  
(ロ) 同一又は類似の商品に付き他人が先に同一又は類似の商標の登録を出願し若は其の登録を

(六) 同一又は類似の商品に慣用する標章と同一又は類似のもの  
(七) 政府の開設し道府縣若は之に準すべきものの開設し若は政府の認可を得て開設する博覽會又は外國に於ける官設若は官許の博覽會の賞牌賞狀又は褒狀と同一又は類似の圖形を有するもの但し其の賞牌、賞狀又は褒狀を受領したる者が其の商標の一部として其の圖形を使用せんと

四 出願手續

- するときは此の限に在らず
- (八) 取引者又は需要者の間に廣く認識せらるる他人の標章と同一又は類似にして同一又は類似の商品に使用するもの
- (九) 他人の登録商標と同一又は類似にして同一又は類似の商品に使用するもの
- (十) 登録失効の日より一年を経過せざる他人の商標と同一又は類似にして同一又は類似の商品に使用するもの但し其他人の商標が登録失効前一年以上使用せざりしものなる場合に於ては此限に在らず
- (十一) 商品の誤認又は混同を生ぜしむるの虞あるもの

文 例 (用紙美濃版)

収入印 紙七圓	商標登録願
見本	商標を附すべき商品 第何類 何々
	色の限定(着色限定の場合)

(甲) 願書 商標の登録を受けんとする者は一商標毎に付後に記載せる類別に従ひ一通の願書を作り之に各商標見本五通を添附して特許局に差出すべし

商標に施すべき色を限定して登録を受けんとする者は願書の「色の限定」の項下に其の商標の各部分に付色を指定し且見本に着色し尙願書の副本一通を添附すべし

願書は左の例に倣ひて認め正本には七圓に相當する収入印紙を貼附すべし(収入印紙は消印せざること)

私(私共)儀前掲商標に付登録相受度此段相願候也

年月日	出願人	氏名	印
特許局長官	氏名	殿	
添附書類目録	何々	何通	
何々	何通		
何々	何通		

國籍(外國人なる場合)  
住所(又は居所)

法人なるときは法人の  
名稱を記し其の側に代  
表者記名捺印すること

(乙) 見本に付特に注意すべき事項

- (イ) 見本は商標審査簿に貼附して審査其他の用途に充つるものなるを以て強靱にして貼附し易き紙料を用ひて作るべし従つて見本五通の中一通は堅く願書に貼附すべきも残る四通は随時剥ぎ取り得る様一端のみを美濃版の用紙に貼りて差出すべし
- (ロ) 「インキ」にて現はしたる見本は變色し易くして不完全なるが故に必ず容易に變色又は褪せざるが如きものにて現はし「インキ」を

使用せざること

- (ハ) 見本の大きさは長さ及幅各二〇「センチメートル」(曲尺六寸五分)以内とすること
- (ニ) 其他願書差出の際の注意
- (イ) 數人共同して商標の登録を出願する場合に於ては營業を共にすることを證する書面を添附すべし
- (ロ) 數人共同の出願の際代表者を定めざるときは各人互に代表するものと認めらるるを以て特に代表者を定めたる場合は其の旨届出ず



べし

- (ハ) 代理人に依る出願に在りては委任状、戸籍謄本又は商業登記簿謄本等代理權を證する書面を添附すべし
- 帝國内に住所又は居所を有せざる者が商標登録出願を爲す場合には帝國内に住所又は居所を有する代理人に依ることを要す
- (ニ) 同時に數箇の願書を差出す場合は商標登録願(イ)(ロ)の如く符號を附すべし斯くすれば特許局より願書番號の通知を受けたる場合出願人に於て何れの願書の番號なるやを容易に知ることを得べし
- (ホ) 願書の文例中「商標を附すべき商品」の項下には必ず第何類何々と類別竝に商品名を記入することを要す
- (ヘ) 他人の肖像、氏名、名稱又は商號を商標に使用する場合には其の他人の承諾を得たることを證する書面を添附すべし
- (ト) 博覽會の賞牌、賞狀又は褒狀を商標の一部として使用せんとするものは自己の受領に係るものなることを立證するを要す

五 商品の類別

- 第一類 化學品、藥劑及醫療補助品
  - 酸類、鹽類、亞爾加里、漂白粉、樹脂、膠、燐酒精、偏里設林、規那鹽、莫兒比涅、丁幾劑、舍利別、煎劑、水劑、浸劑、丸藥、膏藥、散藥、錠藥、煉藥、生藥、藥油、香精、石灰、硫黃、鎳水、麝香、打粉、食鹽、艾、黑燒、防腐劑、防臭劑、驅蟲劑、繻帶、錦紗、綿撒絲、脫脂綿
  - 海綿、「オブライト」、氷囊、水枕等
- 第二類 染料、顏料、媒染料及塗料
  - 藍玉、藍靛、紫根、紅、朱、丹、綠青、群青、洋靛、鉛白、胡粉、金銀粉、藤黃、染齒科、綠礬、明礬、漆、假漆、「ペイント」、澁、靴墨、革油、防鏽料、防水材料、耐火塗料等
- 第三類 香料及他類に屬せざる化粧品
  - 香水、香油、香袋、髮膏、白粉、化粧下等
- 第四類 石 鹼
- 第五類 齒磨及他類に屬せざる洗料
  - 齒磨粉、煉齒磨、齒磨液、洗粉、洗穢、洗液等
- 第六類 他類に屬せざる金屬及其の半加工品
  - 銑鐵、鍛鐵、鋼鐵、條鐵、鐵葉、軌條、鐵板、

- 鐵線、銅、銅板、銅線、鉛、鉛板、亞鉛、亞鉛板、錫、「アルミニウム」、「ニッケル」、水銀、卑金屬の合金等
- 第七類 他類に屬せざる金屬製品
  - 鑄物、打物、彫鏤品、編物、瑤瑠鐵器、銅箔、錫箔等
- 第八類 利器及尖刃類
  - 鎌、鋸、鑿、錐、鏝、斧、鉞、小刀、剃刀、庖丁、鉋、鑷、針、魚串、釘、鳶嘴等
- 第九類 貴金屬、其の模造物、「アルミニウム」金、「ニッケル」銀、「ブリタニヤ、メタル」及他類に屬せざる其の製品
  - 金、銀、白金、四分一、紫銅其の他貴金屬の合金、鍍品、「モール」、金箔、銀箔、彫鏤品等
- 第十類 寶玉類、其の模造物及他類に屬せざる其の製品
  - 金剛石、珊瑚、眞珠、瑪瑙、水晶、黃玉、碧玉彫鏤品等
- 第十一類 礦物類
- 第十二類 石材、其の模造物及他類に屬せざる其の製品

- 大理石、花崗石、人造石、砥石等
- 第十三類 漆喰及土砂の類
  - 漆喰、「セメント」、石膏、土瀝青、土砂、火山灰等
- 第十四類 他類に屬せざる陶器、磁器、七寶製品
  - 土器、瓦及煉瓦の類
- 第十五類 玻璃竝他類に屬せざる玻璃製品及瑤瑠質品
  - 玻璃板、玻璃管、玻璃壘、玻璃球等
- 第十六類 護謄、「エポナイト」、「ガタベルチャ」「ラバーサブスチチュート」及他類に屬せざる其の軟質製品
- 第十七類 他類に屬せざる機械器具及其の各部竝各種の調帶、「ホース」、「パッキン」
  - 汽罐、汽機、織機、紡績機、裁縫機、印刷機、揚水機、消火機、潛水器、「バルブ」、「コック」皮革調帶、護謄調帶、綿布調帶、護謄「ホース」布「ホース」、「アスベストス、パッキン」、「ゴム、パッキン」等
- 第十八類 理化學、醫術、測定、寫眞、教育用の器械器具、眼鏡及算數器の類竝其の各部

試驗管、外科用器具、齒科用具、度量衡器、感光膜、活動寫真映畫、製圖器、體操用器具、望遠鏡、顯微鏡等

第十九類 農工器具

犁、鋤、鍬、稻拔、桑拔、唐箕、耙、釘拔、鐵槌、繩墨、銚廻し、「スコップ」、「ショーベル」鶴嘴等

第二十類 車輛、船舶其他運搬用機械器具 其の各部

荷車、馬車、人力車、自動車、自轉車、小兒用車、航空機、鐵道車、車輪、「タイヤ」、「サドル」、「ペダル」等

第二十一類 時計並其の各部及附屬品

第二十二類 樂器、蓄音機並其の各部及附屬品

「ピアノ」、「オルガン」、「ヴァイオリン」、「マンドリン」等、三絃、胡弓、琵琶、月琴、木琴、笛、「ハーモニカ」、撥、樂器絲、蓄音機、音譜盤、蓄音機用針等

第二十三類 銃砲、彈丸及爆發物類

大砲、小銃、獵銃、短銃、火藥、綿火藥、「ダイナマイト」、雷管、煙火、水雷等

第二十四類 蠶種、野蠶種及繭

第二十五類 眞綿、木棉綿、麻、羽及毛の類並其の半加工品

第二十六類 生絲、絹絲、人造絹絲、野蠶絲、天蠶絲、金絲及銀絲

第二十七類 綿絲

第二十八類 毛絲

第二十九類 麻絲及第二十六類乃至第二十八類に屬せざる絲類

第三十類 絹織物

第三十一類 木綿織物

第三十二類 毛織物

第三十三類 麻織物

第三十四類 第三十類乃至第三十三類に屬せざる織物

第三十五類 他類に屬せざる絲類の編物、組物、撚物、「レース」、「ドロン」、「ウオーク」、刺

織品及各種の紐類

第三十六類 被服、手巾、釦紐及裝身用「ピン」

の類 衣服、冠、帽子、「カラ」、「カフス」、頸飾、襟

襪衣、「ズボン」下、胴締、手袋、足袋、「ハンカチーフ」、手拭、「タオル」、袱紗、風呂敷、甲馳「カフス、ズボン」、「ネクタイ、ピン」、「ブローチ」等

第三十七類 寢具及他類に屬せざる室内裝置品

寢臺、蒲團、枕、蚊帳、座蒲團、屏風、額、卓被、窓掛、敷物等

第三十八類 日本酒精及其の模造品

清酒、味淋、白酒、燒酎、燭酒、直し等

第三十九類 第三十八類に屬せざる各種の酒類及其の模造品

葡萄酒、「シヤンパン」、麥酒、「ブランデー」、「ベルモット」、「ウキスキー」等

第四十類 氷及清涼飲料類

曹達水、蜜柑水、「ラムネ」、「サイダー」、果實「シラップ」、果實液等

第四十一類 醬油、「ソース」及酢の類

第四十二類 砂糖及蜜の類

白砂糖、黑砂糖、「ザラメ」、氷砂糖、糖蜜、蜂蜜等

第四十三類 菓子及麵麩の類

干菓子、蒸菓子、掛け物、「ビスケット」、「カステーラ」、「ドロップス」、「アイスクリーム」、餡餅、砂糖漬、炒豆等

第四十四類 茶、珈琲、「ココア」及珈琲入角砂糖の類並其の模造品

第四十五類 他類に屬せざる食料品及加味品

肉類、越幾斯類、卵、鰹節、海苔、昆布、荒布佃煮、味噌、膏物、甘酒、漬物、胡椒等

第四十六類 獸乳、其の製品及其の模造品

牛乳、羊乳、「コンデンスミルク」、乳粉、「バター」、人造「バター」、「チーズ」等

第四十七類 穀菜類、種子、果物、穀粉、澱粉及其の製品

米、麥、粟、黍、稗、豆、蕈、乾瓢、球根、麩種、「モヤシ」、「ベーキングパウダー」、「イースト、パウダー」、麥粉、葛粉、麩類、湯葉、豆腐、豆乳、蒟蒻、凍豆腐、凍蒟蒻等

第四十八類 煙草類

第四十九類 煙草具及袋物

煙管、煙草入、煙管筒、薄荷「パイプ」、紙入、貨幣入、名刺入、信玄袋、「オペラバッグ」等

第五十類 紙及他類に屬せざる其の製品

日本紙、西洋紙、板紙、壁紙、油紙、澁紙、書簡筒、張文匣、一閑張、帳簿、水引等

第五十一類 文房具

筆、墨、印肉、印材、「インキ」、印刷「インキ」、石筆、鉛筆、萬年筆、「ペン」、「ペン」軸、硯、「インキ」壺、文鎮、筆筒、筆架、石盤、紙綴具、鉛筆削、「プロッター」、「シース」等

第五十二類 皮革、其の模造品及他類に屬せざる其の製品並各種の鞣類

毛皮、柔革、擬革布、擬革紙、馬具、革文匣、締革、「キヤットガット」等

第五十三類 固形燃料類

石炭、「コークス」、薪、炭、附木、懷燼灰等

第五十四類 燐寸

第五十五類 油脂及蠟の類

石油、菜子油、魚油、獸脂、木蠟、蜜蠟、蠟燭等

第五十六類 肥料

干鰯、鯢粕、油粕、肉粉、骨粉、血粉、糠、燐酸肥料、調合肥料、硫酸安母尼亞等

第五十七類 木竹材、籐、木皮、竹皮及經木の類

第五十八類 他類に屬せざる木、竹、籐、木皮、竹皮類の製品、其の漆塗品及蒔繪品の類、指物、挽物、曲物、編物、組物、桶、經木眞田等

第五十九類

骨、角、齒牙及甲殻の類、他類に屬せざる其の製品及其の模造品、他類に屬せざる「エボナイト」製品及「ガタベルチャ」の硬質製品並「セルロイド」及他類に屬せざる其の製品

第六十類 藁、草及他類に屬せざる其の製品

麥稈、疊表、筵、蓆、笠、繩、麥稈眞田等

第六十一類 傘、杖、履物及其の附屬品

傘、洋傘、杖、靴、下駄、草履、雪駄、鼻緒、爪掛等

第六十二類 扇子及團扇の類

第六十三類 燈器及其の各部

洋燈、燭臺、提燈、火屋、燈蓋、瓦斯「バーナ」、瓦斯「マントル」、燭心等

第六十四類 頭飾品、調髮具及「リボン」ノ類、造花並刷子類

櫛、筓、簪、「ヘヤ、ピン」、「ヘヤ、ネット」、手絡、根掛、髮止、鬘形、元結、巻、附鬘、入毛髮芯、髮掛「リボン」、裝飾「リボン」、齒刷子、化粧刷毛、埃取刷子等

第六十五類 玩具及運動遊戲具

鞠、碁、將棋、人形、獨樂、弓、球突具、押繪骨牌、野球具、庭球具、卓球具、擊劍柔道具等

第六十六類 圖書、寫眞及印刷物類

書籍、新聞紙、雜誌、「アルバム」等

第六十七類 燻料

線香、炷香、煉香、粉末香、蚊除線香、蚊除炷香、蚊除粉末香等

第六十八類 他類に屬せざる研磨料

磨粉、磨液、艶出布、艶出紙、研磨布、研磨紙等

第六十九類 電氣機械器具及其の各部並電氣絶縁

材料

發電機、電動機、廻轉變流機、整流機、周波數變換機、電信機、電話機、變壓器、電氣閉閉器、電流制限器、電流制御器、抵抗器、電熱器、電氣扇風機、電鈴、眞空球、電氣醫療器、電氣測

定器、電池、蓄電器、白熱電燈、孤光燈、懐中電燈、被覆電線、電氣絶縁用碍子、電氣機械器具用炭素、電氣絶縁用板、電氣絶縁用布、電氣絶縁用紙、電氣絶縁用護膜製品、電氣絶縁用混和物等

第七十類 他類に屬せざる商品

### 六 出願中の心得

(イ) 特許局に於て商標登録願書を受理したるときは出願人又は其の代理人に願書番號を通知す故に出願中の事件に付書類、見本等を差出すときは必ず之に其の願書番號(昭和何年何願第何號)を記載すべし

(ロ) 出願に付期間を定めて特許局より補充又は訂正等の通知を受けたるときは其の期間内に相當書類等を差出すか又は期間延長の許可を受くべし然らざるときは出願を無効と爲さるることあるべきを以て特に注意することを要す但し右期間延長請求書には金一圓に相當する収入印紙を貼附するこゝを要す(収入印紙には消印せざるこゝ)

(ハ) 特許局に差出せる書類又は見本は審査中又

は審判中に限り要旨を變更せざる程度に於て差出人を訂正又は補充することを得但し出願公告の決定後は登録異議の申立に因り審査官の命令ありたる場合の外訂正、補充を爲すことを得ず

(ニ) 出願中相續開始したるとき又は権利の讓渡ありたるとき其の他出願人の名義變更を要するときは承繼人は營業と共に承繼したる事實及被承繼人の營業を證する書面を添附し名義變更届(三圓に相當する収入印紙を貼附することを要す)を差出すべし(収入印紙には消印せざるこ

ミ) 尙届出人の権利に付持分又は不分割其の他の定ある場合には届出に其の旨を記載し其の事實を證する書面をも添附することを要す  
(ホ) 錯誤に因り二以上の類別に亘る二以上の商品に指定したる商標登録出願は出願中之を二以上の商標登録出願と爲すことを得但し此の場合其の旨を記載したる書面を差出し既に出願中の商標登録を一類別内の商品に付ての出願に訂正すると同時に他の各類別に屬する商品に付ては新なる商標登録出願を爲すことを要す上記

の場合に於ては各出願は最初の出願の時に於て爲したるものニ看做さる

(ヘ) 審査官が商標登録出願を拒絶すべき理由を發見せざるときは出願公告の決定を爲し出願人に決定書の謄本を送付すべきを以て出願人は謄本の送付を受けたる日より三十日以内に商標の印版一箇を差出すべし但し出願公告を爲せる後異議の申立ありて商標の變更せられたる場合に於ては登録料納付の際更に變更を加へたる商標の印版一箇を差出すことを要す

商標の印版は商標公報印刷の爲に使用するものなるを以て木版、細網版其の及活版印刷に適當なるものにして其の長さ及幅各十「センチメートル」(曲尺三寸三分)以内、厚さ二・四「センチメートル」(曲尺七分九厘二毛)のものなることを要す但し文字より成る商標の印版は長さ及幅各六・五「センチメートル」(曲尺二寸一分四厘五毛)以内と爲すべし

七 標章の登録 營利を目的とせざる業務に係る商品の標章を専用せむとする者は標章の登録を受けることを得而して標章は法律上商標と同様の取

扱を受くるものなるが故に標章登録出願の手續は總て商標登録出願の手續に準じて爲すべし

八 聯合の商標 次の如き商標は聯合の商標として出願せる場合に限り其の登録を受くることを得  
(イ) 同一の商品に使用する自己の商標に類似せるもの  
(ロ) 類似の商品に使用する自己の商標と同一なるもの

文 例 (用紙美濃版)

収入印紙七圓

聯合商標登録願

見本

商標を附すべき商品 第何類 何々  
色の限定(着色限定の場合)

聯合商標登録番號(願書番號)(符號)

私(私共)儀前掲商標を聯合の商標として登録相受度此段相願候也

國籍(外國人なる場合)  
住所(又は居所)

(ハ) 類似の商品に使用する自己の商標に類似せるもの

右の場合に於ては願書は左の例に倣ひて認め正本には七圓に相當する収入印紙を貼附すべし(収入印紙には消印せざること)尙互に類似せる商標の登録番號又は願書番號若は符號(イ)(ロ)の如きを附加することを忘るべからず

年月日 出願人 氏 名 印 (法人なるときは法人の  
名稱を記し其の側に代  
表者記名捺印すること)

特許局長官 氏 名 殿

添附書類目録

一何々 何通

一何々 何通

注意 出願せむとする商標と聯合すべき商標の登録出願後住所の變更ありたるときは先づ住所變更の手續を爲したる上出願を爲すべし(聯合商標登録出願の場合には聯合商標出願の文例に準すべし)

九 團體標章 同業者及密接の關係を有する營業者の設立したる法人にして團體員の營業上の共同の利益を増進するを目的とするものが團體標章の登録を受けたるときは其の團體員に限り自己の營業に係る商品に其の標章を専用することを得

- (一) 團體標章の使用の條件及之に違反したる者に対する制裁に關する事項
- (二) 團體標章權の侵害に因る各使用者の損害の補償に關する事項
- (四) 其他團體標章の使用に關し必要と認むる事項

團體標章登録願書は左の例に倣ひて認め正本には三十圓に相當する收入印紙を貼附すべし(收入印紙には消印せざるこゝ)

(一) 團體標章を使用する者の範圍に關する事項  
 ことを要する事項は左の如し

文 例 (用紙美濃版)

收 入 印 紙 三十圓

見 本

標章を附すべき商品 第何類 何々  
 色の限定(着色限定の場合)

私儀前掲標章に付團體標章として登録相受度別冊定款相添此段相願候也  
 國 籍(外國法人なる場合)  
 事務所

年月日 出願人 法人の名稱

特許局長官 氏 名 殿 代表者氏名 印

添附書類目録

一何々 何通

一何々 何通

注意 (聯合團體標章登録出願の場合には尙聯合商標登録出願の文例に準すべし)

十 登録査定ありたる場合 登録すべきものとすとの査定ありたるときは其の査定を確定したる日より三十日以内(此の期間は更に三十日以内の延長を請求することを得)に登録料として參拾圓(團體標章に在りては百圓)に相當する收入印紙を納付書に貼附して差出すべし(收入印紙には消印

せざる(こと)此の手續を怠るときは出願を無効とせらるる處あり

十一 存續期間更新の手續 商標の登録を受けたるときは其の商標を二十年間専用することを得るものなるが幾回にても存續期間更新の登録を受けることを得るものとす

存續期間更新の登録を受けむとする者は期間満了の日前三ヶ月乃至一年内に願書に商標見本五通及營業を證する書面を添附して特許局に差出すべきものなり存續期間更新登録願書は後に掲ぐる例に

文 例 (用紙美濃版)

做ひて認め正本には拾圓(團體標章に在りては五拾圓)に相當する収入印紙を貼附することを要す(収入印紙には消印せざる(こと))  
存續期間更新登録願は上述の如く期間満了の日より三ヶ月乃至一年以前に特許局に差出すべきものなるが若し此の期間に後ることありとするも期間満了の日より三十日以前なるときは遲滞の事由を疏明し別に二圓(團體標章に在りては十圓)に相當する収入印紙を貼附して更新登録願書を差出すことを得(収入印紙には消印せざる(こと))

収入印紙十圓

(聯合)商標權存續期間更新登録願

見本

登録番號 色の限定(着色限定の場合)

(聯合商標登録番號)

私(私共)儀前記商標權に付存續期間更新の登録相受度此段相願候也

國籍(外國人なる場合)

十二 拒絶査定ありたる場合 審査の上拒絶せられたるとき不服ある場合に於ては其の査定の送達を受けたる日より三十日以内に抗告審判を請求することを得

抗告審判の審決を受けたる者不服あるときは其の審決が法令に違反したることを理由とする場合に限り審決の送達を受けたる日より三十日以内に大審院に訴すべしを得

注意 商標登録後住所の變更ありたるときは先づ登録名義人の表示の變更登録申請を爲したる上願出つべし(標章權存續期間更新登録願の場合も此の文例に準すべし)

年月日	住所(又は居所)	出願人	氏名	名印
特許局長官	氏名	氏名	氏名	名印
添附書類目録	氏名	氏名	氏名	名印
一何々	何通	何通	何通	何通
一何々	何通	何通	何通	何通
一何々	何通	何通	何通	何通

法人なるときは法人の名稱を記し其の側に代表者記名捺印すること

# 意匠登録出願心得

## 目次

- 一 意匠の意義
- 二 意匠と實用新案との區別
- 三 登録を受くることを得る意匠
- 四 登録を受くることを得ざる意匠
- 五 登録を得ることを得る人
- 六 出願手續
  - (一) 願書
  - (二) 圖面
  - (三) 雛形又は見本
  - (四) 願書差出に際し注意を要する事項
- 七 物品の類別
- 八 出願中の注意
  - (一) 願書番號及意匠の名稱の記載
  - (二) 雛形又は見本
  - (三) 書類雛形又は見本等の訂正補充及改造
  - (四) 二類別に跨る物品を指定せる願書の訂正
  - (五) 圖面調製の申請
  - (六) 名義變更の届出
  - (七) 意匠登録願を實用新案登録願に変更する手續
  - (八) 拒絕理由の提示に對する意見書の提出
- 九 類似意匠
- 十 秘密意匠
- 十一 登録査定ありたる場合
- 十二 拒絕査定ありたる場合

- 一 意匠の意義 意匠法に所謂意匠とは「物品の目先を變へ人をして美觀若は趣味を感じしむる考案」を謂ふ從て物品の形狀、模様、色彩又は此等を種々に組合はせたる點に顯はれ來る外觀的のものにして其の品質構造又は製作方法等には關係なきものたり
- 二 意匠と實用新案との區別 意匠と實用新案とは一は物品の外觀を美麗ならしめ又は趣味を感じしむる如くなせる考案にして他は其の體裁の觀念を離れ専ら實用上の點に重きを置ける考案なり從て兩者は美的又は趣味的なると實用的なるとの差異あり一例を擧ぐれば劍、杖又は洋傘の柄を龍首或は狗頭等の形に工夫したる場合は意匠にして柄の形を携帶に便ならしめ或は懸け易くするが如き考案は實用新案に屬す
- 三 登録を受くることを得る意匠 登録を受くることを得る意匠は左の要件を具へざるべからず
  - (一) 新規なること 新規とは次の何れにも該當せざることを謂ふ
    - (イ) 登録出願前帝國内に於て公然知られ又は公然用ゐられたるもの若は之に類似するもの
- 四 登録を受くることを得ざる意匠
  - 一 菊花御紋章と同一又は類似の形狀、模様を有するもの
  - 二 秩序又は風俗を紊る處あるもの
  - 三 世人を欺瞞する處あるもの
- 五 登録を受くることを得る人
  - 一 考案者
  - 二 相續人

三 譲受人

但し被用者（法人の役員及公務員を含む以下同じ）が勤務に關して爲したる考案を使用者（法人及職務を執行せしむる者を含む以下同じ）が其の考案前の契約（勤務規程を含む以下同じ）により譲受けて出願する場合には其の考案が性質上使用者の業務範圍に屬し考案を爲すに至りたる行爲が被用者の任務に屬することを必要とする

六 出願手續

意匠の登録を出願するには先づ一意匠毎に後に記載する類別に従ひ一類別毎に願書

文 例（用紙美濃版）

収入印 紙貳圓	意匠登録願
一意匠の名稱(註一)	
一登録請求の範圍(註二)	
一意匠を現すべき物品(註三)	
一考案者の氏名、住所(居所)(註四)	
一(註五)	

一通を作り之に圖面四通と尙必要あるときは説明書一通を添へて特許局に差出すべし

圖面の内二通は後に登録を受くる際差出すを妨げず

特許局に願書其の他の書類を差出には直接持参し又は配達證明若は普通の書留郵便を以てするを得策とす

(一) 願書 願書は左の例に倣ひて認め貳圓に相當する収入印紙を貼付することを要す(収入印紙には消印せざること)

私(私共)儀前記意匠に付登録相受度此段相願候也

年月日	國籍(外國人なる場合)	住所(居所)	出願人(考案者) 氏 名
特許局長官 氏 名 殿			
添附書類			
一何々	何通		
一何々	何通		
一何々	何通		

同時に數箇の願書を差出す場合には意匠登録願(イ)意匠登録願(ロ)等の如く符號を附することを必要とす斯くすれば特許局より願書番號の通知を受けたる場合出願人に於て何れの願書の番號なるやを容易に知ることを得べし

願書作製に際し注意すべき事項  
註一 意匠の名稱何の考案なるかを最も簡單に記すべし例へば富士形鐵瓶

註二 登録請求の範圍 登録請求の範圍には新なる考案を施したる物品の形状或は模様を簡明に記すべきものとす例へば鐵瓶の形状を新

に工夫したる場合には其形をなせる鐵瓶、若し鐵瓶の提手のみに付て新規なる考案を施せる場合には其提手のみが登録請求の範圍となる而して其考案が形状のみの工夫なりや又模様のものなりや果た此等を組合はせたるものに係るやを示さざるべからず

登録請求の範圍は後に意匠法に依りて保護せらるべき權利の範圍となるものなれば特に明確に認むること肝要なり

註三 意匠を現はすべき物品後に記載する類別に従て其意匠を現はすべき物品を定むべし例



へば第七類鐵瓶

註四 考案者の氏名、住所 本項は考案者が出願人なる場合には記載することを要せず若し考案者数人あるときは尙共同の考案なることを證する書面を添附すべし

註五 本項には類似意匠登録願の場合に限り互に相類似する意匠の登録番號或は願書番號又は符號を記するものとす

註六 出願人が法人なる場合には出願人として法人の名稱を記し側に其の代表者記名捺印することを要す此の場合には(註四)の考案者の氏名等は必ず之を記載すべし尙此點に付ては

五の(三)但書を参照すべし(四)を注意すべし

(二) 圖面 圖面は次の標準に依りて作製すべし

(1) 一 用紙は礮水引美濃紙、覆寫紙(トレシングペーパー)又は覆寫布(トレシングクロス)を用ゐること

二 上に一・八「センチメートル」(曲尺

六分) 下に一・二「センチメートル」

(四分) 左に〇・六「センチメートル」

(二分) 右に四・二「センチメートル」

(一寸四分)を餘すこと

三 圖面は縦二四・二「センチメートル」(曲尺八寸)横一四・五「センチメートル」(四寸八分)を超ゆべからず

(2) 圖面に代へて寫眞を差出すときは寫眞に臺紙を附けず(1)の標準に依る紙面に貼附して差出すべし

(3) 紙面に貼附せる雛形又は見本を差出して圖面の差出に代へる場合に於ても其紙面は(1)の標準に依つて作るべし

(4) 圖面の各葉には出願人記名捺印することを要す

以上の如く調製したる圖面は之を二ツ折と爲さずして其の圖面を記載せざる右方の一端のみを願書と紙捻にて綴合はせ全紙を通じて一連の枚數を記入すべし

(三) 雛形又は見本 意匠に關して差出すべき雛形又は見本は三〇・三「センチメートル」(曲尺一尺)立方以内に於て之を作るべし但し此の制限に従ひ難きときは此の限に在らず

(四) 願書差出に際し注意を要する事項

(1) 考案者と出願人と異なる場合

(イ) 考案者の相続人が出願する場合には戸籍謄本又は遺言證書等考案の承繼を證する書面を添附すべし

(ロ) 他人の考案を譲受けたる者が出願をなす場合には其譲受人なることを證する書面を差出すべし譲受に關する契約書を差出すを最も可とす此場合には印紙税法により相當の收入印紙を貼附することを要す

(ハ) 被用者が勤務に關し爲したる考案を使用者が考案前の契約に依り譲受けて其の登録を出願する場合には其の考案が性質上使用者の業務範圍に屬し且其の考案を爲すに至りたる行爲が被用者の任務に屬するものなること及其契約を證する書面を差出すべし

(2) 共同出願の場合

(イ) 考案者と共同して出願する場合 此の場合に於ては別に其權利に付共有の事實を證する書面を添附すべし

(ロ) 代表者を定めたる場合 代表者を定め

たるときは其旨届出且つ其の事實を證する書面を差出すべし若し特に代表者を定めざるときは各人互に代表するものと認めらる

(ハ) 權利に付定めある場合 共同出願人の權利に付持分若は不分割の定めあるとき、持分の移轉に付豫め同意あるときは願書に其旨を認め且つ其事實を證する書面を添附すべし

(3) 代理人に依る出願の場合 此の場合には其代理權を證する書面(委任狀、戸籍謄本又は商業登記簿謄本の類)を添附すべし

帝國內に住所又は居所を有せざる者が意匠登録出願を爲す場合には帝國內に住所又は居所を有する代理人に依ることを要す

(4) 實用新案登録願を意匠登録願に變更する手續 實用新案登録出願者が其の實用新案登録願を意匠登録願に變更せんことを欲するときは新に意匠登録願(收入印紙貳圓貼付すること(イ)を要す)を差出し之に其旨を附記するを以て足り又實用新案登録願に對し「登録すべからず」の査定を受け其の最初の査定を送達を

受けたる日より三十日以内に於ても亦意匠登録願に變更することを得以上二つの場合の願書に添附すべき圖面は前に實用新案登録願に添附せるものを以て足るときは其旨願書に附記し新に圖面を差出すことを要せず  
以上の場合の意匠登録願は前の實用新案登録願を差出したる時に差出したるものと看做さる

七 物品の類別

- 第一類 被服及被服地  
衣類、袴、帶、襟、領卷、肩掛、涎掛、手袋、足袋等
- 第二類 頭飾、服飾及裝身具  
櫛、簪、根掛、胸飾、首飾、釦鈕、指環、徽章等
- 第三類 携帯品  
紙入、貨幣入、名刺入、煙草入、煙草、煙管筒、手提鞆等
- 第四類 傘、杖及鞭
- 第五類 化粧用品及衛生具  
石鹼、紙石鹼、化粧刷毛、齒刷子、垢摺、鏡等

- 第六類 家具、室内及屋外の裝飾品  
棚、箆筒、机、椅子、卓子、寢臺、額、屏風、衝立、暖爐、火鉢、花瓶、旗、幕等
- 第七類 飲食器及庖厨具  
膳、椀、皿、鉢、杯、菓子器、箸、茶器、珈琲具、鐵瓶、土瓶、鍋、釜、「バケツ」、手桶等
- 第八類 敷物  
緞通、油圍、花莖等
- 第九類 文房具  
硯、筆筒、文鎮、水滴、印材、肉池、硯箱、筆
- 第十類 燈器  
燭臺、手燭、燈籠、洋燈、瓦斯燈、電燈、提燈、燈蓋、火屋等
- 第十一類 時計及計器  
懷中時計、置時計、掛時計、羅針器、寒暖計、晴雨計、度量衡器等
- 第十二類 建物の附屬品  
障子、襖、扉、欄間、欄干、引手、釘隠、棚等
- 第十三類 他類に屬せざる織物、編物、組物及其の製品

八 出願中の注意

- 第二十四類 他類に屬せざる物品  
牙、甲殼類の製品
- 第二十三類 他類に屬せざる木、竹、骨、角、齒
- 第二十二類 他類に屬せざる金屬製品及石材製品
- 第二十一類 紙皮革及他類に屬せざる其の製品  
紋紙、紋革、擬革紙、襖紙、壁紙、表紙、色紙、短冊、書簡箋、書簡筒等
- 第二十類 車輛及其の附屬品  
人力車、自轉車、自働車、「タイヤ」、鎖車等
- 第十九類 容器及包装  
壘、罐、箱、紙袋、紙牌等
- 第十八類 菓子及其の他の食用品
- 第十七類 樂器、玩具及遊戲具
- 第十六類 扇及團扇
- 第十五類 履物及其の附屬品  
下駄、草履、靴、鼻緒、爪掛等
- 第十四類 冠物  
帽子、頭巾、笠等
- 第十三類 履物及其の附屬品  
下駄、草履、靴、鼻緒、爪掛等
- 第十二類 樂器、玩具及遊戲具
- 第十一類 菓子及其の他の食用品
- 第十類 壘、罐、箱、紙袋、紙牌等
- 第九類 車輛及其の附屬品  
人力車、自轉車、自働車、「タイヤ」、鎖車等
- 第八類 紋紙、紋革、擬革紙、襖紙、壁紙、表紙、色紙、短冊、書簡箋、書簡筒等
- 第七類 紙皮革及他類に屬せざる其の製品
- 第六類 金屬製品及石材製品
- 第五類 木、竹、骨、角、齒
- 第四類 牙、甲殼類の製品
- 第三類 他類に屬せざる物品

- (一) 願書番號及意匠の名稱の記載 特許局に於て願書を受理したるときは出願人又は其の代理人に願書番號を通知す故に爾後其の出願中の事件に付書類、雛形又は見本を差出すときには之に其の願書番號及び意匠の名稱を記載すべし
- (二) 雛形又は見本
  - (イ) 考案品の雛形又は見本は出願の際に差出すに及ばず審査上必要あるときは特許局は其の差出を命ず
  - (ロ) 雛形又は見本は可成三〇・三「センチメートル」(曲尺一尺)立方以内にて作るべし
  - (ハ) 特許局に差出したる雛形又は見本等の還附を受けんとする者は其差出の際豫め其旨申出づべし前記の中出をなしたるものは還附の通知を受けたる日より三十日以内に其の受取の手續をなすべし差出人還附の中出又は受取手續をなさざるときは特許局は適宜に處分すべし
- (三) 書類 雛形又は見本等の訂正補充及改造
- (イ) 特許局の通知に依る場合 出願に付期間を定めて特許局より補充又は訂正等の通知を

八 出受けたるときは其の期間内に相當書類を差出し若し若は期間延長の許可を受くべし然らざるべきは出願を無効と爲さるることあるべきを以て特に注意することを要す但し期間延長の請求書には壹圓に相當する収入印紙を貼附することを要す(収入印紙には消印せざることを要す)

(ロ) 出願人よりする場合 特許局に差出したる書類、雛形又は見本は審査中又は審判中に限り考案の要旨を變更せざる程度に於て差出人之を訂正補充又は改造することを得

(四) 出願の際誤つて二以上の類別に亘る二以上の物品を指定したるときには願書を訂正し二つ以上の出願となすことを得

(五) 圖面調製の申請 意匠登録出願に關し圖面の調製方を申請せんとする者は申請の際雛形、見本又は下圖を差出すべし但し特許局に差出したる雛形、見本又は下圖に依りて調製することを得る場合には更に差出すに及ばず此場合には一枚に付壹圓以上參拾圓以下に於て特許局の定むる料金を納付することを要す

(六) 名義變更の届出 出願中相續開始したるとき又は登録を受くる権利の讓渡ありたるとき其の出願人の名義變更を要するときは承繼人は證明書を貼付し名義變更届(壹圓に相當する収入印紙を貼付すること)を要す(但し収入印紙には消印せざることを要す)

(七) 意匠登録願を實用新案登録願に變更する手續 意匠登録願は實用新案登録願に變更することを得前の意匠登録願に對し「登録すべからず」との査定を受けその最初の送達を受けたる日より三十日以内に於ても亦然り此の實用新案登録願は前の意匠登録願を差出したる日に爲されたものと看做さるる利益有り此點に付ては實用新案出願心得を見られたし

(八) 拒絶理由の提示に對する意見書の提出 審査官は審査の上出願を拒絶すべきものと認めたるときは出願人に對し拒絶の理由を通知すべきを以て出願人之に不服あるときは其の指定期間内に意見書を提出することを得尙必要あるとき

九 類似意匠 同一類別内の物品に現はす意匠にして自己の登録意匠又は出願中の意匠に類似するものは類似意匠として登録を出願することを得此

は證據を提出すべし

文 例 (用紙美濃版)

収入印紙壹圓		類似意匠登録願	
一 意匠の名稱			
一 登録請求の範圍			
一 意匠を現すべき物品			
一 考案者の氏名、住所(居所)			
一 原意匠登録番號又は願書番號(符號)			
私(私共)儀前記意匠に付類似意匠として登録相受度此段相願候也			
年 月 日	出願人(考案者) 氏 名	國 籍(外國人なる場合)	住 所(居所)
特許局長官 氏 名 殿	添 附 書 類		

の願書に貼附すべき収入印紙は普通料金の半額壹圓にて足る願書は左の例に倣ひて認むることを要す

一何々	何通
一何々	何通

尙普通願書の註を参照せらるべし

類似意匠の意匠権は最先に發生したる意匠権と合體するものにして其存續期間は原意匠権の殘續期間とす

類似意匠登録願書に押捺すべき印章は原意匠登録願書に用ゐたるものと同一のものならざるべからず若し改印したる場合には其の證明書を貼附することを要す

原意匠登録出願後住所を變更したるときは先づ住所變更の手續をなしたる上類似意匠登録願を差出すべし

**十 秘密意匠** 意匠登録を出願する者は其意匠を登録後三年以内秘密にせんことを請求することを得右の請求は出願の際に爲すことを要し願書の外に秘密意匠の請求書を添附し之に秘密にする年限を記し貳圓に相當する収入印紙を貼付せざるべからず(収入印紙には消印せざるべし)尙圖面其の

他之に加へて差出すものは之を密封し「秘密意匠」と朱書して差出すことを要す

**十一 登録査定ありたる場合**

(一) 出願人の爲すべきこと 登録査定ありたるときは其の査定の確定したる日より三十日以内(此期間は三十日以内に限り延長を請求することを得)に第一年乃至第三年分の登録料九圓に相當する収入印紙(収入印紙には消印せざるべし)を納付書に貼付して差出すべし又出願の際圖面二通のみを差出したる者は尙ほ二通差出すことを要す若し以上の手續を怠るときは出願を無効と爲さるべし

(二) 意匠権の存續期間は登録の日より十年なり而して登録料は左の如し

- 一 第一年乃至第三年 毎年 金參圓
- 二 第四年乃至第十年 毎年 金五圓

類似意匠の登録料は每件一時に金參圓

第四年以後の登録料は前年に納付することを要し其納付期間を経過したるときは六箇月以内に限り追納することを得但し此の場合には二倍の料金を納付せざるべからず

**十二 拒絶査定ありたる場合** 審査の上登録を拒絶せられたるとき不服ある場合に於ては其の査定を送達を受けたる日より三十日以内に抗告審判

を請求することを得

又之を實用新案の登録願に変更し得ることに付ては前に述べたり(八の(八)参照)

抗告審判の審決を受けたる者不服あるときは其の審決が法令に違反したることを理由とする場合に限り審決の送達を受けたる日より三十日以内に大審院に抗訴するべし

### 横濱化粧品卸商同業組合事績

○横濱化粧品卸業沿革

横濱市の化粧品卸業は、最初靜岡縣人により創始せられ、次で埼玉縣人勢力を占むるに至りたるものにして、其業態は初め荒物雜貨卸業に起りしものなるも、本邦化粧品の發達に因り、化粧品卸業の隆起を見るや、荒物雜貨卸業の客體なりし、化粧品卸業が漸く地歩を占め來り、遂に主體を凌駕して、漸々化粧品卸業に變化せるものにして、今尙ほ小荒物雜貨を兼營するは此の歴史によるものなり。現在在各府縣人の從事する處にして、顧客方面も初め横濱市

を主として、販賣區域を越せるもの、卸業の基礎鞏固となるに及び、神奈川縣を最も濃厚に、關東東北各府縣に活動し支那、南洋等に輸出するに至り、其販賣年額五百萬圓を超過するに至りたり

石鹼業は、維新前磯子の堤磯右衛門の創業に始まり、明治廿八年平沼に米人コキング焚石鹼の製造をなし、南太田町の平渡平三郎が神戸より苦心習得して、石鹼製造を開始し、其他浮島米造、山川安五郎田中半次郎等同業を開始したるもの、横濱石鹼業中の最初の第一頁を飾るものにして、其後一興一廢し